

# 教職員研修の手引

島根県教育委員会

令和6年4月



# はじめに

～ワクワクしながら新たな知識・技能の修得に継続的に取り組んでいきましょう～

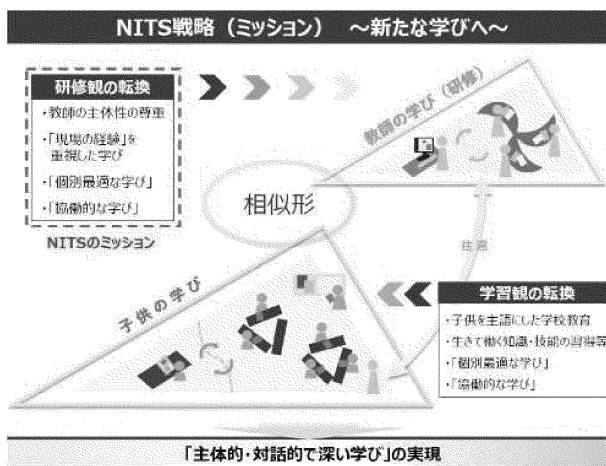
令和4年12月19日、中央教育審議会により『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）』が取りまとめられました。その本文の中に次のような記述があります。

明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから、令和4年9月4日で150年を迎えた。当時の文部省は、学制公布に先立ち明治5年5月に東京に直轄の師範学校を創設し、同年9月開校した。つまり、計画的な教師の養成が開始されてから、150年を迎えたとも言える。この間、教師の養成や免許に関する制度は大きく変化した。どの時代においても、教師が公教育の要であることには変わりはない。

教育基本法第9条にもあるように、教師は、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努め」ることが求められている。教育の本質は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いにあり、知識、技術の伝達とともに、教育を受ける者の人格の完成を目指してその成長を促す営みである。いかなる過程を経て教職に従事することになるかに依らず、教育の直接の担い手である教師には、絶えず研究と人格の修養に努めることが求められる。

教育の力もあって我が国は150年で今日の繁栄を成し遂げました。日本の75年先、あるいは150年先の未来を創造していくのは目の前にいる子どもたちやその子孫たちです。未来を担う子どもたちをどう育てるかが示されている令和4年の答申には、

「新たな教師の学び」や「教師の学びと生徒の学びは相似形」といった内容が盛り込まれています。「教師の学びと生徒の学びは相似形」という点については、NITS（独立行政法人教職員支援機構）が右図のように示しています。子どもたちが主体的に



個別最適な学びや協働的な学びに向かう（NITS戦略～新たな学びへ～令和4年7月 独立行政法人教職員支援機構）による

ためには、われわれ教員も主体的に個別最適な学びや協働的な学びに向かう必要があります。子どもたちがワクワクしながら学び続けるためには、われわれ教員もワクワクしながら学び続ける必要があるでしょう。

島根県教育委員会は昨年4月に5年ぶりに育成指標を改定しました。また、教員免許更新制度の発展的解消によって研修履歴を活用した人材育成がスタートしたことを受けて、島根県教育センター研修情報システムの運用を開始しました。「学び続ける教職員の育成と校内のOJTを支援する教育センター」を基本姿勢とする島根県教育センターが作成するこの冊子も、図表を増やしてビジュアル化したり、二次元コードで発展的な情報につなげられるようにしたりなど、リニューアルを実施しています。子どもたちに学び続ける背中を見せるため、島根県教育センター研修情報システムを駆使し、ワクワクしながら高度な専門職として新たな知識・技能の修得に継続的に取り組んでいきましょう。

令和6年4月

島根県教育委員会  
(島根県教育センター)

# 目次

第1章 島根がめざす教育	
1 教育の魅力化	2
2 基本理念	3
3 育成したい人間像 育成したい力	3
第2章 教職員の職務と研修	
1 教職員に求められる資質能力	
1 豊かな人間性と職務に対する使命感	8
2 子どもの発達の支援に対する理解と対応	8
3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度	9
4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力	9
5 よりよい社会をつくるための意欲・能力	9
2 教職員としての心構え	
1 やりがいのある教職員のつとめ	10
2 学び続ける教職員	10
3 授業づくりに励む教職員	10
4 教育環境を整える教職員	10
5 教職員の温かさと厳しさ	11
6 先輩や同僚に学ぶ素直さ	11
7 地域社会とともに子どもを育む教職員	11
8 組織の一員としての教職員	11
3 教職員と研修	
1 研修の意義	12
2 人材育成の機会	12
3 研修の種類	13
第3章 学校の教育活動の計画と組織運営	
1 教育課程	
1 教育課程の捉え方	16
2 学習指導要領	16
3 教育課程の編成・実施に当たって	16
2 児童（生徒）指導要録と通信票	
1 児童（生徒）指導要録	17
2 通信票	17
3 学級経営	
1 学級経営の基本	18
2 学級経営案の作成と活用	19
3 家庭との連携	20
4 日常の指導および支援	21
4 学校評価	
1 学校評価の目的	22
2 学校評価と情報提供に関する規定	22
3 学校評価の種類・位置付けとPDCAサイクルに基づいた学校評価システム	22
4 手段としての学校評価	23
5 実効性の高い学校評価の推進	23
5 学校組織マネジメント	
1 学校組織マネジメントとは	24
2 学校組織マネジメントの仕組み	24
3 学校組織マネジメントと他者との連携・協働	24
6 カリキュラム・マネジメント	
1 カリキュラム・マネジメントとは	26
2 カリキュラム・マネジメントの全体像	26
3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて	27
4 教育課程の編成や改善に取り組む手順（例）	27
7 教職員のメンタルヘルス	
1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題	28
2 予防的取組	28
3 復職支援	30
8 危機管理	
1 学校における危機管理	31
2 学校安全	32
3 学校保健・学校給食	35
4 教職員における危機管理	38
第4章 各教育活動	
1 学力を育む	40
2 授業づくり	
1 学力・学習状況に係る本県の状況	41
2 課題解決のための授業改善の視点	42
3 学習評価	43
3 言語活動の充実	
1 なぜ言語活動の充実か	45
2 言語活動を充実するために	45
4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	
1 「主体的・対話的で深い学び」とは	47
2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点	47
5 道德教育	
1 「特別の教科 道德」について	49
2 教育活動全体を通じて行う道德教育	49
3 道德科の目標	49
4 道德科の評価	50
5 高等学校における道德教育	51
6 特別支援学校における道德教育	51
6 特別活動	
1 特別活動を充実させる	52
2 小・中学校における特別活動	52
3 高等学校における特別活動	53
7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	
1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容	55
2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価	55
3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導	55
8 学校図書館活用教育	
1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ	57
2 学校図書館を利活用した学習の充実による情報活用能力の育成	57
3 計画的な読書活動指導の推進	57
9 主権者教育	
1 主権者教育の必要性	58
2 主権者として求められる資質・能力	58
3 実践的な学習活動	58
4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点	58
10 ICTの活用の推進	
1 社会の変化と Society 5.0	59
2 教育の情報化	59
3 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成	60

4	教科指導における ICT 活用：ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等	62
5	校務の情報化：教職員が ICT を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等	64
<b>11</b>	<b>ものづくり活動</b>	
1	小・中学校におけるものづくり活動の推進	65
2	高等学校におけるものづくり教育の推進	65
<b>12</b>	<b>持続可能な開発のための教育 (ESD) ・ 持続可能な開発目標 (SDGs)</b>	
1	持続可能な開発のための教育 (ESD) とは	66
2	持続可能な開発目標 (SDGs) とは	66
3	学校における取組 (国立教育政策研究所の提案から)	67
4	ユネスコスクール	67
<b>13</b>	<b>国際理解教育</b>	
1	国際理解教育の充実	68
2	国際化に対応するための言語能力の育成	69
3	小学校外国語教育	70
4	竹島に関する学習	70
<b>14</b>	<b>竹島に関する学習</b>	
1	竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである	71
2	学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある	71
3	竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか	71
4	指導者に求められること	72
<b>15</b>	<b>ふるさと教育</b>	
1	ふるさと教育とは	73
2	主な取組	73
3	ふるさと教育を支える 学校・家庭・地域の連携・協働	75
<b>16</b>	<b>「しまねのふるまい」</b>	
1	「ふるまい」定着のめざすところ	76
2	具体的な取組	76
3	学校教育活動における「ふるまい」定着の推進	76
<b>17</b>	<b>へき地教育・複式教育</b>	
1	島根県の現状など	77
2	へき地教育・複式教育を推進するにあたって	77
3	へき地教育・複式教育のとらえ	77
4	へき地教育・複式教育における留意点	78
<b>第5章 基盤となる指導</b>		
<b>1</b>	<b>人権教育</b>	
1	「しまねがめざす人権教育」	80
2	「大人が子どもを大切にしている実践」	80
3	人権教育の進め方	81
4	人権教育の推進にあたって大切にしたいこと	82
<b>2</b>	<b>特別支援教育</b>	
1	全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育	84
2	障がいの捉え方	84
3	インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進	85
4	特別支援教育における教育課程と留意点	86
5	特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組	88
6	特別支援教育に係る支援体制	89
7	「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進	90

<b>3</b>	<b>生徒指導</b>	
1	生徒指導の意義 (定義と目的及び実践上の視点)	91
2	生徒指導の構造	91
3	生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点	92
4	生徒指導と教育課程	93
5	チーム学校における生徒指導体制	94
6	個別の課題に対する生徒指導	97
<b>4</b>	<b>幼小の連携・接続</b>	
1	幼児教育の充実	101
2	幼小の連携	101
3	幼小の接続	101
<b>5</b>	<b>健康教育 (学校保健)</b>	
1	学校における健康教育の位置づけ	102
2	学校保健の構造	102
3	学校保健の推進にあたって	104
4	「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について	104
<b>6</b>	<b>食育</b>	
1	学校における食育の推進	106
2	「生きた教材」としての学校給食	106
<b>7</b>	<b>体力づくり</b>	
1	島根県の児童生徒の体力の現状	108
2	体力向上に向けて	109
<b>8</b>	<b>キャリア教育</b>	
1	キャリア教育の必要性	110
2	キャリア教育と職業教育	111
3	キャリア教育の推進	111

## 第6章 社会教育

1	社会教育とは	114
2	社会教育を進める社会教育主事・社会教育士	114
3	社会教育の拠点である社会教育施設	114

## 第7章 教職員の服務

<b>1</b>	<b>教職員の服務と勤務等</b>	
1	教職員の身分	116
2	教職員の服務	116
3	勤務	118
4	休日・休暇	120
5	教育活動に係る事務の種類と実際	122
<b>2</b>	<b>教職員評価</b>	
1	評価制度の基本的な考え方	124
2	教職員の評価システムの構成	124
<b>3</b>	<b>教職員の働き方改革</b>	
1	教職員の働き方改革を進める目的	125
2	「教職員の働き方改革プラン」基本方針	125
3	プラン達成に向けた数値目標	125
4	プランを達成するための主な手立て	125
5	プランにおける数値目標の達成状況	126
6	今後の対応の方向性	127
<b>4</b>	<b>教員免許更新制の発展的解消と「新たな教師の学びの姿」</b>	
1	ねらい	128
2	要点	128
3	留意点	129

巻末	研修参考資料	130
----	--------	-----



# 第1章

島根がめざす教育

# 島根がめざす教育

令和2年1月の「今後を見通した島根県の教育の在り方について」（島根県総合教育審議会答申）を受け、令和2年3月に県の教育振興基本計画である「しまね教育魅力化ビジョン」（以下「教育ビジョン」という）が策定され、さらに令和3年3月には、「教育ビジョン」で示す「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」づくりを具体的に推進するため、「しまねの学力育成推進プラン」（以下「推進プラン」という）が策定されている。

次に示す教育ビジョン・推進プランの「教育の魅力化」「基本理念」及び「育成したい人間像 育成したい力」に基づき、本県教職員として教育の充実発展に努めることが必要である（詳細については教育ビジョン・推進プランを参照のこと）。

しまねの教育情報 Web(EIOS)

〔教育ビジョン〕

〔推進プラン〕



## 1 教育の魅力化

(1) 「教育の魅力化」とは

島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくこと

(2) 誰にとっての魅力なのか

なにより、子どもたちにとっての魅力であり、保護者、教職員、そして子どもたちや学校を支える地域の人々にとっての魅力でもある。「子どもたちがもっと学びたい教育、保護者が学ばせたい教育、地域が応援したい教育、教職員の個性や主体性・多様性が生かされる教育」となることを目指す

(3) 島根らしい魅力ある教育とは

豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域に開かれた教育

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたち一人一人の魅力や個性を伸ばし、自己実現を支援する、主体性と多様性を尊重する教育

温かな人のつながりや勤勉で粘り強い県民性を生かし、子どもも大人も共に学び続ける、対話的・探究的な教育

(4) 「教育の魅力化」推進のポイント

教育目標  
の明確化

地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、対話を通して地域の子どもたちに育成したい力（資質・能力）や教育の目標を明確にし、学校・家庭・地域が共有すること

基礎学力  
の充実

発達の段階に応じた知識・技能を習得・活用する過程で、子ども自身が自分なりの試行錯誤を繰り返すことにより、必要に応じて使いこなせる基礎学力を確実に定着させること

学校と地域  
の協働

子どもたちの育ちを学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校と地域が連携・協働しながらよりよい教育環境を実現すること

異校種間  
の連携

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を貫いた一体的・系統的な教育活動を実現し、一人一人の成長・発達に応じた校種間の連携を確実にすること

## 2 基本理念

### ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり

グローバル化の進んだ現代社会は、身近な日々の暮らしが世界の課題と直結した社会でもある。環境、貧困、人権、平和、開発などの諸問題に対して「世界的な視野で考え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）」ことが求められており、2030年までに持続可能な社会を目指す世界のマスタープランとして国連が掲げるSDGsを教育の中心に置く取組も進められている。

- ・このような時代を生き抜くため、子どもたちが自身の生まれ育った地域との確かな絆を原点として主体的な学びを立ち上げようとする本県の「教育の魅力化」の取組は、「ふるさと島根を学びの原点にもつ」という視点から捉えることに教育上の意義や重要性がある。
- ・家族に愛され、地域の人々から大切にされて育つこと、また豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業など地域の資産を直接経験することの中から、周囲の人々や生まれ育った地域を好きだと感じ誇りに思う気持ちが育つ。それが自分の存在への感じ方に反映された結果、自分を肯定的に捉えようとする気持ち（自己肯定感）が育ち、そこを原点として、自分のしたいこと、すべきことを発見し、地域社会や日本の将来、あるいは世界の未来に羽ばたこうとする心豊かな人を育てたい。
- ・そのために必要な教育として、地域社会のよい面ばかりではなく、人口問題をはじめとする深刻な状況、厳しい現実と向き合う力を育てることが重要である。
- ・また、外から与えられる問題を解くばかりではなく、今後の社会では、自ら問題を発見したり解くべき課題を創ったりする力を育てる必要がある。
- ・ふるさと島根での学びを自らの原点にもつ人は、県内に留まり島根の未来を創る人や、どこにいても島根を想う人、あるいは世界を島根に呼び込もうとする人に育つと考える。

## 3 育成したい人間像 育成したい力

平成26年7月に策定された第2期しまね教育ビジョン21では、3つの教育目標とそのような力を備えた人間像を、次のように示してきた。

1. 向かっていく学力（夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます）
2. 広がっていく社会力（多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます）
3. 高まっていく人間力（自他を等しく大切に、共に生きようとする人を育てます）

教育ビジョンでも基本的な方向性は継承しつつ、学力を育む、社会力を育む、人間力を育むの3つの観点から、子どもの育ってほしい姿（今後の社会を生き抜く上で育成することが望まれる人間像）と、それぞれの人間像に必要な力を示している。

また、これらの「育成したい人間像」や「育成したい力」は、子どもたちだけに必要なものではなく、大人たちにも必要なことであると考えている。

## 人間像 1 自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人

学力を育む（より広くは学びの力を育む）観点からの人間像。

- ・複雑化・多様化した現代社会の課題の解決は、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められる。
- ・受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしい。

### 【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕  
基礎的な知識・技能を  
身に付け、生かす力

- ・基礎学力（基礎的な知識・技能）
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術（ICT）を学びに生かす力

〔深め広げ豊かにする〕  
自分の考えや意見を構  
築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協同の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考えや意見を構築し、伝わるように表現する力

〔人生や社会に生かす〕  
夢や志を形成し、やり遂  
げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

## 人間像 2 人とのかかわりやつながりを大切に、新たな社会を創造する人

社会力を育む（これからの社会の形成者を育成する）観点からの人間像。

- ・基準・規範が曖昧化する現代社会においては、渾然とした価値観が整理されないまま交錯・混在し、わかってもらえるはず、通じるはず、といった安易な前提が通用しなくなっている。わかたふりや通じたつもりが、後に大きな対立や不信につながることもさもある。
- ・多様な価値観をもつ他者とのコミュニケーションに対して積極的に開かれた心を持ち、わかりにくいことをわかつてもらう気持をもつとともに、国際的な感覚やコミュニケーション力を身に付け、積極的に社会を創造しようとする人になってほしい。

### 【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕  
人々との交流から、自分  
の世界を広げる力

- ・家庭や地域で育まれる基礎的コミュニケーション力
- ・家庭生活や地域の人々との交流から育まれる基本的な社会性
- ・グローバル化の時代を生き抜く国際感覚とコミュニケーション力

〔深め広げ豊かにする〕  
多様な人と合意形成を図  
り、物事を進めていく力

- ・自分とは異なる見方や意見をもつ多様な人との交流に柔軟に開かれた心
- ・経験のないことにも、しなやかに向き合う力
- ・学校生活、集団生活の中で育まれるリーダーシップとフォロアーシップ

〔人生や社会に生かす〕  
相違や対立を乗り越え、  
新たな価値を見いだす力

- ・意見の相違や対立の向こうに、新たな解決を見いだそうとする力
- ・家庭や学校、地域での自己の社会的役割を自覚し、人と力を合わせて協働する力

### 人間像3 自然や文化を愛し、自他を共に大切にできる優しく強い人

人間力を育む（心豊かに生きる力を育む）観点からの人間像。

- ・島根の豊かな自然や文化を、子ども時代に身体に染み込ませるように体感しながら育つことは、やがて地球環境を守り異文化を尊重する気持ちにもつながっていく。
- ・人と人との関係の希薄化が大きな問題として指摘される現代社会において、島根の各地域に残る相互に助け合う社会のよさを家庭や学校の教育に取り入れていくことから、自分を大切にし他者を思いやる心が育つ。
- ・相互に理解を深め、多様性を認めあうバリアフリーでインクルーシブなセンスをもった、人間性豊かな人に育ってほしい。

#### 【育成したい力】

〔学びの支えを築く〕  
多様な自然や文化を、知ろうとする力

- ・日本や世界の多様な自然や文化を、積極的に知ろうとする力

〔深め広げ豊かにする〕  
見えにくいことにも気づき、考え行動する力

- ・自然や文化を享受するだけでなく、守り継承していく力
- ・島根のよさや課題を自分のことばで表現し、人に伝えていく力
- ・困っている人やうまくいかなさを抱えている人に気づき、理解しようとする力

〔人生や社会に生かす〕  
人々や地域に感謝し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

- ・豊かな自然や文化を味わうことのできる感性
- ・自分を取り巻く人々や地域への愛情と感謝、ふるさとを誇りに思う気持ち
- ・家庭や地域で愛されて育つことを通じて育まれる自尊感情
- ・時代に沿った新たな規範を模索し、誰もが心地よい居場所を作ろうとする力

以上のように、教育ビジョンでは、教育の魅力化の基本理念について示された上で、「教育を通じて目指す地域社会の姿」「家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開」「教育環境の充実」についても述べられている。それぞれの内容についても参照されたい。

また、教育ビジョンで示された基本理念に基づき、推進プランでは、人間像1「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」づくりを具体的に推進するための取組について、「授業の質の充実」、「家庭学習の充実」、「地域に関わる学習の充実」を3つの柱として、次のように示している（詳細については推進プランを参照のこと）。

しまねの教育情報 Web(EIOS)

〔推進プラン〕



## 授業の質の充実

- 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む授業の展開
  - ・主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進
  - ・ICTの効果的な活用
  - ・指導と評価の一体化の重要性に係る理解促進
  - ・学力と学習状況の分析に基づく授業の改善
  - ・各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実
- 教職員の指導力向上
  - ・教育情報の発信
  - ・学校マネジメントの強化
  - ・教育センター研修講座の充実
  - ・小中高合同授業研修会の開催
- 評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）

## 家庭学習の充実

- 学校・家庭・地域での家庭学習の意義の共有
  - ・意義の発信
  - ・好事例の収集・発信
- 家庭学習の充実に向けた取組の推進
  - ・家庭学習を見通した授業の在り方の研究
  - ・ICTを活用した家庭学習の在り方の研究
  - ・子どもたちに自主性を育む「家庭学習計画表・確認表」の作成
  - ・子どもの居場所との連携
- 評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）

## 地域に関わる学習の充実

- 総合的な学習（探究）の時間の充実
  - ・「総合的な学習（探究）の時間」ガイドブックの作成及び研修の実施
  - ・オンラインによる探究学習推進担当者の学び合いの場の提供
- 小中高の連携及び一貫性をもった取組の展開
  - ・ガイドブックを活用した研修の実施
  - ・小中高が連携した総合的な学習（探究）の時間の成果発表会の検討・実施
- 評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）

## 第2章



### 教職員の 職務と研修

# 1 教職員に求められる資質能力

教職員として求められる基本的な資質能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、時代の変化に対応してその時代時代に求められるものがある。社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた資質能力の向上が不可欠である。職務に関わる専門的知識・技能の他、様々な課題に対応するための実践的指導力の向上を図るためには、常に探究心を持ち自主的に学び続ける力が求められている。また、学校組織の一員としてのコミュニケーション能力、他者と連携・協働する力も大切である。

## 島根県の教職員として求められる基本的な資質能力

- 豊かな人間性と職務に対する使命感
- 子どもの発達の支援に対する理解と対応
- 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度
- 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力
- よりよい社会をつくるための意欲・能力

### 1 豊かな人間性と職務に対する使命感

子どもたちの教育に直接携わる教職員には、生命尊重・人権尊重の精神はもとより、教育的愛情、総合的な人間性、幅広い視野・知識、多様な価値観を尊重する態度、自己評価能力、豊かな感性を身に付けていることが極めて大切である。また、当然ながら、教職員としての職務に対する使命感や責任感、探究心をもち学び続ける意識と自律的に学ぶ姿勢、そして求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことができる力、更には服務規律と法令遵守の意識が不可欠である。ふるさとを愛し、地域を担う人材を育成するという観点からは、教職員自らがふるさとを愛する気持ちをもつとともに、島根県や学校が所在する地域の自然・歴史・伝統・文化をよく理解し、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度もまた大切である。

### 2 子どもの発達の支援に対する理解と対応

いじめ、不登校、問題行動等、様々な行動の内に潜む子どもの微妙な心の動きに対し、教職員は子どもを共感的に理解できる観察力や感受性ととともに、行動と背景についての洞察力、個に応じた指導力や集団を理解する力が求められる。そこで教職員は、子どもの心の動きを的確に理解し、発達の段階に応じた成長を支援するため、カウンセリングをはじめ、様々な子ども理解の手法についての知識や技法を身に付ける必要がある。また、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることも必要である。そして、障がいのあるすべての子どもに対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、学習上及び生活上の困難を適切に把握し、その改善・克服のための共通理解とインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた児童生徒等への対応力をもつことが大切である。

### 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

学校教育においては、教科指導の占める割合は大きく、教員は教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力をもつとともに、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現に必要な力、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究及び学習評価の改善・充実に必要な力、新たな学びや教育課題（道徳教育、小学校における外国語教育、ICTの活用等）に対応できる力量、へき地・複式教育の指導に関する知識・技能を身に付けることが大切である。

ICT や情報の利活用については、一人一人の教職員が学校における ICT の活用の意義を理解し、授業や校務等に ICT を効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことや、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することが求められる。

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、その専門性を生かして、主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。この職務を遂行するため、迅速・正確な事務処理能力、コミュニケーション能力、課題を主体的に解決するための実践力、学校内外における資源をつなげる調整力、指導力等が求められる。

### 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力

学校組織マネジメントとは、学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）である。学校組織の一員として、学校教育目標に沿った自己目標を立ててその達成に取り組み、学校の課題に対しては企画力や調整力を発揮し、教育活動を円滑に進めることができる能力が求められる。またチームの一員として、コミュニケーション能力を向上させ、先輩や同僚から学び後進を支援するなど、他者と連携・協働する力を身に付ける必要がある。

### 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を持ち、地域社会と学校が協働して取り組むことが必要である。そのためには、自身が地域貢献に対する意欲を持ち、地域の人的・物的資源を活用したり、学校教育活動と効果的に結び付けたりすることができる能力が必要である。また、現実の社会と地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりできるようファシリテートする力も必要である。

## 2 教職員としての心構え

### 1 やりがいのある教職員のつとめ

自分の身近なところに子どもたちの息吹を感じながら教職員としての仕事ができることはすばらしいことである。いくつもの瞳が、自分を待ち望んでいてくれるような職場は、そうどこにもあるものではない。

日々の授業の進め方、生徒指導上の複雑な問題など、教職員の毎日は多忙で悩みも多い。それにもかかわらず、それが喜びや生きがいになっていくところに教職のすばらしさがある。

日頃あまり発言しない子どもが発表したり、授業で目を輝かせたりしたとき、また、子どもと本当にうちとけて語り合うことができたときなど、教職員はやりがいを感じるのである。

### 2 学び続ける教職員

子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域は教職員に対して期待を抱いている。子どもにとって、日々共に過ごす教職員の影響ははかり知れないものがある。自分の言動が子どもたちの人格形成に関わるとなると、改めてその職責の重さに身が引き締まる思いである。どんなに優れた教職員でも完璧な人間であるわけではないが、この責任の重さを感じるとき、教職員は自分の良心にかけて自己形成（研修）に努めていこうという気持ちになる。

社会は急速に進展し続けているにもかかわらず、旧態依然とした指導方法に安閑としたり、自らの知識・技能が陳腐化したりしないように、教職員は絶えず自ら学び続けなければならない。共に伸びようとする者のみが子どもたちに最もよい影響を与え、保護者・地域からの信頼を得ることができるのである。

### 3 授業づくりに励む教職員

教師にとって授業はその職の中心に位置付けられ、だれもが「よい授業」を実践したいという強い願いをもっている。ただし、子どもたちは多様であり、指導案どおりにはいかないことも決してめずらしいことではない。授業の主役は教師ではなく、あくまでも子どもたちである。子どもたちが学習意欲を高め、資質・能力を着実に身に付けていくにはどうすればよいかを求め、絶えず子ども理解に努めながら、教材研究、授業実践を積んでいきたいものである。

### 4 教育環境を整える教職員

教職員の日々の行動をはじめとして、授業以外の要素が、子どもたちに大きな影響を及ぼしている。教室をはじめ、校内の整理・整頓、掲示物の配置や内容はもちろん、教職員の服装、言葉遣い、話しぶりは教職員の人柄をそのまま表すものであり、子どもたちの最も身近な教育環境として重要な役割をもっている。

とりわけ、常にコミュニケーションの手段として用いる教職員の「言葉」については、日頃から研鑽を積み重ねていく心掛けが必要である。

## 5 教職員の温かさと厳しさ

子どもたちをよく理解し、受容的な態度で接することは大切だが、ものわりのよい教職員になろうとして、子どものわがままや甘えを許すようなことがあると、一貫した指導を行うことができなくなる。

教職員は、子どもと心からうちとけて話し合える温かさと寛大さ、関係性をもつことが必要である。同時に、子どもが自分自身を見つめ直すことができるような確かな指導力を身に付けることが不可欠である。

## 6 先輩や同僚に学ぶ素直さ

授業の進め方、学級経営、分掌業務などが思うようにいかないときがある。その時は先輩や同僚に相談することを心がけたい。豊富な体験から有益な助言を得ることができるばかりではなく、相談された側にとっても貴重な財産となる。また、相談しようとする相手がたとえ後輩だとしても、教えられることは少なくないはずである。あらゆる立場の人たちからの助言に素直に耳を傾け、自らの実践を改善していきたい。

## 7 地域社会とともに子どもを育む教職員

教職員はともすると、教職員という立場のみでものを見たり考えたりしがちである。しかしながら、子どもたちは学校のみで育つものではない。教職員は地域の人々と交わり、地域の活動にも可能な限り参加して視野を広めたいものである。

学習指導要領改訂の柱として「社会に開かれた教育課程」が挙げられる。その実現のためには、地域社会に何かを「してもらおう」だけでなく、「学校は地域社会のために何ができるか」という視点を持ち、その実現に向けて歩もうとする姿勢が重要である。このことではじめて地域社会の信頼を得ることができ、地域の人材の協力を得たり、地域の産業、伝統文化、自然環境等を生かした教育活動が展開できたりする。

## 8 組織の一員としての教職員

学校は、保護者や地域からの信頼に応え、地域に開かれた学校づくりをめざしている。そのためには、教職員一人一人が組織の一員であることを自覚し、学校教育目標達成に向け全教職員が一丸となって学校改善に取り組む必要がある。

全ての教職員が、自らの役割を自覚するとともに学校教育目標をきちんと理解し、その達成に向け努力することが重要である。また、教職員自らが学校教育目標に基づいた自己目標を持ち折々に自らの実践を振り返ることによって自己の取組の改善を図り続ける姿勢が必要である。

明るい職場の雰囲気をつくりあげ、学校という組織の中で温かい人間関係を保ちながら仕事を進めていきたい。

## 3 教職員と研修

### 1 研修の意義

児童生徒は、教職員の指導力や情熱を敏感に見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導上の問題の解決等に真剣に取り組んでいる教職員の姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。教育公務員は、次に示す通り一般公務員よりも強く研修の義務と権利が定められている。

- 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。【教育公務員特例法第 21 条】
- 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【同第 22 条】
- 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。【同第 22 条第 2 項】

上の第 22 条第 2 項により、教員は研修を行う場合、職務専念義務（地方公務員法第 35 条）を免除される。

また、次のように法律で定められた研修があり、該当者に対して必ず実施されなければならないことになっている。

- 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。【教育公務員特例法第 23 条】
- 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。【同第 24 条】
- 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。【同第 25 条】

さらに、中央教育審議会の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）では、次のように求められる資質能力について示されている。

- ◆ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICT の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ◆ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

（本県の教職員として求められる基本的な資質能力については、P8「教職員に求められる資質能力」を参照。）

### 2 人材育成の機会

教職員の資質向上を図るための機会はさまざまである。人材育成の手段として、次の 3 つが挙

げられる。

(1) 校外研修 (O f f - J T 「Off the Job Training」)

一般的な「集合型研修」のイメージであり、通常、あるテーマを設定して、講師やファシリテーターなどが中心となって行う講義や演習等を通して、研修のために集まった参加者が知識を習得したり、理解を深めたりする活動である。

教育センターや市町村教育委員会、教育研究団体等が開催する研修はこれに当たる。

(2) 校内人材育成 (O J T 「On the Job Training」)

校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。会議資料の作成、業務に関する他への相談などもこれに含まれる。

教員に対するアンケート調査や先行研究では、力量形成の契機として「校内の優れた先輩や指導者との出会い」「研究校への赴任」「研究授業」「教育実践上の経験」などが挙げられており、これらの契機のほとんどは学校内で提供されるものである。

すなわち、教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言える。

(3) 自己啓発 (S D 「Self Development」)

教職員が課題意識を持って、様々な研修や研鑽に自ら励むことを示している。

教科における指導法の研究、研究会や学会等に参加したり、文献を読んだりすることなどが当てはまる。

以上の3つの要素が相互に関連して、教職員の人材育成は図られている。これらの機会を積極的にバランスよく機能させ、校長と対話しながら自ら研修を深めることが求められている。

### 3 研修の種類

「島根県教職員研修計画」では、県教育委員会が行う研修を次のように位置づけている。

**教職経験年数に応じた研修** 教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修（初任者研修及び新規採用教職員研修）、フォローアップ研修及び教職経験者研修。

**管理職等研修** 各学校の管理職等に対し、経験年数に応じた学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚の向上等を目的として行う研修。

**職務研修** 職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や分掌上の校務に応じて行う研修。

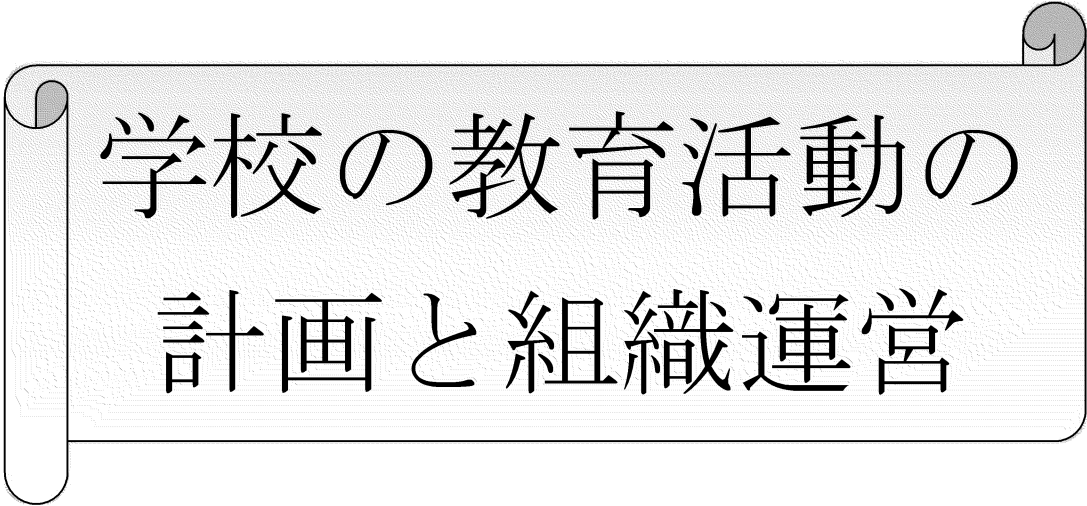
**テーマ研修** 社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の課題を解決するために行う研修。

**能力開発研修** 社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質能力の向上を図る研修。

その他、県教育委員会が参加者を指定したり推薦したりする派遣研修や、学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修など、さまざまな形態で行われている。それぞれ自己の研修の目的を明確にして、積極的かつ意欲的に研修に臨むことが大切である。



## 第3章



# 学校の教育活動の 計画と組織運営

# 1 教育課程

## 1 教育課程の捉え方

「教育課程」は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校は、自校の教育によってどのような児童生徒を育成しようとするのかを示す学校教育目標を明確に設定し、その具現化を目指して教育効果の高い教育課程を編成することが大切である。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、編成の基本方針を家庭や地域と共有することが必要である。

## 2 学習指導要領

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、学校教育法等の法令に基づき各教科の目標や内容を文部科学大臣が告示として定めているものであり、法的拘束力がある。

学習指導要領には、小・中学校等の義務教育諸学校においてすべての児童生徒が学ぶ内容と学び方が、高等学校等については該当科目を履修するすべての生徒が学ぶ内容と学び方が、それぞれ示されている。各学校においては、まずは児童生徒に学習指導要領の各教科等及び各学年等に示された内容の確実な定着を図ることが求められる。各学校は、この指導を十分に行った上で、特に必要がある場合には、児童生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

現行の学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面実施され、高等学校等においても令和4年度から年次進行での実施が進んでいる。また、特別支援学校についても、平成29年に幼稚部及び小学部・中学部について、平成31年に高等部についてそれぞれ改訂告示が公示されている。教育課程の円滑かつ確実な実施に向け、趣旨の理解に努めることが必要である。

## 3 教育課程の編成・実施に当たって

しまね教育魅力化ビジョンは、令和2年度から5年間の教育方針を定めたものであり、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を基本理念としている。育成したい人間像を「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」「人とのかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」「自然や文化を愛し、自他を共に大切にす優しく強い人」とし、育成したい力を9つ掲げている。

しまね教育魅力化ビジョンで示す「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」づくりを具体的に推進するため、令和3年3月にしまねの学力育成推進プランが策定された。教育課程の編成・実施に当たっては、学習指導要領および解説、しまね教育魅力化ビジョンをはじめ、以下の参考資料等を踏まえることが大切である。

### 【参考資料】

#### ○島根県教育委員会 発行

- 「令和6年度 各教科等の指導の重点」（令和6年）
- 「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引」（平成30年）
- 「高等学校 教育課程編成の手引」（平成22年、令和元年）
- 「特別支援教育 教育課程編成の手引き」（令和2年）

#### ○国立教育政策研究所 発行

- 「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」  
【小学校編】【中学校編】（令和2年）【高等学校編】（令和3年）
- 「学習評価の在り方ハンドブック」【小・中学校編】【高等学校編】（令和元年）
- 「特別活動指導資料」【小学校編】（平成30年）【中学校・高等学校編】（令和5年）

#### ○文部科学省 発行

- 「特別支援学校小学部・中学部 学習評価参考資料」（令和2年）

参考資料は下記の二次元コード先に集約しておりますのでご活用ください。

EIOS内  
教育課程の編成  
へのリンク



## 2 児童（生徒）指導要録と通信票

### 1 児童（生徒）指導要録

児童（生徒）指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校が備え付けなければならない表簿の1つで、校長が作成義務を負っている。児童（生徒）の学籍と指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、各学校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿である。したがって、その作成や取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

#### ① 証明機能

指導要録は、社会的・公共的性格をもつ法規的な学籍の証明であり、入学・転学・卒業等の証明機能をもっている。

#### ② 指導機能

指導要録は、担任する児童（生徒）の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげるとともに、現在の評価情報を累加記録し、その児童（生徒）に対する将来の指導の効果を高めるといった機能をもっている。

#### ③ 記入・取扱いの留意点

ア 指導要録は、重要な公簿なので、適切な記入時期に正確な資料に基づき、厳正に吟味し、明確に記入すること。

イ 電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

（a）内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。

（b）あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

ウ 部外秘として慎重に取り扱い、外部からの問い合わせに対しては守秘義務に留意し、管理職が対応することが望ましい。

エ 指導要録及び転入学の際送付を受けた写しのうち、様式1（学籍に関する記録）は20年間、様式2（指導に関する記録）は5年間保存し、保存期間終了後は適切に廃棄する。

### 2 通信票

通信票（通知表・連絡票など）は、法定表簿ではなく、児童（生徒）の平素の学習状況やその結果、生活の様子などの状況を定期的に保護者に伝え、学校と家庭との連携協力に役立てようとするものである。したがって、指導要録とはその性格や機能が異なっており、指導要録の内容を通信票にそのまま書き写すことは望ましくない。

通信票は、学校によってその様式や内容はさまざまであるが、児童（生徒）への指導や家庭との連絡の重要な資料となるものであり、児童（生徒）や家庭の関心は大変高い。そのため、適切かつ効果的な情報提供が必要であり、記入に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

① 児童（生徒）に対する励ましや、児童（生徒）や保護者が希望をもつような記述であること。

② 個人のよさや能力の可能性を見いだすような表現を工夫すること。

③ 所見は、教科の評価のみにとらわれず、さまざまな観点から記述するようにすること。

④ 記載内容は、家庭における指導の手がかりにもなるよう心がけること。

⑤ 専門的な用語を避け、簡潔で理解しやすい表現を用いること。

⑥ 記述した事柄については、その根拠が示せるようにしておくこと。

## 3 学級経営

### 1 学級経営の基本

学級経営は「教育目標の実現をめざして、よりよい集団としての学級をつくっていかこうとするすべての教育活動及び教育的配慮である」といわれる。学級経営には、学級担任のみならず、学年部教員・教科担当教員・その他の教職員が連携して取り組むことが大切である。

なぜなら、各教科・特別の教科道徳・外国語活動・総合的な学習の時間・総合的な探究の時間・特別活動及び教育の効果を上げるための諸条件（児童生徒理解・生徒指導上の諸課題への対応・教室環境づくり・学級事務・保護者との連携等）を整備するために極めて広範な業務内容をもち、チームとしての対応が不可欠となっているからである。このように、多岐にわたる学級経営の取組を進めるにあたり、特に大切にすべき視点について以下に示す。

#### (1) 児童生徒理解を基盤として

「生徒指導は児童生徒理解に始まる」と言われているように、生徒指導では児童生徒理解の重要性が説かれている。学級経営もそのことを踏まえ、確かな児童生徒理解を基盤として進めていかなければならない。児童生徒理解は、観察・諸検査・日記・面談等いろいろな方法によって進めることになるが、何よりも教職員と児童生徒との日常のふれ合いを基盤として行うことが大切である。授業の場面ではもちろんのこと、休憩時間等の会話・清掃活動や勤労体験的な活動等とともにする中で、児童生徒の様々な姿を発見したり、より具体的に児童生徒を理解したりすることができる。また、児童生徒理解は、児童生徒とともに活動し、受容的な態度で接していく中で深められていくものであり、これが学級経営の大きな基盤となる。

#### (2) 児童生徒との信頼関係の上に

学級経営では、児童生徒との信頼関係を築き、教室が安心して過ごせる居場所となるようにしていくことが重要である。児童生徒との間に信頼関係が成り立っていない場合、たとえそれが正しい指導であっても、児童生徒の心に響いていかない。児童生徒は教職員との信頼関係をもとに、安心感を感じることで、よりよい学校生活を送ろうという前向きな気持ちを持ち、自らの願いや目標に向かって主体的に活動していかこうとする意欲を高めることができる。加えて、児童生徒同士が好ましい人間関係を築いていく雰囲気をつくり、互いに理解し、存在を認め合えるよう、心の通った人間関係を育むためのはたらきかけを行っていく必要がある。そのことが、よりよい学級集団をつくることにつながっていく。

#### (3) 整えられた教室環境

教室は、児童生徒にとって毎日の生活の場であり、望ましい生活習慣の確立、学習意欲の喚起、情緒の安定等に大きく影響する場所である。学級担任は、さまざまな視点をもって教室環境の整備に努めたい。

- ① 学習と生活の場としての教室環境
- ② 安全と健康に配慮された心の安らぐ教室環境
- ③ 創造性を刺激し楽しさの満ちあふれる教室環境

(4) 他学級との連携を大切にした学級経営

学級経営は、学校経営・学年経営の方針にもとづき、学級間の連携を密に協力し合い、他の学級のよさを学ぶとともに、自分の学級の取組も積極的に紹介し、お互いの学級経営がよりよいものになるように努める。

(5) 迅速・的確な学級事務処理

学級事務の内容は ①公簿の記入整理と保管（指導要録・出席簿・健康診断票等） ②報告文書の処理 ③学級備品の管理 ④学級会計 ⑤指導事務（学級経営案・週案等）など、多岐にわたる。それらの事務処理にあたっては合理化・能率化を図るための工夫をする。また、会計事務など、金銭の取り扱いが適正に行い、教員としての信用を失う行為があってはならない。

## 2 学級経営案の作成と活用

学級経営案は、学校や学年の経営方針を踏まえ、学級担任が作成する学級経営の計画書であると言える。その作成に当たって、学級担任は学級の実態に応じた明確な目標や手立てを設定する等、よりよい学級づくりに向けて、具体的で実践可能な計画にすることが大切である。

(1) 学級経営案の項目例

- ①学校教育目標
- ②学年の重点目標
- ③学級の指導目標
- ④学級の実態（在籍児童生徒数・学習活動・性格・行動・配慮が必要な児童生徒 等）
- ⑤指導の重点（教室経営・学習指導・生活指導・健康教育・人権教育 等）
- ⑥家庭との連携
- ⑦学級活動年間計画
- ⑧実践の反省 等

(2) 学級経営案を作成するための資料収集

- ① 学校の経営方針（教育目標・経営方針・経営の重点 等）
- ② 学校の教育計画（教育課程・年間行事計画・年間指導計画 等）
- ③ 児童生徒の実態
  - 指導要録や健康診断票等から、各教科及び特別活動等の学習の様子・性格・行動の様子・健康の状態・出欠の状況等を把握する。
  - 日常の観察や日記等から、児童生徒の内面や人間関係等の変化に気を配る。
  - 保護者との面談等から、児童生徒の家庭・地域社会における様子を把握する。

(3) 学級経営案の活用と改善

学級経営案は学級経営の方針を示すものであり、常に活用し、その見直しを図ることが大切である。折にふれ学級の状況について評価し、改善を加えながら学級経営の充実に資することが重要である。

### 3 家庭との連携

一人一人の児童生徒が学校生活において学力や社会性を伸ばしたり、個々のもつ課題を自ら解決したりして成長していくためには、家庭との連携が不可欠である。保護者が、学校や学級担任に対してどのような支援や指導を期待し、我が子のどのような成長を願っているのか等、保護者の思いや願いを受け止めた上で、学校教育に対する関心や理解が深まるように工夫する必要がある。日頃から関係づくりに努め、基盤となる信頼関係や協力関係を築いていくことが大切である。

また、生徒指導上の事案や事故等の問題が発生した際は、早期に対応を検討し、保護者の思いを受け止めながら誠意をもって対応することが大切である。担任個人の判断で対応することがないようにし、学年部や校内組織で情報共有と対応についての検討を行っていく必要がある。

#### (1) 授業公開や保護者懇談

授業公開や保護者懇談は、学校や学級担任の考えを理解してもらう大切な機会であり、以下の点に留意しながら進めていく必要がある。

- 保護者に、授業の様子や学級の状況がよく伝わるように工夫する。
- 懇談会においては、保護者同士が安心して語り合えるような話題提供や雰囲気づくりを心がける。
- 開催日・時刻等の設定は、保護者が出席しやすい日時となるように配慮する。
- 欠席した保護者には、懇談会の概要を伝えるようにする。  
特に、次の2つについては、学校としての考えを保護者に伝え協力を求めることも必要である。
  - ・家庭でのしつけや生活指導についての協力を求める。（基本的な生活習慣の確立・家庭学習・手伝い・読書・ゲーム等の遊び・SNS利用をはじめとした情報モラル 等）
  - ・人権教育に対する理解が深まるよう、内容や伝え方を工夫する。

#### (2) 家庭への連絡および訪問

直接的な方法（保護者面談・授業公開・学校行事への参加・家庭訪問・電話連絡等）や間接的な方法（学級通信・学校だより・通信票・連絡ノート等）により、家庭と学校が相互の情報を適切に伝え合うようにする。また、問題が発生したときだけでなく、日頃から児童生徒の取組や良さについても積極的に情報を発信し、保護者とよりよい関係を築くよう努めることが大切である。そして、状況に応じて家庭訪問を行う際には、学校に対する保護者の願いや考えを丁寧に聞くとともに真摯に受け入れることで、保護者との信頼関係を深めることが重要である。必要に応じて、児童生徒の「成育歴」「生活習慣」「家庭学習の状況」「交友の状況」「遊びの傾向」等、教育上参考になることからや配慮を要することがらについて、話していただける範囲で把握に努めることも重要である。

〈家庭への連絡事項および訪問時について：例〉

- 学校や学級の経営方針について
- 学校行事・学級活動等について
- 児童生徒の学校での学習や生活の様子について

- 学校や家庭における学習への取組状況や進路情報等の共有について
- 心身の健康にかかわることについて
- 休日・休業日の過ごし方及び校外生活について
- 情報モラルについて 等

#### 4 日常の指導および支援

##### (1) 朝の会・終わりの会（朝礼・終礼）

朝の会・終わりの会は、教育活動の中に位置付けられるものである。これらの時間は学校によっても異なるが、10～15分間程度であり、円滑な運営が必要である。

朝の会の内容としては、「朝のあいさつ」「健康観察」「係からの伝達」「日程の確認」「学級担任からの連絡」等が考えられる。

終わりの会の内容としては、「学習や生活等について一日の振り返り」「翌日の連絡」「人間関係づくり・仲間づくり」等が考えられる。また、危険防止、交通安全や帰宅後の過ごし方についての指導も大切である。

朝の会・終わりの会では、必要な連絡事項を伝えたり、生活の指導を行ったりすることに加え、児童生徒の人間関係を深めたり、主体的な活動を育んだりする場としても適しているため、内容や会の進め方については、十分に配慮した上で児童生徒にゆだねることも必要である。

また、朝の会・終わりの会は、学級担任と児童生徒との心の交流のための重要な場でもあり、学級経営上の大切な時間であるという認識をもち、創意工夫し、充実した時間となるよう心がけることが大切である。

##### (2) 給食時の指導および支援

学校給食や食に関する指導・支援は、主として給食時に行うことになるが、必要に応じて学級活動の時間でも取り上げ、栄養教諭等と連携し計画的に実施することが望まれる。

小学校においては、食育の観点を踏まえ、楽しく食事をすること、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備等望ましい食習慣の形成を図るとともに、望ましい人間関係の形成を図ることを目的として行う。

中学校においては、生徒の実態に即して、小学校における指導を引き継ぎ、基本的な習慣や態度を発展させる。また、健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、バランスのとれた食生活等について指導・支援し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるようにすることを目的として行う。

##### (3) 清掃時の指導および支援

清掃活動は、児童生徒に教室等の身近な環境の整備に関心をもたせ、清潔で落ち着いた環境をつくる態度と習慣を養うとともに、集団活動を通して、協力・責任・奉仕等の好ましい社会的態度を育成しようとするものである。また、清掃時には担当場所に行き、児童生徒への指導に併せ、ともに活動するなど協働する姿勢を大切にすることで、児童生徒理解をさらに深めることにもつながる。

## 4 学校評価

### 1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指す取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。  
(「学校評価ガイドライン」〔改訂〕文部科学省、平成28年3月より抜粋)

### 2 学校評価と情報提供に関する規定

学校評価については、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、次のように規定されている。

- 学校教育法施行規則（平成19年12月施行）
- 第66条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第67条** 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第68条** 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。
- ※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

### 3 学校評価の種類・位置付けとPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

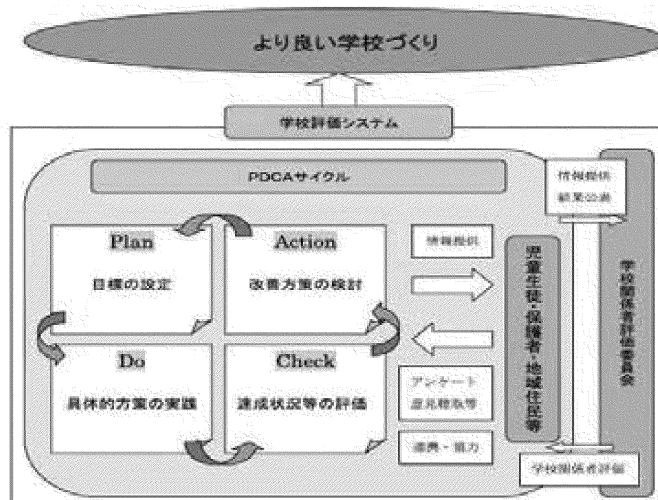
学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔改訂〕（文部科学省平成28年3月）や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」（島根県教育委員会 平成20年3月）、リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」（学校評価を子どもたちのために）（島根県教育委員会 平成21年3月）を参照し、全教職員が関わることができるような組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価の種類・位置付けは右表のようになっている。島根県内の学校関係者評価実施率は小学校・中学校・県立学校ともに100%となっている。

	実施	公表	設置者への報告
<b>自己評価</b>	義務	義務	義務
<b>学校関係者評価</b>	努力義務		実施した場合義務
<b>第三者評価</b>	（特段の規定はありません。）		

「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」より

学校評価は、PDCAのそれぞれの段階が互いに関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民をつなぐコミュニケーションツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」(学校評価を子どもたちのために)より

#### 4 手段としての学校評価

(1) 学校評価は手段(ツール)であり、それ自体が目的ではない

- ① 学校経営の改善による教育水準の向上を図るための手段。
- ② 学校関係者の適切な学校運営の参画を促し、開かれた学校づくりを行う。  
(コミュニケーションツール)

(2) 過剰な負担なく、実施効果の高い評価を心がける

過剰な負担はマイナス。全教職員が「やって意味があった」と思えるような評価の仕組みづくりが大事。

(3) 日常的な学校情報の整理・活用がカギ

自己評価で収集する学校情報は教職員や保護者のアンケートだけではない。学力調査や定期テスト、体力テスト等の結果など多様なデータをどのように使うかがポイント。

(4) 組織としての評価システムを確立する

全教職員が評価に関わり、学校評価における目標と教職員の目標を系統化する。

参考：平成25年度学校評価指導者養成研修関係資料、平成25年度学校評価フォーラム資料

#### 5 実効性の高い学校評価の推進

島根県内において、多くの学校で学校評価の形が整いつつある。今後は、より実効性の高い学校評価を行っていくことが求められる。

「実効性の高い学校評価」とは

「学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組」

(「学校評価の在り方に関するWG報告」文部科学省 平成24年3月 より抜粋)

##### 【基本的考え方】

- 学校評価を、教育活動その他の学校運営の改善のための組織的な取組により進める。
- 学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりととらえて、積極的に進める。
- 設置者や国は、全ての学校において実効性の高い学校評価が行われるよう支援する。

[参考]「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」

(平成20年3月 島根県教育委員会)

## 5 学校組織マネジメント

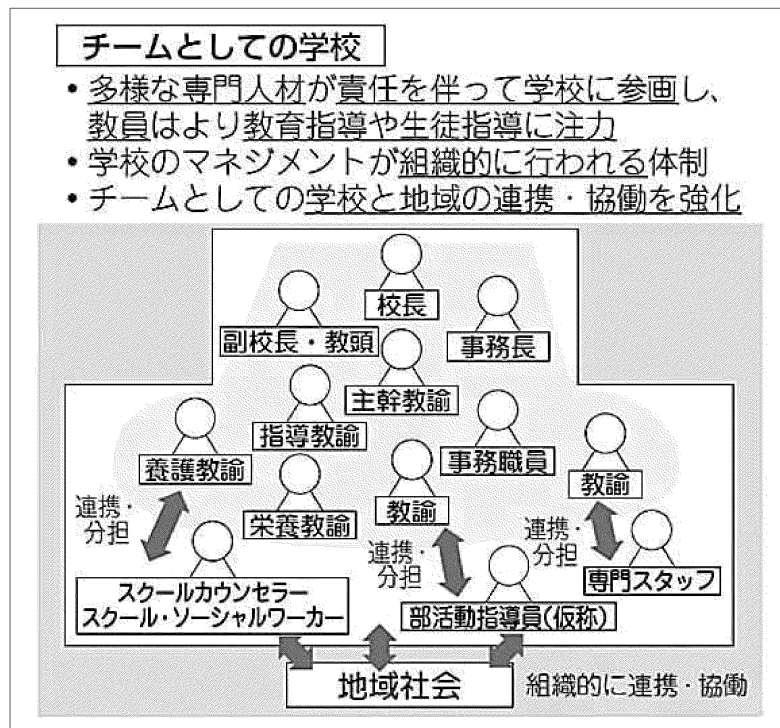
### 1 学校組織マネジメントとは

学校組織マネジメントとは「学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）」である。

学校を取り巻く教育課題は日々多様化・複雑化、困難化が進み、個人の努力だけでは解決に限界があり、教職員が一体となった「協働型」組織への転換が求められている。また、「チームとしての学校」「地域とともにある学校」という新しい学校像が求められる今日、学校だけでなく、学校外も含めたマネジメントによる組織力向上がこれまで以上に必要となってきた。

### 2 学校組織マネジメントの仕組み

- (1) 学校組織マネジメントの目的は、児童生徒の確かな成長を保障することであり、そのために質の高い教育を提供することである。
- (2) (1)の目的達成のために、学校組織マネジメントは単なる学校運営だけでなく、教育課程、生徒指導から人材育成にいたるまで学校運営に影響を与える要素・要因のすべてを対象としている。
- (3) 学校組織マネジメントは、校長・教頭等の管理職だけでなく、全教職員で取り組んでいくべきものである。
- (4) 教職員だけでなく、他の専門性を有した専門スタッフも対象としている。



〔「チームとしての学校」像（イメージ図）中央教育審議会作業部会事務局作成より抜粋〕

### 3 学校組織マネジメントと他者との連携・協働

- (1) キャリアステージごとに身につけたい力

「島根県教育職員人材育成基本方針 育成指標」「島根県公立小・中・義務教育学校事務職員人材育成基本方針 育成指標」「学校管理職等育成プログラム 育成指標」参照

## (2) 「チームとしての学校」におけるそれぞれに期待される役割

学校が目指す教育活動の実現のため「チームとしての学校」においては、教職員一人一人が学校の教育課題や教育目標、カリキュラム等について理解・納得して、自律的に業務に当たる必要がある。そのためにはミドルリーダーの活用が効果的である。管理職には中堅教職員を新人教職員の指導的立場に立つ教職員として、また次代の学校経営を担うミドルリーダーとして育成していくことが期待されている。さらには、「チームとしての学校」が効率的・効果的に機能していくためには、リーダーによるリーダーシップはもちろんだが、リーダーを支えるフォロワーの役割も重要である。組織を構成する教職員がフォロワーとして学校組織マネジメントへ主体的に参画していくことが大切である。

### ① フォロワーに期待される役割

- ・ 組織の目的・目標を理解している
- ・ リーダー（上司）の意図を理解している
- ・ 自分の（得意）能力を把握している
- ・ 上記3点を踏まえて、自分のすべきことを考え、主体的に行動できる
- ・ 行動する際に、他のメンバーと協働して業務に当たることができる

### ② ミドルリーダーに期待される役割

- ・ 「自分と若手教職員」「自分と管理職」「若手教職員と管理職」などの個人をつなぐこと
- ・ 個々の活動を組織としての活動として取り組む体制（巻き込み力）の構築
- ・ 学校内外の環境や状況変化を視野に入れながら、各部門の課題や問題点への気づき
- ・ 課題や問題解決のために達成の手立ての構築と実践
- ・ 自分発の情報の創造とその発信

### ③ 校長に期待される役割

- ・ 学校や地域の実態を把握し、学校経営ビジョンを提示
- ・ 学校経営ビジョンの共有化による校内協働体制の構築
- ・ 多様な専門性を活かした教職員の活用や学校文化（協働文化）の構築
- ・ 教育的リーダーシップの発揮
- ・ 学校組織で求められるマネジメント力と組織一般で有効なマネジメント力の獲得
- ・ 管理職もチームで対応するチームマネジメント力の獲得・向上
- ・ 保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール等の仕組みの活用による「チームとしての学校」の力の一層の向上を図るマネジメント

学校組織マネジメントにおける過程でPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す、いわゆるPDCAサイクルを回すことにより自己目標の達成および教育活動全体の質的な充実につながっていく。それは、チーム内での衝突と葛藤の過程でもあり、コミュニケーションのあり方が目標達成に大きく影響してくる。常に同じ方向に向かって学校教育活動を進めていくためには、時間、メンバー、内容等の工夫をし、意識的に話し合いの場を設定していくことが必要である。また普段の職員室内で大いに授業や児童生徒の話が飛び交う雰囲気づくりも大切である。そうやって一人一人が常に意識を持ち、全教職員で学校組織マネジメントに取り組んでいくことが重要である。

#### 【参考】

採用10年目までに学んでおきたい「学校マネジメント研修」テキスト[ダイジェスト版]  
(2013年3月 (株)学習調査エデュフロント)  
学校組織マネジメント指導者養成研修(令和2年度配布資料)

## 6 カリキュラム・マネジメント

### 1 カリキュラム・マネジメントとは

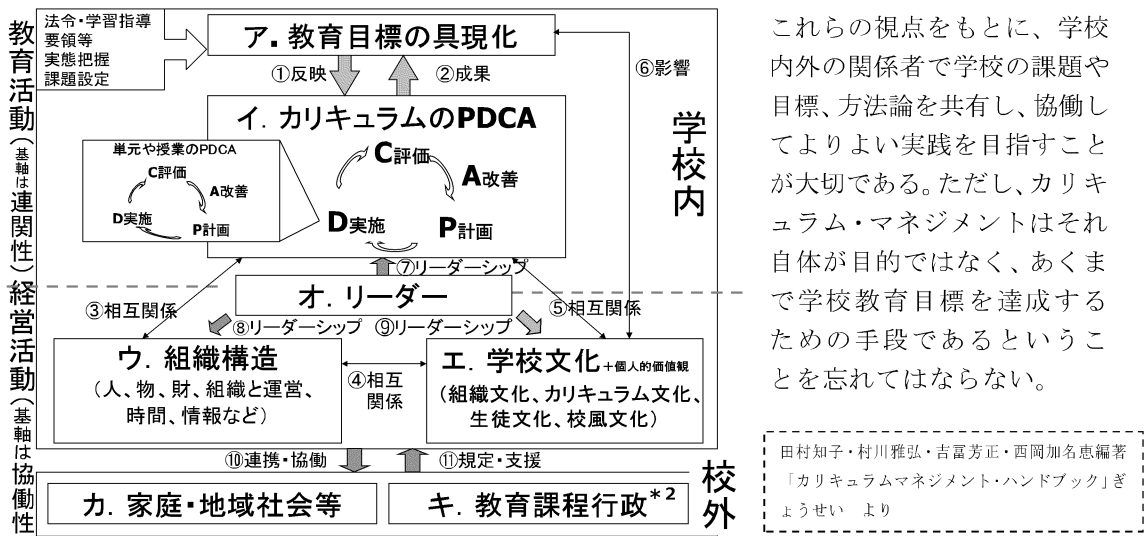
カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことであり、学習指導要領\*1には、三つの側面（以下①～③）から次のように記載されている。（番号及び下線は担当者による）

各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

### 2 カリキュラム・マネジメントの全体像

下の図は、カリキュラム・マネジメントの全体像をモデル化したものである。カリキュラム・マネジメントを進める上で、次の4つの視点が大切である。

- 学校は児童生徒の「どんな成長」を目指し、どこまで実現するのか（図中ア）
- そのためにどんなカリキュラムをつくるのか（図中イ）
- 教職員はどのように協働するのか、組織はどうするのか（図中ウ、エ、オ）
- 保護者、地域住民、行政とはどのように連携・協働するのか（図中カ、キ）



#### (1) 図中の要素（ア～キ）について

##### ア 教育目標の具現化

カリキュラム・マネジメントの目的は、各学校の教育目標の具現化である。各学校は、児童生徒や学校、地域の実態を踏まえて、児童生徒のどのような教育的成長を目指すのかを学校教育目標に定める。

##### イ カリキュラムのPDCA

目標を具体化するための具体的な手段（教育の内容・方法）がカリキュラムのPDCAである。目標と手立てを連関させ、常に見直し、よりよいものへ発展させるマネジメントサイクルをつくる。

\*1 小学校及び中学校：学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則第1の4 高等学校：学習指導要領（平成30年3月告示）第1章総則第1款の5  
特別支援学校：幼稚部教育要領（平成29年4月告示）第1章総則第4の1 小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第1章総則第2節の4  
高等部学習指導要領（平成31年2月告示）第1章第2節第1款の5

#### ウ 組織構造

組織構造とは、カリキュラムを実際につくり動かしていくために必要な「人（人材育成含む）、物（時間や情報含む）、財、組織と運営」のことである。よりよいカリキュラムのための条件整備活動と捉えることができる。

#### エ 学校文化

ここでいう学校文化は、その学校の教職員が共有している組織文化と児童生徒が共有している生徒文化、学校に定着した校風文化の集合である。目に見えにくいものだが、カリキュラムに関わる決定や実施、評価に当たって重要な規定要因である。

#### オ リーダー

全教職員が主体的・自立的にマネジメントできるようにするために、リーダーには、教育的リーダーシップ（矢印⑦）や管理・技術的リーダーシップ（矢印⑧）、文化的リーダーシップ（矢印⑨）が求められる。

#### カ 家庭・地域社会等

「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、外部関係者との連携は不可欠である。積極的にコミュニケーションを図ることや双方に利益のある関係を構築することが大切である。

#### キ 教育課程行政\*2

特色ある学校づくりを行うためにも教育課程行政による支援を積極的に活用していくべきである。

### 3 カリキュラム・マネジメントの充実に向けて

#### (1) 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること

教育課程は、児童生徒の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して編成されることが必要である。各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握したり、保護者や地域住民の意向等を的確に把握したりした上で、教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めていくことが求められる。

#### (2) カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

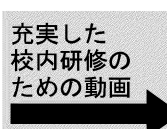
校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うことが必要である。組織的かつ計画的に取組を進めるためには、カリキュラム・マネジメントに関わる取組を学校の組織全体の中に明確に位置付け、具体的な組織や日程を決定していくことが重要となる。

また、教育課程の編成の基本となる学校の経営方針や教育目標を明確にし、家庭や地域とも共有していくことが求められる。

### 4 教育課程の編成や改善に取り組む手順（例）

- (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- (2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- (5) 教育課程を編成する。
- (6) 教育課程を評価し改善する。

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。



「個別とカリキュラム・マネジメント」



「カリキュラム・マネジメントとは」



「カリキュラム・マネジメント～新学習指導要領とこれからの授業づくり」



独立行政法人教職員支援機構  
校内研修シリーズより

\*2 「キ、教育課程行政」：文部科学省や教育委員会を指す。行政からの規制もあるが、予算措置や加配、指導主事の訪問といった支援もあるはずである。学校として、どのような支援が必要なのか明らかにして、積極的に支援を得たい。そのような双方向の関係性を矢印⑩で示している。

## 7 教職員のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じる事が多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

### 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題

公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は増加し、令和4年度は過去最多である。島根県の状況についても、

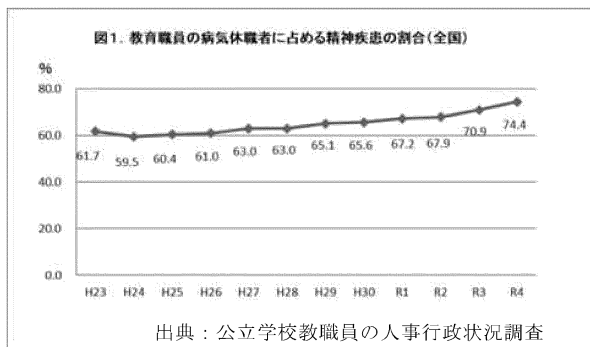
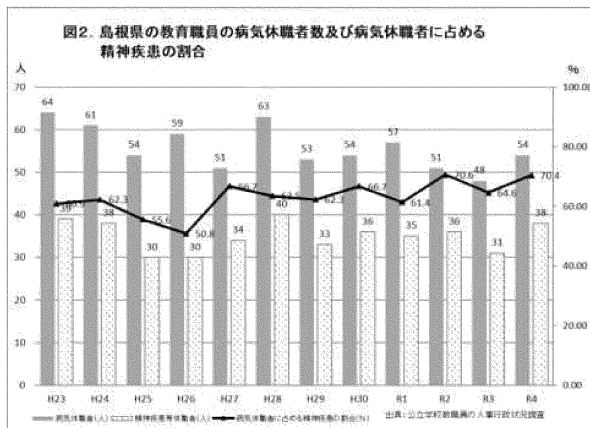


図2のとおり病気休職者の約半数以上を占めており、メンタルヘルス対策は重要な課題である。労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につなげることにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度が創設された。制度の実施に取組み、一次予防の充実を図る必要がある。



### 2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号）によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という。）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタル不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

**①セルフケア** ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

- 【内容】**
- ・ストレスへの気づき
  - ・ストレスへの対処
  - ・自発的な相談

**メンタルヘルス研修会**

**【対象】** 全教職員対象研修（常勤講師等を含む）

**【実施内容】** セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用 各所属における職員研修

**【事業者が取り組むこと】**

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」  
（5分でできる職場のストレスチェック）等  
公立学校共済組合本部 HP  
「心のセルフチェックシステム（ストレスチェック）」

ストレスチェック制度の実施（H28年度～）年1回程度

**②ラインによるケア** 管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

- 【内容】**
- ・職場環境等の把握と改善
  - ・部下からの相談対応

**メンタルヘルスマネジメント研修**

**【対象】** 各所属で管理監督の立場にある者

**【実施内容】** ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

**【事業者が取り組むこと】**

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供  
（相談対応・職場復帰への支援等含む）

・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

**③事業場内産業保健スタッフ等によるケア**

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

- 【内容】**
- ・教職員及び管理監督者への支援
  - ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

**心とからだの健康相談**

① 専門カウンセラー（精神科医）による相談

**【実施内容】** 1回/月、県内3カ所で開催（松江・出雲・浜田）

② 保健師による相談 随時の対応（来所・電話・E-mail等）

③ 臨床心理士等による巡回相談（対象：県立学校）

**【事業者が取り組むこと】**

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催  
長時間労働者の医師による面接指導  
保健師による県立学校訪問

**④事業場外資源を利用したケア** 事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

**【公立学校共済組合事業】**

- ・教職員電話健康相談 24 / 電話・面談メンタルヘルス相談 / 介護電話相談 / 女性医師電話相談
- ・Web相談（こころの相談） / 心のセルフチェックシステム / LINEによるメンタルヘルス相談
- ・元気いきいきリフレッシュセミナー（公立学校共済組合島根支部）
- ・メンタルヘルス相談 / こころの悩みホットライン / セカンドオピニオン外来（公立学校共済組合中国中央病院）

### 3 復職支援

島根県教育委員会では「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」（平成17年3月）を作成し、管理監督者の役割を示すとともに、心の病気により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰支援プログラムを実施している。

職場復帰支援プログラムは、本人からの希望に基づいて行っており、復職等のために必須ではない。

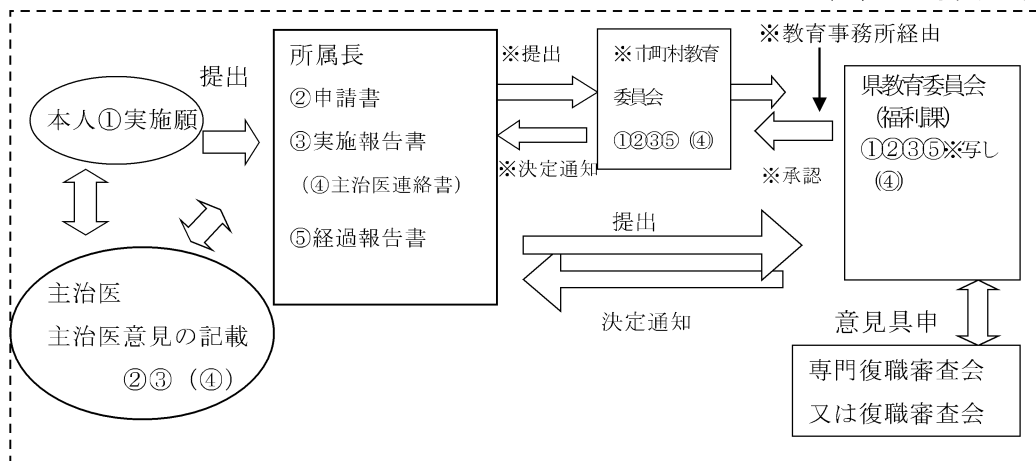
#### <職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

##### 病気休暇・休職中

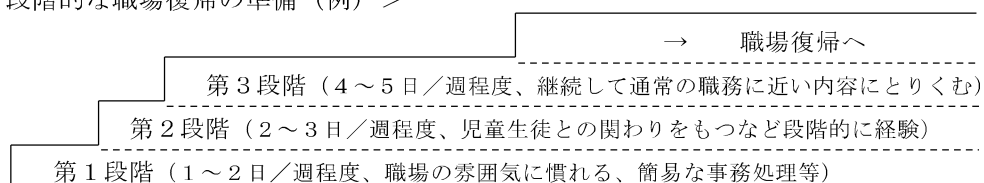
- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 主治医による職場復帰の可能な判断と本人の希望確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校、義務教育学校教職員の場合のみ

( ) は必要時のみ

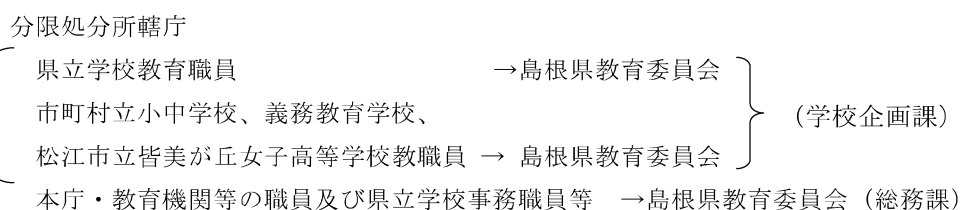


#### <段階的な職場復帰の準備(例)>



4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

5 最終的な職場復帰の可否に係る決定



##### 職 場 復 帰

## 8 危機管理

### 1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

#### (1) 学校における危機管理

##### ① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- ・ 児童生徒や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- ・ 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

##### ② 危機管理の取組

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- ・ 未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- ・ 危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- ・ 対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

#### (2) 危機管理マニュアルの整備

##### ① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引」（島根県教育委員会令和5年10月）を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

##### ② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- ・ 最悪の状況を想定すること
- ・ 必要な対応、手順を明示すること
- ・ 関係機関等の連絡先を明示すること
- ・ 関係機関等から助言を得ること
- ・ 関係機関等との連携を図ること

##### ③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

##### ④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

- ・ 冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応を心掛ける。

- ・ 組織的な対応
    - 校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。
  - ・ 記録の作成・保存
    - 時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。
  - ・ 報道機関への対応
    - 報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報保護の保護、誠意ある対応が求められる。
  - ・ 心のケア
    - 心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的配慮を行っていく必要がある。
- (3) 対応の評価と再発防止に向けた取組
- ① 危機管理対応の評価
    - 事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。
  - ② 再発防止に向けた取組
    - 評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。
- (4) その他留意すべき事項
- ① 情報公開等への対応
    - 学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るためだけでなく、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

## 2 学校安全

学校安全上の危機管理に関係する問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引」（令和5年10月）を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

- (1) 学校における安全管理の考え方
- 学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。
- 安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実践的なものとする必要がある。
- (2) 事故等の未然防止のための安全管理
- ① 学校環境の安全管理
    - 学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。
    - 学校環境の安全を保つためには校舎内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見す

るとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。

② 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。学校生活の安全管理を効果的なものにするには、安全管理の観点と方法と適切に定め、全校の教職員で共通に理解を図る必要がある。

③ 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に応じた安全管理が主な対象となる。安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策などを行う必要がある。

(3) 事故等の発生に備えた安全管理

事故等が発生した場合、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身につけておくことが大切である。さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

(4) 災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

① 緊急連絡体制の整備

災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行う。

② 緊急対応体制の整備

災害対応のための組織（学校防災本部）を設置し、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。教職員の出張や休日中の非常配備の場合や管理職、防災担当者が不在の場合にも対応できるように、当初人数が少ない場合には複数班に所属し役割を兼務したり、代行順位を明らかにしたりしておくことが必要である。

③ 避難が必要な場合

教職員は、避難方法を習熟し、災害発生時には児童生徒の安全を最優先としながら教職員自らの安全も確保することが求められる。避難の際に必要な物品等はすぐに携行できるように準備しておき、訓練で実際に活用してみる。また、停電時を考え放送以外の方法でも全ての児童生徒等に情報を周知できるよう体制を整えておく。

(5) 事後の対応と学校事故対応

危機がいったんおさまった後、速やかに児童生徒の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。さらに、事故等については、

必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

(6) 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間、通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組む必要がある。

障がいのある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障がいを理解し把握するとともに、障がいのある児童生徒等も、自分の障がいの状態や特性等を理解し、安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。

(7) 安全管理の評価

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。評価の観点、児童生徒等の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるようにするという立場から、できるだけ具体的にしておく必要がある。評価の客観性、信頼性を高めるためには、計画的な評価、量的な評価、質的な評価、組織的な評価が必要である。



### 3 学校保健・学校給食

学校保健・学校給食の危機管理のポイントは未然防止にある。ここでは学校における未然防止について記載する。なお、危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①状況の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

#### (1) 感染症、食中毒

##### ① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察や学校給食実施前の給食当番の健康観察は、感染症や食中毒を未然に防止する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

##### ② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア) 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努めるとともに、児童生徒への感染症や食中毒の予防などの保健教育の充実を図る。

イ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には、早急に学校へ連絡することを徹底する。

#### (2) 食物アレルギー

##### ○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等  
食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

##### ① 児童生徒の実態把握

ア) 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとり、児童生徒の食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について把握する。

イ) 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、アレルギー対応委員会等の組織を校内に設置・開催し、個別の取組プランを作成する。

ウ) 児童生徒のアレルギーの状態について、常に最新の情報を得ることができるよう保護者との連携を密にする。

##### ② 学校における管理

ア) アレルギー対応委員会等で、児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、食物アレルギー発症時の対応について教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）

イ) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。

ウ) 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン<sup>®</sup>の使用法、応急手当について知識や技術などを習得しておく。

エ) 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

オ) エピペン<sup>®</sup>を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域

の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

### (3) 学校給食への異物（危険な異物）混入

#### ○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

#### ① 学校等における危機管理体制の確立

ア) 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。

※教室で危険な異物発見時の初期対応

- i) 速やかに給食の喫食を中止し、児童生徒の健康被害の確認、現状保存する。
- ii) 管理職へ報告し、他の学級の給食への異物の有無の確認と喫食の中止を指示し、児童生徒の健康被害の確認をする。
- iii) 管理職は、教育委員会、共同調理場に第1報を入れるとともに、学校全体の状況を取りまとめる。

イ) 配膳室等保管場所は施錠ができる構造とし、衛生面について十分に配慮するとともに、配膳室から配食までの管理を徹底する。

#### ② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

#### ③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食 30 分前までに検食を行い、結果を記録する。

### (4) 熱中症

#### ① 暑さ指数計（WBGT 計）の指数に基づき、適切な処置を講ずる。

危険 31 以上 … 特別な場合以外は運動を中止する。

特に子どもの場合には中止すべき。

厳重警戒 28～31 … 激しい運動や持久走は避ける。

暑さに弱い人は運動を軽減または中止する。

警戒 25～28 … 積極的に休息をとり、適宜水分・塩分の補給をする。

注意 25 未満 … 熱中症の兆候に注意する。

運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

② からだが暑さに慣れていない時期に発生しやすいため、個人差には十分注意し、不調があれば休ませるようにする。児童生徒には体調不良の場合にはすぐに申し出るよう指導する。

③ WBGT 計を昇降口などに設置し、日頃から暑さ指数に触れる機会を設けたり、対策マニュアルを配布したりするなどして、児童生徒の意識や関心を高める。

④ 行事等は、計画にはとらわれず状況に応じて柔軟に計画の修正を行う。暑さ指数が 31 以上の中で活動しなければならない特別な場合の判断は、管理職を中心に学校全体で行う。

⑤ プールの中では、いつの間にか発汗により脱水症状を起し、熱中症の原因となることもある。外気温に加え水温が高温の場合は発症の危険性が高くなるため、中止など適切な措置をとる。

⑥ 熱中症予防情報・熱中症警戒アラートを活用する。

**【発表基準】**

- ・ 県予報区内の暑さ指数(WBGT)予測地点のいずれかにおいて、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)を 33 以上と予想した日(前日)の 17 時頃に「第 1 号」が発表され、当日 5 時頃に「第 2 号」が発表されている。

**【発表時の予防行動】**

- ・ 熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している予防対策を普段以上に徹底することが重要である。

## 4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。（詳細は『学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～（改訂版）』参照）

### (1) 体罰

#### ① 未然防止のポイント

- ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。
- イ 協力体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。
- ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われる場合があることを認識する。

#### ② 体罰発生時の対応

- ア 管理職への報告 イ 負傷児童生徒の救護
- ウ 保護者への連絡、誠意ある対応 エ 再発防止

### (2) 性暴力

#### ① 未然防止のポイント

- ア 防止に関する施策 イ 早期発見及び対処に関する施策

#### ② 性暴力発生・把握時の対応

- ア 管理職への報告 イ 関係者による被害児童生徒へのカウンセリング、経過観察
- ウ 被害児童生徒のプライバシー保護 エ 児童生徒、保護者への誠意ある対応、家庭訪問の実施

### (3) 教職員の交通事故

#### ① 未然防止のポイント

- ア 教育公務員としての自覚の高揚

#### ② 教職員の交通事故発生時の対応

- ア 負傷者の救護 イ 管理職への報告 ウ 警察への届出 エ 相手方への対応

### (4) 個人情報の管理上のトラブル

#### ① 未然防止のポイント

- ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上 イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
- ウ 電子情報の管理方法の明確化

#### ② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告 イ 警察への連絡 ウ 児童生徒、保護者への対応

### (5) ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

#### ① 未然防止のポイント

- ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実 イ 組織体制づくり

#### ② ハラスメント発生時の対応

- ア 事実関係聴取 イ 校内ハラスメント委員会等の開催 ウ 事情聴取及び指導 エ 相談者に説明

### (6) メンタルヘルスへの対応

#### ① 未然防止のポイント

- ア セルフケア イ 管理監督者のラインによるケア ウ 保健スタッフ等によるケア

#### ② メンタルヘルスへの対応

- ア 管理職等に相談 イ 医療機関等を受診 ウ 療養開始 エ 復帰支援プログラム オ 職場復帰

島根県教育委員会教育指導課  
HP（学校危機管理の手引）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/anzen/anzenkeikaku.html>



# 第4章



## 各教育活動

# 1 学力を育む ～自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人～

令和2年3月に、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心豊かな人づくり」を基本理念とした、5年間の本県教育の施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」(以下「教育ビジョン」という。)が策定された。この教育ビジョンにおいては、育成したい人間像を「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」、「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」、「自然や文化を愛し、自他を共に大切に作る優しく強い人」と定めている。

「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」は、学力を育む(より広くは学びの力を育む)観点からの人間像である。複雑化・多様化した現代社会の課題の解決のためには、既存の知識・技能を習得し応用することに加え、未知の問題を発見して課題を組立て直したり、独自の視点から解決に至る道筋や手法を開発したりすることが求められる。そこで、受け身の学習ではなく、自らの目標をもって、難しい課題に粘り強く取り組んだり、誰も取り組もうとしない課題に挑戦したりする学びの開拓者であってほしいと考え、次のような力の育成を図ることとした。

## 【育成したい力】

### 【学びの支えを築く】基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力

- ・基礎学力(基礎的な知識・技能)
- ・学びを支える基礎体力や基本的生活習慣
- ・情報や情報通信技術(ICT)を学びに生かす力

### 【深め広げ豊かにする】自分の考えや意見を構築し、伝える力

- ・未知の課題を発見し探究しようとする力
- ・他者との対話や協働の中から、自らの思考を深める力
- ・自分の考えや意見を構築し、伝わるように表現する力

### 【人生や社会に生かす】夢や志を形成し、やり遂げようとする力

- ・学びを支える自分の夢や志を形成する力
- ・失敗や挫折を恐れず試行錯誤を繰り返し、やり遂げようとする力

〔しまね教育魅力化ビジョン〕



〔しまねの学力育成推進プラン〕



令和3年3月には、教育ビジョンを具体的に推進するため、実行期間を令和3年度から令和6年度の4年間とする「しまねの学力育成推進プラン」を策定し、以下(一部抜粋)の取組を推進していく。

## A 取組の方向性

基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育の推進。

### 取組の柱

#### (1) 授業の質の充実

ICTやふるさとの地域素材を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点をもった授業づくりを推進していきます。さらに、学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、組織的かつ計画的に授業の質の充実を図っていきます。

#### (2) 家庭学習の充実

学校・家庭・地域が家庭学習の意義の共通理解を図り、同じ目線で子どもたちに声掛けができる環境をつくること、学校が家庭学習において意図的に学びを広げ深められるような授業の展開、ICTを活用した家庭学習の在り方の研究など、家庭・地域との連携のもとで家庭学習の充実を図っていきます。

#### (3) 地域に関わる学習の充実

高校段階において、当事者意識を持ちつつ、地域課題解決型学習を深めることができるよう、小学校段階では地域に親しみ、地域を知る機会を多く設け、中学校段階では地域のために行動・実践する場を充実させるなど、探究の過程を踏まえた系統的で連続性のある総合的な学習(探究)の時間の在り方を研究していきます。

## 2 授業づくり

### 1 学力・学習状況に係る本県の状況

令和5年度全国学力・学習状況調査結果の概要は以下のとおりである。

- 島根県と全国の平均正答率の比較について、中学校国語においては、全国平均並みであった。小学校国語、算数、中学校数学、英語においては、全国平均を下回った。
- 分類・区別集計結果平均正答率について、小学校国語では「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、全国平均並みであったが、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「情報の扱い方に関する事項」は、全国平均を下回った。小学校算数では、全ての領域が、全国平均を下回った。中学校国語では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、全国平均を上回った。「話すこと・聞くこと」「読むこと」「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」は、全国平均並みであったが、「書くこと」は、全国平均を下回った。中学校数学では、「データの活用」の領域は、全国平均並みであったが、その他の「数と式」「図形」「関数」の領域は、全国平均を下回った。中学校英語では、全ての領域が、全国平均を下回った。

児童生徒質問紙・学校質問紙調査の結果より、これまでの課題の改善状況と本調査で見られた課題は以下のとおりである。（「しまねの学力育成推進プラン」取組の柱ごとに示す。）

#### (1) 授業の質の充実

- 小学校では、目的を明確にした対話的な学習が展開される割合が増えている。児童が自分の考えを相手にしっかりと伝えることができる場が十分に設定されていると考えられる。今後は、児童生徒が話し合いの質を高めるために、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすること」「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表すること」等への手立てが必要である。
- 授業において、児童生徒一人一人に応じて、学習課題や活動が工夫されており、多くの児童生徒がそれを実感している。引き続き、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善に取り組む必要がある。また、各校においてICT機器の活用が目的とならないよう授業改善の一つの手段として意識し、効果的な日常活用を推進する必要がある。
- 学習指導要領では、カリキュラム・マネジメントが求められているが、各教科の学びを様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設ける割合が減少している。各校において、校長のリーダーシップのもと、教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業づくりを進める必要がある。

#### (2) 家庭学習の充実

- 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たり1時間以上勉強する児童生徒の割合は昨年度よりも低くなった。特に、中学校では依然として全国値との差が大きい。しかし、「家で自分で計画を立てて勉強している」と答えた割合は児童生徒ともに全国値よりも高い。また、平日に学習を「全くしない」と答えた割合は全国よりも低い値となっている。休日においては、児童生徒ともに1日1時間以上勉強する割合が全国値を上回っている。
- 引き続き、家庭学習について教職員同士が共通理解を図り、家庭での学習方法について具体例を挙げながら指導する必要がある。

#### (3) 地域に関わる学習の充実

- 総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導が十分に展開されていると考えられる。自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると答えた生徒は全国値を上回っている。一方、児童は全国値を下回っている。引き続き、令和4年度に発行した「総合的な学習の時間ガイドブック」を活用し、「児童生徒の思考の流れに沿った探究活動が行われるような授業づくり」を行う必要がある。
- 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」について、コロナ禍で活動が制限される中でも、児童生徒とも全国値を上回っている。これは、県が進めるふるさと教育の成果であると考えられる。今後も地域での体験や地域の素材を教科等の特質に応じて活用し、児童生徒の興味関心を高めていく必要がある。

#### (4) その他

○英語では、スピーチやプレゼンテーション、生徒同士による英語で伝え合う活動など学習指導要領で求められている授業が実施されている様子をうかがうことができる。英語を使って何ができるようになるかといった学習到達目標をCAN-DO リストに明確に示し、教員が生徒と目標を共有しながら、生徒が「○○ができるようになった」と実感できる授業づくりを今後も継続して行う必要がある。

## 2 課題解決のための授業改善の視点

島根県教育委員会では「しまね教育魅力化ビジョン」を令和2年3月に策定した。その中の「Ⅶ 教育環境の充実」における「学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では、基礎学力の育成について、学校の現状と課題等を踏まえ、今後の方向性を示している。

○市町村教育委員会と連携・協力し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進する。

小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進する。

### (1) 授業の質の充実

全国学力・学習状況調査等の各種調査の分析を参考にし、各教科等の連携を図りながら組織的かつ計画的に授業の質を充実させる。

- ・自分の考えを語尾までしっかりと話すこと（説明すること）、書くことを繰り返し指導する。
- ・話し合い場面において、「自分の考えを深めたり、広げたりすること」「自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表すること」等を具体的に指導する。
- ・「調べる場面」「考えをまとめ、発表・表現する場面」「児童生徒同士がやり取りする場面」「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」などで1人1台端末を日常的に活用する。
- ・児童生徒が身につける資質・能力を明確にした授業を行うとともに、校区の小中学校においては育てたい子ども像などを共有する取組を一層進める。

### (2) 家庭学習の充実

家庭学習と授業との有機的な結びつきを図るとともに、児童生徒が自分に合った学習方法を見いだすことができるよう、教員の指導改善や児童生徒の学習改善を行う。

- ・「教育情報誌第49号（令和5年3月）」等を活用し、授業を家庭学習につなぐ具体的な指導について教員が共通理解をする。
- ・学習内容を定着させる宿題だけではなく、自分にあった学習内容や方法を選んだり、学びを広げたり生かしたりできるように、1人1台端末を活用した家庭学習の在り方の研究をする。

### (3) 地域に関わる学習の充実

児童生徒一人一人が自ら課題を見付け、解決への道筋を見通しながら様々な解決方法を考える姿勢を育成する。

- ・「総合的な学習の時間ガイドブック」を活用し、「児童生徒の思考の流れに沿った探究活動が行われるような授業」を行う。
- ・地域素材の効果的な活用と、各教科等で身に付けた知識や技能を地域や社会での生活に生かそうとする意欲の醸成を行う。

（「令和5年度全国学力・学習状況調査島根県（公立）の結果概要」より）

○発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、使いこなせるようにするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習の考えを取り入れた授業改善に取り組む。

○学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成する。

○児童生徒一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成する。

○ポートフォリオなどの個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導する。

さらに、令和3年3月に策定した「しまねの学力育成推進プラン」第2章「学力育成に向けた具体的な取組」において、授業の質の充実についての具体的な取組を示している。

〈学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む授業の展開〉

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の推進
- (2) ICTの効果的な活用
- (3) 指導と評価の一体化の重要性に係る理解促進
- (4) 学力と学習状況の分析に基づく授業の改善
- (5) 各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実

〈教職員の指導力向上〉

- (1) 教育情報の発信
- (2) 学校マネジメントの強化
- (3) 教育センター研修講座の充実
- (4) 小中高合同授業研修会の開催

〈評価（各種の学力・学習状況調査、高校魅力化評価システム等による分析）〉

教員に求められる授業力に関して、島根県教育センターでは、『授業力』は、教科等指導において必要とされる「情熱・使命感」をはじめとする四つの要素で構成される」として、それぞれの構成要素を次ページのとおりとした。そして、経験年数に応じた研修において、要素ごとに「大切にしたい授業力の視点」を設定し、ねらいの達成に必要なプログラムのもと研修を実施している。(P43「経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい『授業力』の視点」参照)

### 3 学習評価

学習評価は、目標に準拠した評価により実施されており、児童生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、「評定」により評価している。観点別学習状況の評価は、きめ細かい学習指導を実施するため日常的に実施されるべきものである。

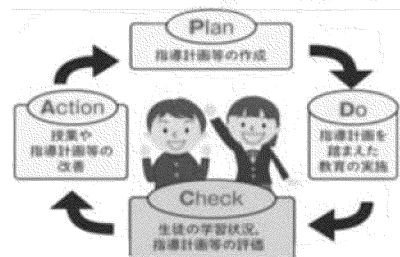
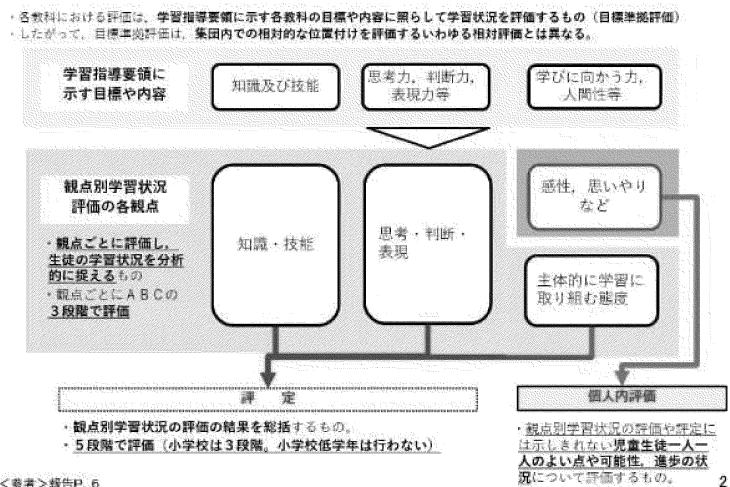
学習指導要領では、資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点について、小・中・高等学校の各教科等を通じて3観点到整理された。

学校における学習評価は、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施し、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付けることが重要である。このサイクルは、日常の授業、学校における教育活動全体等の様々な段階で展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと、つまり、「指導と評価の一体化」を図るための取組が必要となる。

「全国学力・学習状況調査結果概要」、「しまね教育魅力化ビジョン」、「しまねの学力育成推進プラン」、「令和6年度各教科等の指導の重点」、「令和6年度授業チェックリスト」など、授業づくりに関する資料については、「しまねの教育情報 Web EIOS(エイオス)」に掲載。

EIOS(エイオス)

### 各教科における学習評価の基本構造



## 経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい「授業力」の視点

### ◆教育センター研修における「授業力」の四つの構成要素の解釈

「情熱・使命感」 児童生徒等のよりよい成長を願って、周囲と協働しながら自らの資質向上を図っていく姿勢
「構想力」 指導のねらいを明確にするとともに教材を研究し、見直しをもって授業を計画・創造、改善していく力
「生徒理解力」 集団の中で個の可能性を引き出すために、児童生徒等一人一人の実態・特性を理解する力
「指導力」 学び合う集団づくりに努め、専門的な指導技術をもとに授業の目標の達成に向けて授業を実践する力

### ◆経験年数に応じた研修において大切にしたい授業力の視点（●は重点）

	初任者研修	6年目研修	中堅教諭等資質向上研修
授業でめざす子どもの姿	教科等の見方・考え方を働かせ、資質・能力を伸ばす ～ 主体的・対話的で深い学びを通して ～		
「授業づくり」におけるねらいに	育成したい資質・能力を踏まえ、1時間1時間の指導の意図を明確にした授業ができる。	身に付けた資質・能力を踏まえ、単元(題材)の目標に迫る授業ができる。	教科等横断的な視点に立った資質・能力*を踏まえ、教科等の目標に迫る授業ができる。  ※「言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」及び「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」等のこと
指導と評価の一体化 ～授業改善につなげる～			
指導のねらい	● 学習指導要領が求める資質・能力を踏まえ、授業における指導の意図を明確にする。	● 学習指導要領に示された児童生徒等が学習前に身に付けてきている資質・能力を踏まえ、児童生徒等の実態を把握する。 ● 児童生徒等が学習前に身に付けてきた育成する資質・能力を踏まえ、単元(題材)において育成する資質・能力を明確にする。	● 学校教育目標と教科等の指導内容の系統性、他教科等との関連性を踏まえ、育成する資質・能力を明確にする。
構想力及び生徒理解力	● 児童生徒の主体的・対話的で深い学びが実現される学習活動を設定する。	● 児童生徒等が学習前に身に付けてきた資質・能力を踏まえ、目指す資質・能力を育むための単元(題材)計画等を構成する。	● 他教科等との関連性や資質・能力の系統性を踏まえ、教科等が目指す資質・能力を育成する授業を行う。
指導計画	・ 児童生徒が教科等の見方・考え方を働かせる授業を計画する。	・ 児童生徒等が教科等の見方・考え方を働かせる授業を行う。	
学習評価	・ 指導と評価の一体化の意義を理解するとともに、評価の計画を立てて授業を行い、目標に準拠した評価をする。	● 単元(題材)の目標と評価規準を見通しながら、単元における評価の場面や方法を工夫し、資質・能力を育成するための学習指導に活かす。	● 単元(題材)の目標と評価規準を見通しながら、単元における評価の場面や方法を工夫し、教科横断的な視点に立った資質・能力を育成するための学習指導に活かす。
指導力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学び合う集団づくりに努める。(学習規律、安心して学習できる場)</li> <li>・ 児童生徒等の発達段階等を踏まえた支援を行う。(個々のニーズに応じた指導や支援、ユニバーサルデザインの視点)</li> <li>・ 指導技術を高める。(発問、言葉かけ、板書、教材・教具、ICT活用、学習形態等)</li> </ul>		
使情熱感・	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な価値観を尊重する。</li> <li>・ 新しい教育情報等を進んで得ようとする。</li> <li>・ 他者から学ぶ。(同僚、管理職、保護者・地域、児童生徒等から)</li> </ul>		

### 3 言語活動の充実

#### 1 なぜ言語活動の充実か

学習指導要領では、育成すべき資質・能力を次のとおり示している。

- 知識及び技能
- 思考力、判断力、表現力等
- 学びに向かう力、人間性等

この中でも、特に「思考力、判断力、表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして「言語活動の充実」は規定されている。言語活動の充実とは、そのこと自体が目的ではなく、「思考力、判断力、表現力等」の育成のための手段・方法としてとらえることができる。

各教科等の目標を実現するためには、以下のような言語活動の充実が重要である。

(1) 知的活動（論理や思考）に関すること

ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること

（i）事実等を正確に理解すること （ii）他者に的確に分かりやすく伝えること

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

（i）事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること

（ii）考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと

イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

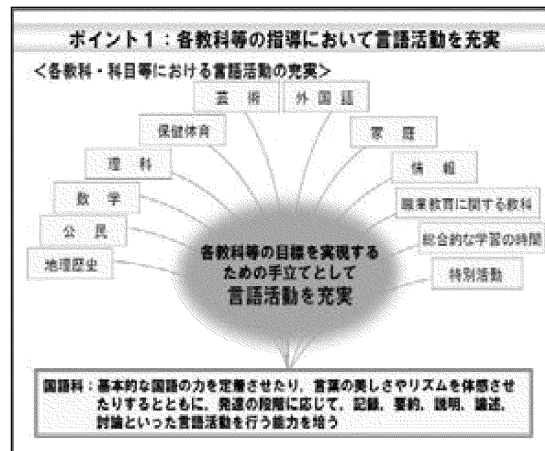
言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）より抜粋

#### 2 言語活動を充実するために

##### (1) 各教科等における言語活動の充実

「言語活動」自体が指すものは「話す」「聞く」「書く」「読む」という学習活動であり、新しいものではない。しかし、求められているのは「言語活動の充実」であり、それを通して思考力、判断力、表現力等を育成することである。言語に関する能力を育成する中心的な教科は国語科であるが、そこで学んだことをすべての教科等でも、それぞれの特質に応じて活用し、言語活動の充実を図っていくことが肝要である。

以下、小学校学習指導要領解説の総則編に示されている、言語活動の充実が期待される学習活動例を示す。



言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】のポイント  
(文部科学省 H24. 6)

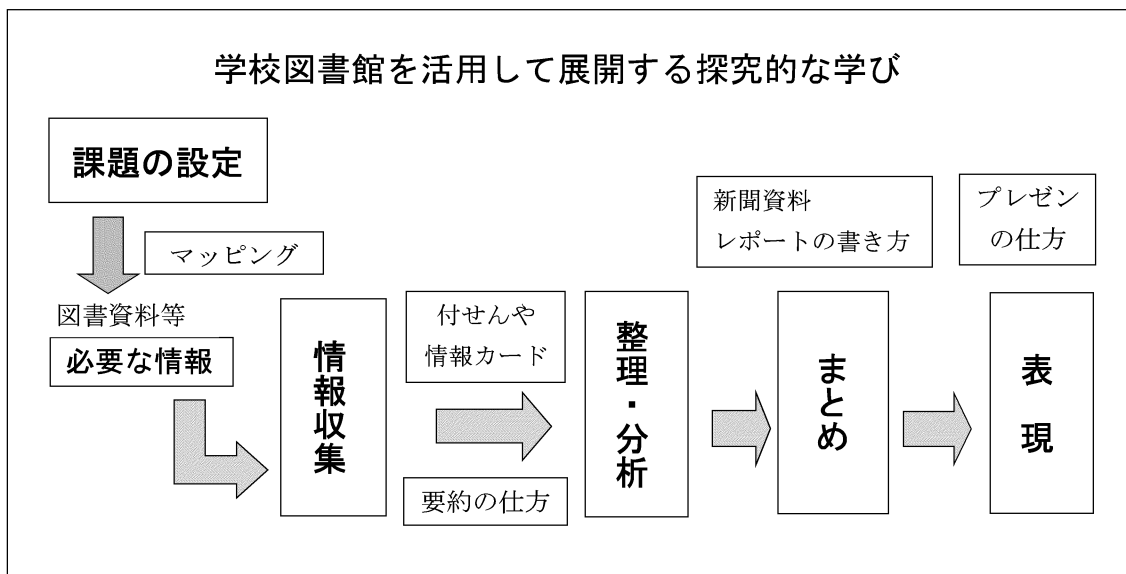
教科等	取組例	教科等	取組例
算数	思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、お互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること	社会	社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること
理科	問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること	生活	身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し考えられるようにすること

音楽	音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること	図画工作	感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること
家庭	衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること	体育	筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること
外国語 外国語活動	実際に英語を用いた言語活動を通して、「知識及び技能」を身に付けるとともに、それらを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成するための言語活動の例を示すこと	道徳	児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること
学習時間 総合的	探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること	特別活動	体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること

「小学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 H29.6)より抜粋

## (2) 学校図書館を活用した学習活動の展開

学校図書館の図書資料等を活用し、**課題の設定** → **情報の収集** → **情報の整理・分析** → **まとめ・表現**といった一連のプロセスを取り入れることにより、様々な言語活動を行いながら、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することができる。



## 4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

### 1 「主体的・対話的で深い学び」とは

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、次の①～③の視点が示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子供自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味付けたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりすることが重要である。

- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子供や、子供同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくことが求められる。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

子供たちが、各教科等の学びの過程の中で、身に付けた資質・能力の三つの柱を活用・発揮しながら物事を捉え思考することを通じて、資質・能力がさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれていくことが重要である。教員は、この中で、教える場面と、子供たちに思考・判断・表現させる場面を効果的に設計し関連させながら指導していくことが求められる。

子どもたちは、このように、主体的・対話的で深く学んでいくことによって、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解したり、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができる。また、それぞれの興味や関心を基に、自分の個性に応じた学びを実現していくことができる。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や子どもの状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

### 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点

#### (1) 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善について

平成26年11月に中央教育審議会への諮問において示された「アクティブ・ラーニング」は、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として位置付けられることとなった。「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善は、単に対話を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

また、「アクティブ・ラーニング」は、例えば、国語や各教科等における言語活動や、社会科における課題を追究し解決する活動、理科における観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、こうした学習を更に改善・充実させていくための視点であることに留意する必要がある。

(2) 授業改善を進めるにあたって

学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）では、例えば以下の諸点に留意して授業改善に取り組むことが重要であるとしている。

- これまで着実に取り組まれてきた授業改善の取組・実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない。
- 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。

【参考】

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月 中央教育審議会）

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）

小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の紹介

## どんな授業にしていくの？

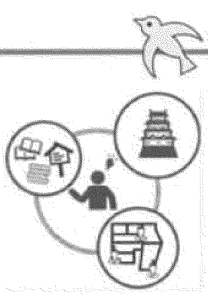
一つ一つの知識がつながり、「わかった！」  
「おもしろい！」と思える授業に

例えば、社会で...

**安土桃山時代についての授業**

・鉄砲の伝来について、「他の場所にも伝わっていたかもしれないのに、なぜ種子島から鉄砲が全国に、しかも急速に広がったのだろうか」などの問いを立てて、地図や、地域の伝統的な製鉄技術の存在、当時の九州の政治的な状況などについての資料を読み取り、根拠に基づいて問いについて考察し、お互いに意見を出し合ったり、話し合ったりする。

・話し合いの結果を踏まえ、さらに「なぜ鉄砲を伝えたポルトガル人は中国船に乗ってきたのだろうか」などを考察し、南蛮貿易や朱印船貿易、明や朝鮮との関係、豪商の活動などを結び付けて、当時の社会の様子や特色について話し合ったり、お互いに説明したりする。



**授業改善の視点**

どうしたら、知識をつなげ深く理解したり、考えを形成したりできるだろうか。

「深い学び」の視点

**具体的な手立て(例)**

- ・考察の根拠となる資料(文章、絵、映像、遺物等)を用意し、様々な立場から話し合う場面を設定する。
- ・つまづいている生徒には、資料を読み取る際の視点や考察を促すような視点を示唆して、意見を形成できるように助言する。

文部科学省ホームページより引用

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/\\_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128\\_mxt\\_kouhou02\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf)



## 5 道 徳 教 育

### 1 「特別の教科 道徳」について

将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくために必要な資質・能力の育成が求められており、道徳教育はこれまで以上に重要な役割を果たすことが期待されている。

道徳教育の目標を実現するためには、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、各学校において、児童生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりを行う必要がある。

### 2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

学習指導要領では道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること（めざす子ども像）。
- (2) (1) に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2) が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- (4) (3) の各学年の指導の重点を明らかにすること。
  - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
  - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- (5) 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- (6) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。
- (7) 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組をしたり、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

### 3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔広い視野で〕多面的・多角的に考え、自己の〔人間としての〕生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

#### (1) 「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解すること。
- ・他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということ的前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 「自己を見つめる」

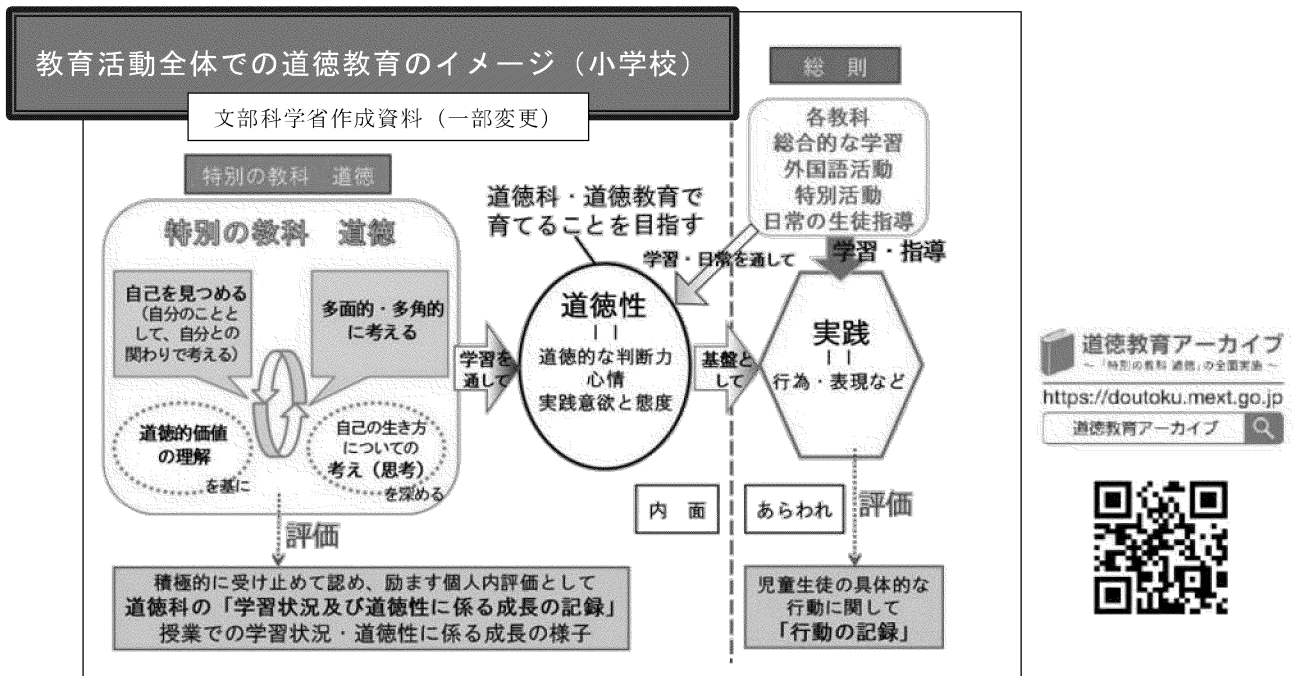
道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

(3) 「物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

(4) 「自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。



#### 4 道徳科の評価

児童〔生徒〕の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」〔 〕内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることのできない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下のとおりである。

- ・学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。

- ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。  
なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。
- ・学習評価の妥当性、信頼性等が担保されるよう、評価は個々の教師が個人として行うのではなく、学校として組織的・計画的に行われることが重要である。

## 5 高等学校における道徳教育

高等学校においては道徳科が設けられていないが、高等学校学習指導要領には、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行うものとして明確に位置付けられている。高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育である。生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し、豊かな自己形成ができるよう、公民科や特別活動のホームルーム活動を中心に各教科・科目、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切な指導を行うものとしている。その際、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、指導の方針や重点を明確にして、道徳教育の全体計画を作成すること、また、各教科・科目等の年間指導計画に「道徳教育の視点」を盛り込み、それを意識して指導することが大切である。小・中学校における道徳教育を踏まえつつ、就業体験やボランティア体験などの体験的な活動を重視し、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行う必要がある。

## 6 特別支援学校における道徳教育

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校に準ずることとしているが、指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に準ずるのみならず、特別支援学校においては以下の3つの事項に十分配慮する必要がある。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

※特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」

また、知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部においては、「特別の教科 道徳」が位置づけられており、各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導するものとしている。その際、個々の生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが大切である。

# 6 特別活動

## 1 特別活動を充実させる

特別活動指導資料には特別活動の充実について次のように示されている。

—特別活動を充実させる—

- 学級経営に役立つ ○学力向上につながる ○キャリア教育の要となる
- 生徒指導上の問題を未然に防止する ○道徳的実践に結びつく

特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) を参考に作成

また、特別活動を充実させるための教師の役割として次のことが示されている。

—特別活動と学びの ABCDEF—

- Learning by Accepting 受容することによって学ぶ
- Learning to Be 生きることを学ぶ
- Learning by Caring 助け合いの中で学ぶ
- Learning by Doing なすことによって学ぶ
- Learning with Enjoying 楽しんで学ぶ
- Learning for Future 未来のための学習

学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編 (令和5年 国立教育政策研究所) を参考に作成



特別活動  
指導資料  
の掲載先  
(国教研 IIP)

特別活動の充実には、教師が特別活動の目標や特質を理解することが重要である。

## 2 小・中学校における特別活動

### (1) 目標 ※ ( ) 内は中学校

①集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

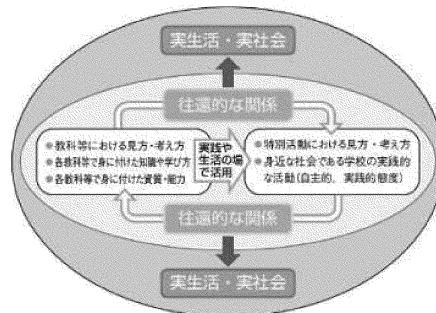
- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(人間として)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

#### ①「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」

(下線部①) について

- 「課題を見だし解決に向けて取り組む」という実践的な学習である」「各教科等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践する」という特別活動の特質に応じた「見方・考え方」を示している。
- 「見方・考え方」を働かせるとは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい社会生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

(右イメージ図参照)



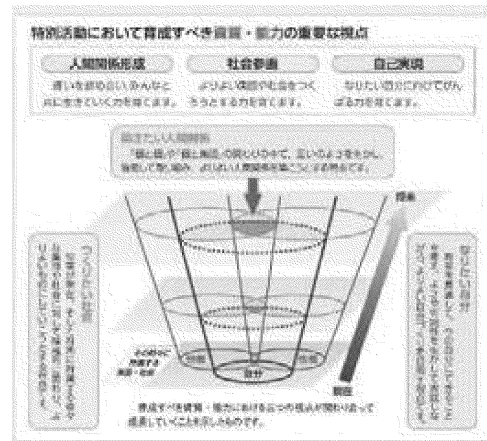
特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) P28 から引用

#### ②特別活動の学習の過程 (下線部②) について

様々な集団活動	学級活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事のこと。(以下、『各活動・学校行事』とする)
自主的、実践的に取り組み	集団活動の中で、一人一人の児童(生徒)が、実生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことである。「学級活動(1)学級や学校における生活づくりへの参画」、児童会(生徒会)活動、クラブ活動については、さらに「自発的、自治的な活動」であることを特質としている。
互いのよさや可能性を發揮しながら	集団における合意形成や意思決定は、同調圧力に流されることなく、批判的思考力を持ち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるようにすることが大切である。
集団や自己の生活上の課題を解決する	様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志を持って実現したりする児童(生徒)の活動内容や学習過程を示したものである。

③育成を目指す資質・能力について

○3つの柱に沿って示されている特別活動で育成をめざす資質・能力は、右図のように「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点を手掛かりに整理されている。



特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動  
小学校編 (平成30年 国立教育政策研究所) P5から引用

(2) 各活動・学校行事の目標

○特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動である。これらは、構成や規模、活動の原理などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行う。

○各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

指導計画の作成に係る内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「単元」や時間のまとまりがなく、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということ踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てること。</li> <li>○全教職員の共通理解と協力体制が確立され、連携して指導にあたることができるよう、調和のとれた全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成すること。</li> <li>○全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。</li> <li>○内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること。</li> </ul>
内容の取扱いに係る内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の発意・発想を重視し、啓発しながら、「なすことによって学ぶ」を方法原理とすること。</li> <li>○教師の適切な指導の下に行われる児童生徒の自発的、自治的な活動を特質とする内容と、教師の指導を中心とした児童生徒の自主的、実践的な活動を特質とする内容を区別して指導すること。</li> <li>○児童生徒及び学校の実態並びに道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化と、必要に応じた内容間の関連や統合、他の内容の追加ができること。</li> <li>○ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図ること。</li> <li>○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。</li> <li>○入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。</li> <li>○学級活動（3）の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材等を活用すること。</li> </ul>

3 高等学校における特別活動

(1) 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。



## 7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

### 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（以下「総合的な学習の時間」という。）は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えながら、よりよく課題を解決していく（総合的な探究の時間では「課題を発見し解決していく」）ための資質・能力を育成することを目標としている。総合的な学習の時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて、探究する価値のある課題について各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、それを通して自己の生き方（総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方」）を考えることにつながるものでなければならない。

各学校においては、上記の内容を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定めなければならない。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが大切であり、ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

### 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価

#### (1) 児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが大切である。また、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、児童生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることも肝要である。

#### (2) 評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の3点について配慮する。

- ①信頼される評価：教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多面的な評価：多様な評価方法や複数の評価者による評価を適切に組み合わせること。
- ③学習状況の過程の評価：評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けること。

### 3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導

#### (1) 児童生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと

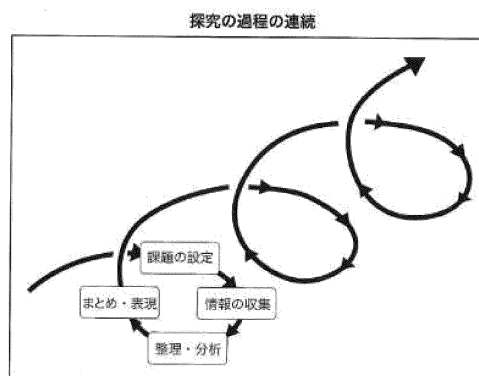
総合的な学習の時間においては、生徒が自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断するなど、生徒の主体性や興味・関心を十分に生かすことが望まれる。課題設定や解決方法を教師が必要以上に教え過ぎてしまうことによって、生徒が自ら学ぶことを妨げたり、どのような活動をするのかということに目を向け過ぎるあまり、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力が身に付いているかが見えにくくなったりしないように配慮する。

## (2) 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためのポイントは、①「学習過程を探究的にすること」として探究的な学習の過程のイメージを明らかにしていくことと、②「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」として「探究的な活動」の更なる充実に向けた方向性を明らかにしていくことである。

### ① 学習過程を探究的にすること

探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程を繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。



【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

### ② 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

次のような場面と児童生徒の姿が想定できる。

- それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協働的に学ぶ
- 異なる視点から考え、協働的に学ぶ
- 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- 主体的かつ協働的に学ぶ

協働的に学ぶことにより、多様な考え方もつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

## (3) 指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方で本来の趣旨に沿った授業が十分に実現できていない学校もある。教科の補充・発展学習や学校行事などと混同された実践が行われている例も見られる。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間に付けるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい資質・能力や学習活動の示し方、関連する教科・科目や特別活動との関係の整理等、学習計画について不断に検討する必要がある。

### ※参考資料：

『総合的な学習の時間ガイドブック（小中学校編）』

『総合的な探究の時間ガイドブック（高等学校編）』



URL : <http://eio-shimane.jp/class-making/982>



## 8 学校図書館活用教育

学習指導要領第1章総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされている。

学校図書館の3つの機能 ①「読書センター」②「学習センター」③「情報センター」

- ① 児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導を通じて、言語能力を育成する場。
- ② 児童生徒の学習活動を支援し、理解と思考を深め、より質の高い学びを展開する場。
- ③ 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報活用能力を育成する場。

各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

### 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ

- ・全学年を見通して情報活用スキルを指導できるよう、各教科の指導内容や学習活動との関連を明確にした教科横断的な年間指導計画や指導体系表を整備するとともに、全ての授業者が学校図書館を有効に活用し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
- ・学校図書館の管理・運営に当たっては、館長である校長のリーダーシップの下、司書教諭や学びのサポーター、学校司書等を中心に全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努めるとともに、公共図書館等との連携を図る。
- ・学校図書館が、読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を発揮できるよう、ICTを含めた環境整備を進めるとともに図書・視聴覚資料等の充実に努める。

### 2 学校図書館を利活用した学習の充実による情報活用能力の育成

- ・学校図書館を利活用した学習においては、教科のねらいに沿った言語活動を設定するとともに、課題の設定 → 情報の収集 → 情報の整理・分析 → まとめ・表現という探究学習の一連のプロセスで必要となる情報活用スキル（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）を身につけられるようにする。
- ・図書、新聞、Web資料等様々なコンテンツを活用した学習活動を展開することにより、児童生徒が様々な情報を比較したり関連付けたりして自分の考えを持つことができるようにする。また、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICTを活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動をより多くの教科等で系統的に繰り返し行うことで、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

### 3 計画的な読書活動指導の推進

- ・読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書実態を把握したうえで、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- ・児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。
- ・学習指導要領解説国語編においては、『「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含む。』とされており、国語科はもとより、各教科、特別活動など学校の教育活動全体において行う必要があることに留意する。

## 9 主権者教育

### 1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

### 2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するというのではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

### 3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

### 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- ①一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ②多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ③特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるようなことのないよう留意すること。
- ④教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

# 10 ICTの活用の推進

## 1 社会の変化と Society 5.0

第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された「Society5.0」は、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すものである。ICTの進化等により、社会・経済の構造が日々大きく変化する「大変革時代」が到来する中、国内外の課題が増大・複雑化しており、科学技術イノベーション推進の必要性は大きく増してきている。文部科学省は、Society 5.0時代を生きる全ての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠との観点から「GIGAスクール構想」を推進しており、全国の多くの義務教育段階の学校において、「児童生徒1人1台端末」及び「高速大容量の通信ネットワーク」の下での学びがスタートしている。また、このような大きな変革の時代を生きていく児童生徒にとって、例えば、多くの情報を主体的に選択・活用できる能力や正しく情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成が必要とされている。平成29年及び30年告示の学習指導要領では、「言語能力」、「問題発見・解決能力」等と並んで「情報活用能力」を育成すべき“学習の基盤となる資質・能力”として位置付けており、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育てていくべきものであるとしている。

## 2 教育の情報化

### (1) 教育の情報化の3つの側面

「教育の情報化」とは、情報通信技術の「時間的・空間的制約を超える」、「双方向性を有する」、「カスタマイズを容易にする」といった特長を生かして「教育の質の向上を目指す」ものである。具体的には次の3つの側面から構成される。

- ・情報教育：子供たちの情報活用能力の育成
- ・教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ・校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減等

『教育の情報化に関する手引-追補版-』（令和2年6月 文部科学省）より

あわせて、これらの教育の情報化の実現を支える基盤として、

- ・教師のICT活用指導力等の向上
- ・学校のICT環境整備
- ・教育情報セキュリティの確保

の3点を実現することが極めて重要であるとされている。

島根県は、『しまね教育魅力化ビジョン』（令和2年3月 島根県教育委員会）において、県が育成したい「自ら課題や展望を見だし、粘り強く挑戦し学ぶ人」に必要な力の1つは「〔学びの支えを築く〕基礎的な知識・技能を身に付け、生かす力」とし、その具体として「情報や情報通信技術（ICT）を学びに生かす力」をあげている。さらに、「Ⅶ 教育環境の充実」の「1 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育」では「子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。」とし、「4 世代を超えて共に学び、育つ教育」では「小学校、中学校段階においては、ICT機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。」としている。このような方向性を理解した上で、これらの目的を達成していけるように研修を積んでいかななくてはならない。

教育の情報化に関する校内研修等を実施する場合、動画と関連資料が準備されているNITS（独立行政法人教職員支援機構）の校内研修シリーズ「情報化（ICT）教育」も活用できる。



教育の情報化に関する手引-追補版



NITS研修動画

## (2) 特別支援教育における教育の情報化

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障がいの状態や発達の段階等に応じてコンピュータなどのICT機器を活用することで、学习上または生活上の困難を改善・克服の一助とし、指導の効果を高めることができる。

情報化に対応した特別支援教育を考えるにあたっては、個々の児童生徒が、学習を進める上でどこに困難があり、どういった支援を行えばその困難を軽減できるかという視点から考えることが大切である。

なお、国立特別支援教育総合研究所（NISE）は、平成26年度から障がいの状態や特性等に 応じた教材や支援機器の活用に関する様々な情報を集約・管理し、発信するためのポータルサイトを開設している。



支援ポータル

## 3 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成

### (1) 児童生徒の課題

「生徒の学習到達度調査（PISA2022）」ICT活用調査によると、日本の高校におけるICT環境の整備は2018年調査以降進んでおり、「学校でのICTリソースの利用しやすさ」指標はOECD平均を上回っている。同様に、「インターネット上で情報を検索するときは、様々な情報源を比較する」日本77.4%/OECD平均64.4%、「インターネット上の情報をSNSで共有する前に、その情報が正しいかどうか確認する」日本76.5%/OECD平均64.0%のように、情報モラルについてもOECD平均を上回っている。一方で、国語・数学・理科におけるデジタル・リソースの利用頻度や、高校生自身が情報を集める、集めた情報を記録する、分析する、報告するといった場面でデジタル・リソースを使う頻度は他国に比べて低く、「ICTを用いた探究型の教育の頻度」指標はOECD平均を下回っている。

「ウェブページやブログを制作し、更新し、維持すること」日本39.8%/OECD平均56.0%、「ソフトウェアのエラーの原因としてありうるものをいくつか考えてから、その原因を特定すること」日本34.9%/OECD平均48.2%のように、プログラムを作成したりコンピュータでトラブルが起こった時に原因を特定したりできる自信についてもOECD平均を下回っており、ICTを活用して児童生徒自ら問題を解決し、探究的な学習を進める経験を積んでいくことが重要になってきている。

### (2) 学習指導要領における情報活用能力の位置付け

平成29年に公示された小学校学習指導要領では、情報活用能力について以下のように記述してある。

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

『小学校学習指導要領』第1章総則 第2の2（1）（平成29年文部科学省）より

同様に中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領においても記述されている。

また、平成28年12月に出された中央教育審議会答申において、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に三つの柱によって捉えていくことが提言され、以下のように整理されている。

○知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

### (3) 情報活用能力の体系的な整理

学習指導要領解説では、情報活用能力の育成に関して、「これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。」としている。

また、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）において、情報活用能力を「資質・能力の三つの柱に沿った分類」と「想定される学習内容」を組み合わせた上で、児童生徒の発達段階を5つの段階（ステップ1：小学校低学年、ステップ2：小学校中学年、ステップ3：小学校高学年、ステップ4：中学校修了段階、ステップ5：高等学校修了段階）でイメージした「情報活用能力の体系表例」が目安として示されている。



情報活用能力の体系表例

### (4) 情報モラル教育

情報モラルについては、平成29年度及び30年度告示の学習指導要領（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の第1章の総則「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」において、「各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられている。また情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と定義されており、「情報化の影の部分」への対応としてはもちろんのこと、GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等のICT環境整備状況を踏まえ、情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成するために、児童生徒に各学校で情報モラルを指導していくことがますます重要になってきている。

以下に指導していくためのポイントを記述する。

- ・情報モラルの指導は、継続的・体系的に行う必要がある。年に一度、有名講師を招いて講演を聞くことのみでは情報モラルの指導が十分であるとは言い難い。児童生徒と関わる全ての教職員が情報モラルの指導に関わる必要性を理解したうえで、折を見て、継続的に指導の機会を作る必要がある。その際は、文部科学省委託事業『次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」』（IE-School）等も参考に、児童生徒の発達段階に応じた体系的な指導を意識する必要がある。
- ・児童生徒の指導にあたっては、実態把握から始める必要がある。『インターネットトラブル事例集（2022年版）』（2022年総務省）等を活用して、起こりそうなトラブルについての情報を集めたり、実際に児童生徒への事前アンケートを実施したりするのも有効な手立てである。
- ・各学校における児童生徒の実態に即した指導を進めるとともに、学校と家庭・地域が連携した研修等の取組を行うことで、情報モラルに関する指導・啓発をより充実することが大切である。文部科学省が運営している「情報モラル教育ポータルサイト」には、児童生徒が活用できる学習コンテンツや保護者向けの啓発資料、教員向けの動画コンテンツや実践資料が豊富に掲載されている。
- ・教職員自身がSNS上でも服務義務違反がないようにするためにも、島根県教育センターの出前講座をはじめ様々な研修を通して意識を高めたい。



情報モラル教育ポータルサイト

### (5) プログラミング教育

身近な生活の中では、自動販売機やロボット掃除機など、コンピュータの働きの恩恵を受けているものが多くあり、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにする必要がある。

これまでも中学校技術・家庭科（技術分野）においてプログラムによる計測・制御について取り扱っていたが、平成29年及び30年の学習指導要領改訂により、次のように小・中・高等学校段階におけるプログラミング教育の充実が図られた。

(小学校)

- ・総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを新たに明記
- ・算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示

(中学校)

- ・技術・家庭科（技術分野）において、プログラミングに関する内容を充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）

(高等学校)

- ・全ての生徒が必ず履修する科目（共通必修科目）「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

『教育の情報化に関する手引-追補版』（令和2年6月 文部科学省）より

本来プログラミング教育の目的は「プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすること」である。しかしながらコーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることが目的であるといった間違った解釈や、ロボットなど高価な機械を購入しないとプログラミング教育ができないとの誤解が広がるなどの混乱もあった。授業において適切なプログラミング教育を行うためにも、引き続き文部科学省から出される『小学校プログラミング教育の手引』（第三版：令和2年2月 文部科学省）をはじめとした確かな情報を確認したい。また、小学校でのプログラミング教育においては、教育課程内で行うA分類～D分類の実施について十分理解したうえで、中学校技術・家庭科（技術分野）での学習内容との関連や、学習指導要領に例示されていることから指導のイメージが持ちやすいA分類の実践から確実にやっていくことが大切である。



小学校プログラミング教育の手引

(6) 著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といひ、それを創作した人が著作者である。原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後70年間である。

教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信といった場面において、著作物を正しく取り扱わなくてはならない。また、教職員は児童生徒に指導する立場において確かな知識をもって法を遵守する姿が求められる。『改正著作権法 第35条運用指針（令和3（2021）年度版）』等を参考にし、分からないことがあれば問い合わせ等を行う必要がある。なお『改正著作権法第35条運用指針』には以下のような学校等における典型的な利用例が示されている。（一部抜粋）



改正著作権法 第35条運用指針

- A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例
  - ・テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。
- B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例
  - ・授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるように、クラウド・サーバにアップロードする。
  - ・教員が教科書を使った授業動画を収録し、クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴できるような方式で配信する。
- C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例
  - ・小説の一部を授業の都度、生徒に配布するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

#### 4 教科指導におけるICT活用：ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等

##### (1) 教員のICT活用指導力チェックリストについて

文部科学省が『IT新改革戦略』（平成18年1月）に基づき『教員のICT活用指導力チェックリスト』を策定し、平成30年度には昨今のICT環境に対応した指標に改訂されている。改訂後のチェックリストは、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」、「B 授業にICTを活用して指導する能力」、「C 児童生徒のICT活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の4つの大項目から構成されており、基本的な操作技能の必要性や協働学習の要素を反映した内容などが新たに追加されている。これらの項目を意識した教職員研修の受講や自己研鑽を行うことが児童生徒の情報活用能力の育成や学力向上の一助になると考えられる。

研修用資料として文部科学省の『教育の情報化に関する手引き―追補版―』（令和2年6月）には小学校・中学校・高等学校の学校段階の順で教科等ごとにICTを活用した具体例が豊富に示してある。また、1人1台端末の活用方法に関する優良事例を参照できる文部科学省WEBサイト「StuDX Style（スタディーエクス スタイル）」が開設、随時更新されている。これらは、文部科学省提供の『各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画』



（令和2年9月）と共に活用できるものである。

教科指導におけるICT活用研修用資料

## (2) 学校のICT環境の現状とGIGAスクール構想の実現

平成29年8月の『学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ』を受け、同年12月に文部科学省から通知された『平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針』では、新学習指導要領の実施を見据えたICT機器に関する整備について示されている。さらに、令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれ、「GIGAスクール構想」の実現を目指し大きく動き出した。特に義務教育段階において、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指し、当初予定の令和5年度から大幅に前倒した整備が急ピッチで進められ、文部科学省「端末利活用状況等の実態調査」（令和4年度末時点）によると、令和4年度末時点で全国自治体のうち99.9%が整備済みとなっている

## (3) 島根県の現状と課題

文部科学省が公表した『令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）（令和5年3月現在）【確定値】』によると、各設問について“できる”“ややできる”と答えた割合が、島根県はA項目84.7%（全国46位）、B項目69.1%（全国47位）、C項目73.1%（全国47位）、D項目80.5%（全国47位）とある。数値は年々改善されてきている項目がほとんどだが、他県に比べ小幅な伸びとなっている。また、同調査と同時に行われた「令和4年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合」は72.1%（全国27位、前年度64.1%、前々年度45.7%）と全国との差を詰めているが、全国平均（73.0%、前年度75.8%、前々年度72.4%）を下回っており、今後のICT活用指導力の向上が望まれる。各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図る必要があることを我々教職員は理解していなければならない。

目指すのは、児童生徒の主体的、対話的で深い学びの実現に向けたICT活用である。従来、島根県では地域間・学校間の機器の整備状況格差が大きかったが、「GIGAスクール構想」の実現に向けた環境整備に伴い、児童生徒が1人1台端末を使う環境が整ってきた。また、令和4年度全国学力・学習状況調査結果をもとに文部科学省が作成した『ICTを活用した学習状況』によると、子どもたちの1人1台端末を活用している実感は高まってきており、「ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」との質問に肯定的に回答した割合は90%を超えている。しかし依然として「意見を交換する場面」や「自分の考えをまとめ、発表する場面」など、1人1台端末を活用しての「やりとり」には課題が見られ、学校間格差、教員格差が課題となっている。

また、文部科学省が「端末の利活用状況等の調査結果を踏まえた対応」（令和5年3月）で示した、平常時の端末の持ち帰り学習の実施状況について、小学校ではほぼ毎日持ち帰る割合が全国の26.1%に対し島根県は10.4%、中学校では全国の31.3%に対し島根県は16.0%となっている。1人1台端末を児童生徒が文房具のように使えるようにしていくためには、学校だけでなく家庭学習の場面も含めて活用する機会を充実させていくことが求められる。

令和3年1月の中央教育審議会答申（『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』）では、「個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの」であり、「これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる」としている。しかし一方で「その活用自体が目的でないことに留意」としている。学校においては、これまで授業の中で培ってきた実践の成果を生かしながらも、ICT活用の特性・強みを踏まえて活用する場面や機能を工夫した実践を積み重ねていく姿勢が今以上に求められている。

## 5 校務の情報化：教職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

### (1) 「業務時間の削減」と「教育活動の質の向上」

令和5年8月の中教審の緊急提言では、「教員を取り巻く環境は国の未来を左右しかねない危機的な状況にある」として働き方改革の推進にあたり、法改正の必要がなくとも直ちにできることを取りまとめた。この提言を受けて文部科学省は、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に向けた取組の1つとして、「ICTの活用による校務効率化の推進」を挙げている。GIGAスクール構想によって整備されたクラウド環境を生かし、一人一台端末の積極的な活用や、汎用のクラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行等、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組、そして生成AIについても、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら今後の活用に向けた方針を国が示すとしている。

### (2) 教育情報セキュリティ

校務の情報化を進めるに当たっては、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮した情報セキュリティの確保が重要である。また、不正アクセス等ネットワークに関するトラブルの防止のため、技術的な対策とともに、コンピュータの運用・管理を適切に行い、さらに、トラブル発生時の速やかな連絡体制等を明示した利用規定等対応マニュアルを整備することが必要である。情報漏洩の原因は、人的要素が大きな割合を占めており、年度初めや夏休み前といった時期が統計的にも多くなっている。個人情報を取り扱う場合には、情報セキュリティポリシーで示された手順に従わなければならない。

情報セキュリティポリシーについては、令和4年3月に文部科学省によって、地方公共団体が設置する学校を対象とした策定や見直しを行う際の参考となるガイドラインが『教育情報セキュリティポリシーガイドライン（令和4年3月版）』として示されている。

一般的に「情報セキュリティ」とは、情報の「機密性（情報に関して、アクセスを認可されたものだけがこれにアクセスできる状態を確保すること）」「完全性（情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること）」「可用性（情報へのアクセスを認可されたものが、必要時に中断されることなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保すること）」を維持することであり、単に、情報漏洩がなければ良いというものではない。情報セキュリティ対策を考えるには、①どのような情報資産を保有しているのか、②どのような手法で守ればよいのか、という順で考える必要がある。

また、県・各市町村や各学校で作成している情報セキュリティポリシーに則った運用ルールを守り、個人情報の漏洩を防がなければならない。そのためには、学校は児童生徒・保護者から機微情報を預かっているという意識を高め、取扱いに万全を期す必要がある。

GIGAスクール構想による児童生徒1人1台端末等の整備をはじめ、クラウドの積極的な活用を前提とした不適切なWEBページの閲覧防止のためのフィルタリング設定や、端末の盗難・破損・紛失時の情報漏洩対策等を行っておく必要もある。また、教職員のクラウドサービス利用においては、効率性やセキュリティ水準の向上等のメリットがある一方で、共有範囲の設定ミス等から生じる情報漏洩も少なからず起きている。個人情報の取扱いについては、引き続き注意が必要である。

このように、教職員だけでなく、児童生徒においても学校外での利用機会が増加することにより、情報セキュリティインシデント発生件数の増加が危惧される。情報セキュリティインシデントが発生した場合の報告や対応について、マニュアル等を作成の上で対象者に周知徹底する必要がある。

## 11 ものづくり活動

### 1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小・中学校学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統的な技術や先端的な技術についても触れることにより、より広い視野から子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

### 2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「総合的な探究の時間」において、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業への理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む産業現場等で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、技術の高度化に対応し、より専門的な知識や技能を持つ将来のものづくり産業を担う人材を育成するため、各分野の先端技術に対応した内容を扱うなど、時代の変化に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。

## 12 持続可能な開発のための教育（ESD）

### ・ 持続可能な開発目標（SDGs）

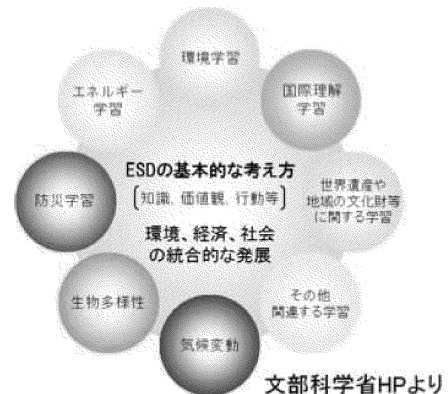
#### 1 持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）とは

今、世界には環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の問題がある。これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である。

ESDの実施には特に次の二つの観点が必要である。

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。



#### 2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月にニューヨーク国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」において、150を超える加盟国首脳に参加のもと「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。この中で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として掲げられた目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」である。2030年を期限に「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととなっている。

○SDGsの特徴

- ・ 普遍性…先進国を含め、全ての国が行動
- ・ 包摂性…人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ・ 参画型…すべてのステークホルダーが役割を
- ・ 総合性…社会・経済・環境に総合的に取り組む
- ・ 透明性…定期的にフォローアップ



### 3 学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）

＜ESDの視点に立った学習指導の目標＞

持続可能な社会づくりに関わる課題を見だし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける。

(1) 課題を見いだすための視点（持続可能な社会づくりの構成概念(例)）

人を取り巻く環境に関する視点	I 多様性……いろいろある II 相互性……関わり合っている III 有限性……限りがある IV 公平性……一人一人大切に
人の意思や行動に関する視点	V 連携性……力を合わせて VI 責任性……役割や責任を持って など

(2) 身に付けたい力（ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)）

- ①批判的に考える力  
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力
  - ②未来像を予測して計画を立てる力  
過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
  - ③多面的、総合的に考える力  
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
  - ④コミュニケーションを行う力  
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
  - ⑤他者と協力する態度  
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
  - ⑥つながりを尊重する態度  
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
  - ⑦進んで参加する態度  
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごと主体的に参加しようとする態度
- など

(3) 指導を進める上での留意事項（ESDの視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例)）

- A 教材のつながり  
（学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること）
- B 人のつながり  
（学習者同士、学習者との立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること）
- C 能力・態度のつながり  
（身に付けた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること）

具体的な課題の発見・探究・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身に付け、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

### 4 ユネスコスクール

ユネスコスクールとは、ユネスコ憲章に示された理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践するユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置付けている。

## 13 国際理解教育

### 1 国際理解教育の充実

#### (1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子どもたちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観は多様化し、異なる考え方を持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語をもつ世界の人々と「共生」できる大人に成長するよう、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

#### (2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要である。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にされた教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実させ、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りをもち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

#### (3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加している。様々な文化背景をもつ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒は、異なる生活様式や習慣、宗教などの背景をもっている場合がある。外国籍の児童生徒に対して、日本の常識を一方向的に押し付けることなく、その児童生徒がもつ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識をもち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

#### (4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野をもち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。

地球に住む世界市民の一人として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

#### (5) 交流の推進

グローバル化社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなど、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

## 2 国際化に対応するための言語能力の育成

### (1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル化社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやり取りするための言語能力も求められ、英語などの外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要である。

異なる文化をもつ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。
- ② 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ③ 的確かつ論理的に伝達すること。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやり取りを進めていく姿勢が求められる。

### (2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝達することが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現・理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

### (3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル化が急速に進展する中で、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係をもちながら生活していくことが想定される。そうした生活においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に重要になり、グローバル化社会を生きていくうえで不可欠な能力となることが考えられる。

グローバル化社会である現代においては、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力の育成が必要であり、将来、子供たちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけではなく、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 各学年で領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」）ごとの目標を適切に定め、その目標の実現を図ること。
- ③ 言語材料については、コミュニケーションを支えるものにとらえ、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動を適切に行うことや「やり取り」、「即興性」を意識した言語活動を十分に行うこと。
- ⑤ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、領域統合型の言語活動を行うこと。
- ⑥ 言語活動に必然性を持たせ、児童生徒が活動したくなるような使用場面を設定すること。
- ⑦ 授業は英語で行うことを基本とすること。

### 3 小学校外国語教育

#### (1) 小学校外国語教育で求められていること

小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」、「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めたうえで、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校へのスムーズな接続を図ることが求められている。

コミュニケーションを行う目的や場面、状況を明確に設定し、児童が互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を単元を通して繰り返し行い、コミュニケーション能力の育成を図る。

#### (2) 校区中学校及び近隣の他の小学校との連携

小学校の指導を中学校につなげ、小学校で培ったコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を中学校外国語科で生かすため、校区中学校と指導内容や指導方法について情報交換し連携を深めることが大事である。また、同じ中学校区の他の小学校とも情報交換を行い、学校間の指導に隔たりが生じないよう配慮する。小中合同で研修会や授業研究会を行ったり、児童生徒交流を行ったりすることも有効である。

### 4 竹島に関する学習

国際的な課題解決に向かう意欲を高めるために、次頁からの「14 竹島に関する学習」を参考に各校で竹島に関する学習を積極的に推進していくことが大切である。

## 14 竹島に関する学習

### 1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁猟が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

### 2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習が推進されていくことになった。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることとしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

### 3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

**【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】**

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

**【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】**

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

#### **4 指導者に求められること**

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

**(1) 竹島問題について正しく理解すること**

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決につながるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決につながらないことを踏まえて指導する必要がある。

**(2) 竹島に関する学習の機会を充実させること**

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習の推進に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

**(3) 子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること**

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養につながる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元北方領土の島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

**(4) その他**

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

## 15 ふるさと教育

### 1 ふるさと教育とは

#### (1) ふるさと教育が目指すもの

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、ふるさと島根を学びの原点にもち、島根の未来を創る人を育てていく必要がある。

そこで、地域においては、大人がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。さらには、子どもたちの成長を軸に、学校と連携・協働して学び合うことにより、地域を支える担い手の一人であることを住民自身が実感し、地域貢献意欲や地域を愛する気持ちを地域づくりに活かしていく。

学校においては、地域の教育資源を活かした各教科等の学習や、地域の人々とともに自然体験、社会体験、地域課題解決型学習等を通じて、子どもたちに自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために求められる資質・能力を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・家庭・地域をはじめ、教育に関わる全ての人々が相互理解の上に緊密に連携し、一体となって取り組む。

#### (2) ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動。

#### (3) ふるさと教育の効果・必要性

##### ① 子どもにとって

- ・ ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・ 地域に貢献しようとする意欲の喚起
- ・ 実感を伴った学びによる学力の向上
- ・ 地域の担い手の一人として地域づくりに活かす実行力の育成

##### ② 地域にとって

- ・ 地域住民のふるさとへの理解促進
- ・ 地域を支える次世代の育成
- ・ 子どもの活動に関わる地域住民のやりがい・生きがい
- ・ 地域住民同士のつながり強化

### 2 主な取組

#### (1) 学校での取組

子どもたちに地域社会の一員として、ふるさとへの「愛着・誇り」「貢献意欲」を醸成するとともに、「確かな学力」や「実行力」の育成を目指し、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を実施する。

- ① 系統的・発展的な教育活動の推進
- ・ 中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」を作成し、各校種間の情報共有を図る。
  - ・ 就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育を展開する。
  - ・ 各校種間や学校・家庭・地域をつなげるツールとして「キャリア・パスポート」を効果的に活用する。
- ② 学校の取組推進に係る視点例
- ア 総合的な学習の時間
- ・ 地域資源から課題を設定する。
  - ・ 主体的に地域と関わりながら情報を収集・整理・分析し、探究の過程を踏まえた課題解決型学習に取り組む。
- イ 各教科・外国語活動
- ・ 単元の導入時に地域の教育資源を活用した意欲付けを行う。
  - ・ 単元の終末時に学びを社会につなげ広げる題材として活用する。
- ウ 特別活動・道徳科
- ・ 学級や学校をより良くする学習を社会参画に結びつける。
  - ・ 道徳科において郷土愛について考える学習に地域の教育資源を活用する。
- ③ 学びの質を高める指導の充実
- ・ 地域の教育資源（ひと・もの・こと）を効果的に活用し、ふるさとへの「愛着・誇り」を養っていく。
  - ・ 地域課題への理解を、地域への「貢献意欲」につなげていく。
  - ・ 教科横断的な取組や探究的な学習により「確かな学力」を育成する。
  - ・ 育まれた「愛着・誇り」「貢献意欲」「確かな学力」を、一步踏み出す「実行力」につなげていく。
  - ・ ふるさと教育を通して「確かな学力」「実行力」を育むという明確なねらいをもった授業づくりを行う。

## （２）地域での取組

学校におけるふるさと教育の充実に資する取組を展開するとともに、地域住民の「ふるさと理解」「やりがい・生きがい」「つながりづくり」につなげていく。また、地域を支える次世代の育成を図る。

- ① 地域における子どもの学びの充実
- ・ 社会教育団体や公民館等と連携し、様々な世代とつながりながら、学校での学びをさらに深めていく仕組みをつくる。
  - ・ 青少年教育施設が開発・普及している体験プログラム等を有効活用する。
- ② 地域の大人に対してのふるさと教育
- ・ 地域の魅力や歴史等を学び直し、再発見することで、ふるさとへの愛着や誇りを更に高める学びの場をつくる。

- ・ 地域総掛かりで子どもを育てるといった意識を醸成するために、子どもたちのふるさと教育への参画を促す。
- ・ 地域活動への参加や子どもの活動支援が、地域住民の生きがい・やりがいにつながり、結びつきをより強くする場となるようにする。

### 3 ふるさと教育を支える学校・家庭・地域の連携・協働

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い様々な問題、課題が生じてきている。これらを解決し、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むために連携、協力していくことが必要である。

具体的な施策として、島根県では次のような取組を行っている。

#### (1) 学校や公民館等にコーディネーターを配置

学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターが、地域の支援者と学校・家庭をつなぐことで子どもたちの学びを支援していく。

#### (2) ふるさと教育推進事業

ふるさと教育に取り組む市町村や学校に対する予算的な支援、地域連携に関する研修会の開催、ふるさと教育のめざす方向性や好事例についての周知等を行う。

#### (3) 企業・団体等との連携

「文化・伝統・芸術」や「自然・環境」など様々な分野における出前授業をはじめ、職場体験、作業見学等について協力可能な企業・団体を募集し、ふるさと教育ホームページで周知する。現在 320 程度の企業・団体が登録している。

### ふるさと教育ホームページ

各市町村のふるさと教育実践事例を動画や報告書で紹介しています。



(しまねの教育情報 Web「EIOS」)

## 16 「しまねのふるまい」

しまねの「ふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいは しまねの宝！」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、島根県では、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

### 1 「ふるまい」定着のめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、この取組を地域ぐるみ、社会全体で行うことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながっていく。

### 2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい」定着の視点を入れた取組の充実や研修の機会を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣等の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校、家庭、地域の実態に応じた活動が展開されている。

今後も以下の取組を中心に「ふるまい」定着の推進を行っていく。

#### ① 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を、乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）子どもやその保護者、関係者に特化して図っていく。

- 乳幼児期を中心とした（小学校低学年を含む）「ふるまい」定着の取組の推進
- ふるまい推進員の派遣による啓発の推進
- ふるまい推進資料（5歳児用、及び小1用）を活用した学習活動の推進

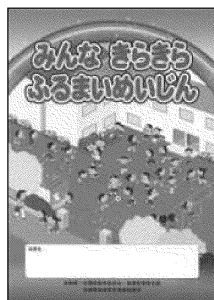
#### ② 県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

- ふるまい推進員派遣事業の様子などを継続的に周知することを通じた啓発の推進
- 啓発資料等の配付やその活用による啓発の推進
- 「親学プログラム」や公民館等社会教育施設の「ふるまい」定着に向けた取組の推進

### 3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

児童生徒、家庭、地域の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料（小1用）等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料（小1用）】

# 17 へき地教育・複式教育

## 1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在している。全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。(下表参照)

へき地学校及び複式学級を有する学校の割合

(令和5年4月1日現在)

	校種	教育事務所管内別					県全体
		松江	出雲	浜田	益田	隠岐	
へき地学校 (人へきを含まない)	小学校	10%	21%	39%	38%	100%	29%
	中学校	0%	19%	48%	29%	100%	30%
	義務教育学校	0%					0%
複式学級を有する学校	小学校のみ	18%	27%	35%	58%	27%	31%

※人へき…県教育委員会指定の人事異動上のへき地学校

## 2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を高めていくために大切である。

県教育委員会では、複式教育推進指定校事業において、毎年県内の小学校を研究校に指定し、複式学級における実践研究を行っている。また、複式教育担当指導主事による複式教育に係る先進地視察を通して、複式学級における指導方法等について情報を収集し情報発信をしながら、複式教育の充実を図っている。

## 3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係に限られ、固定化しやすい」「少人数のため学習が停滞しがちである」といったことが短所として強調されやすい。しかし、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育のよさである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育んでいこうとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育のよさである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

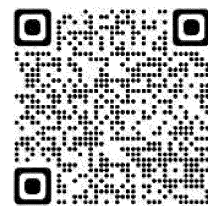
#### 4 ヘキ地教育・複式教育における留意点

へき地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意すべき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) ヘキ地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえること、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を有する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。
- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学习等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、例えば、1年間を前期と後期に分け、生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的に行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入については、当該児童の学習に支障が生じないよう適切に対応する。  
(転入)履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。  
(転出)履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

<へき地教育及び複式教育に情報等>

しまねの教育情報Web EIOSに関係情報を集約しているのでぜひ活用いただきたい。右の二次元コードよりアクセスすることが可能である。



# 第5章



## 基盤となる指導

# 1 人権教育

## 1 「しまねがめざす人権教育」

本県では、2015（平成27）年に「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」、2023（令和5）年にリーフレット「しまねがめざす人権教育（実践編）」（※1）を発行し、「大人が子どもを大切にする実践を通して、自他を大切にする子どもを育成する」という、学校教育における人権教育の取組を明らかにするとともに、その充実を図っている。



※1

2020年（令和2年）に策定した「しまね教育魅力化ビジョン」における「育成したい人間像」では、「自然や文化を愛し、自他を共に大切にする優しく強い人」が挙げられ、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（※2）に記されている人権教育の目標「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」に通じる人間像が示されている。また、「人とかかわりやつながりを大切にし、新たな社会を創造する人」として「多様な人と合意形成を図り、物事を進めていく力」や「相違や対立を乗り越え、新たな価値を見いだす力」の育成を目指すことも、人権教育において身に付けさせたい資質・能力（※3）と関連が深い。



※2

こうした、自他を大切にする子どもの育成を推進する中で、貧困、同和問題、障がいのある人や外国人への差別等、様々な人権課題の解決に向けて子どもたちが主体的に行動できる実践力の育成を目指している。



※3

## 2 「大人が子どもを大切にする実践」

子どもの言動の背景にさまざまな実態が隠れていることは珍しくない。たとえば不登校の背景ひとつとってみても、発達の課題や生活困窮、性自認等々、その実態は子どもたちによって多様である。「大人が子どもを大切にする実践」とは、大人がこうした子どもの抱えるさまざまな実態やその背景を丁寧に捉え、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組むことである。

具体的には、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける姿勢を持つことである。気になる子どもの様子に対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者等が外国にルーツがあること」、「性的指向・性自認に係わる悩みがあること」「経済的な困窮」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

また、子どもの支援の際、子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。学校のみでは解決が困難な課題（保護者等の支援も必要な場合）もあるため、教育委員会のみならず社会福祉の専門家や市町村の社会福祉部局との連携も進めておくことが大切である。

さらに学校は、子どもの実態から見えてきた課題を明らかにし、子どもが安心して学べることを保障したうえで、子どもたちが将来を切り拓いていく力を育むための教育活動や支援も行う必要がある。そうした支援を行う際には、その支援が「先回り支援」になっていないかに常に留意し、子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていたり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組とすることが肝要である。

### 3 人権教育の進め方

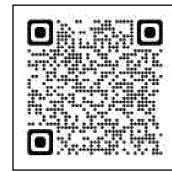
「しまねがめざす人権教育」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

#### (1) 子どもたち一人一人の学びの保障

子どもたち一人一人の学びの保障とは、子どもたちが安心して学びに向かうことができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持たずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者等の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で子ども（あるいは保護者等）の支援のための様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報(※4)を教職員が共有し、すべての保護者等にもれなく周知されることも必要である。



※4

具体的取組の例 ※「人権が尊重される環境づくり」の取組と重複する部分があります。

- ・スタートカリキュラムの充実（保幼小連絡会等での連携、入学時の連絡票の活用等）
- ・安心して過ごせる学級・学校づくり（多様性を受容する雰囲気づくりのための取組、いじめ防止の取組と早期発見・対応の徹底、不登校（傾向）児童支援体制の充実等）
- ・わかりやすい授業づくり（ねらいと見通しの明示の徹底、少人数指導の実施、習熟度別指導の実施、TTによるサポート体制の充実、授業のユニバーサルデザイン化、互見授業週間の実施、ICTの効果的な活用等）
- ・就学支援制度の確実な伝達と手続きの支援（わかりやすい案内文書の作成、発信方法の工夫、手続きにかかわる相談と支援の体制の充実、教委・福祉部署等との連携等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

#### (2) 人権が尊重される環境づくり

人権が尊重される環境づくりとは、学校教育の基盤となるものである。この「環境」とは、教職員の姿も含めた教育環境全体を指しており、教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）ことを意識する必要がある。

例えば、忘れ物をした子どもに対し、理由も聞かず頭ごなしに叱る教職員の姿を見た子どもたちが、忘れ物をした子どもを「ダメな子ども」「いじめられても仕方のない子ども」と思ってしまう場合がある。また、教職員間のハラスメントが影響を及ぼして、「いじめ」や「仲間はずれ」というかたちで子どもたちの状況に現れることがある。このように「人権が尊重される環境づくり」が不十分であることが背景となり、互いのつながりが希薄な子ども集団になってしまっている場合もある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体の中で、一人一人の子どもが一人の人間と

して大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、学級の中で一人一人が大切にされているという雰囲気を醸成していく。これは、子どもたちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。教職員の背景をふまえ、一人一人を尊重する姿勢は、教職員個々の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

具体的取組の例 ※「子どもたち一人一人の学びの保障」の取組と重複する部分があります。

- ・安全で安心な学習環境づくり（誰もが利用しやすいトイレ・更衣室等の整備、登下校時・休憩時の見守りと声かけの実施、校内の美化と掲示物等の整備や工夫、言語環境の整備、授業ルールの徹底等）
- ・教育相談活動の充実（児童理解のための日常の観察と声かけによる信頼関係づくり、学校生活アンケートの活用、面談週間の実施、SC・SSWの活用と連携、教育相談員やスクールサポートスタッフとの連携、学年会・生徒支援委員会等による情報共有の徹底等）
- ・教職員集団づくり（職員室の良好な雰囲気づくりの取組、人権感覚を磨くための研修の継続的な実施等）
- ・特別支援教育・日本語支援体制の充実（個に応じた必要な支援の提供等）

### (3) 人権に関する知的理解と人権感覚の育成

人権に関する知的理解と人権感覚の育成とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得るとき、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。合わせて、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身に付けさせることが大切である。人権に関する知的理解と人権感覚（態度面・技能面）は、両輪のように進めていかなくてはならない。

子どもたちの生活の背景には様々な人権課題が存在している場合がある。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておき、「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から構造的に理解させる。そして、人権感覚を働かせることにより「差別をしない生き方」を主体的に考えさせられるよう支援することが大切である。

## 4 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと

### (1) 子どもたちの行動の背景を理解する

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が徹底した子ども理解を基本に教育活動を展開することが重要である。

学ぶ意欲が失われている状況、生活上必要な習慣・技能が身に付いていないなどの状

況があるとき、表出している様子のみで子どもをとらえては、状況の改善につながらない。家庭訪問や保護者面談、教職員間の情報交換等を通じて、背景に解決すべき様々な課題の存在が明らかになることもある。教職員一人一人が「見えにくいものを見ようとする」姿勢で関わり、「なぜそのような状況にあるのか」という背景・要因や子どもが抱えている困難等を把握することによって、改善に向けての具体的な支援・取組につなげることが大切である。また、「教職員を困らせる子ども」ではなく、「困っているのはこの子どもである」という認識に立ち、問題解決に向けて子どもを支援していくことが大切である。

## (2) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法、支援のあり方等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

## (3) 教職員として人権感覚を磨き続ける

子どもたちの行動の背景を理解した上で子ども支援を進めるためにも、互いに尊重し合う教職員集団をつくるためにも、人権感覚が求められる。人権感覚とは、「偏見等にとらわれず、様々なものの見方ができる力・感性」である。教職員は、いろいろな見方で物事を考えようとすることができ、いろいろな見方を受け止めようとすることができるよう、常に意識しておく必要がある。多様性を否定せず、寛容な態度で子どもにも他の教職員にも接することにより、各学校における「進路保障」の取組が一層効果的なものになっていく。研修の機会に限らず、日頃から折に触れて自分の人権感覚が鈍っていないか振り返ることが大切である。

### 「進路保障」の理念

「進路保障」とは、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育ていこうとする理念です。この理念は、子どもたちの状況や言動の背景に迫り、そこにある問題の解決をめざした同和教育の取組の中で確立されました。島根がめざす人権教育を「大人が子どもを大切に実践を通して、自他を大切に子どもを育成する」としているのは、この同和教育の成果である「進路保障」の理念に基づいています。

## 2 特別支援教育

### 1 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育は、障がい<sup>\*</sup>のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

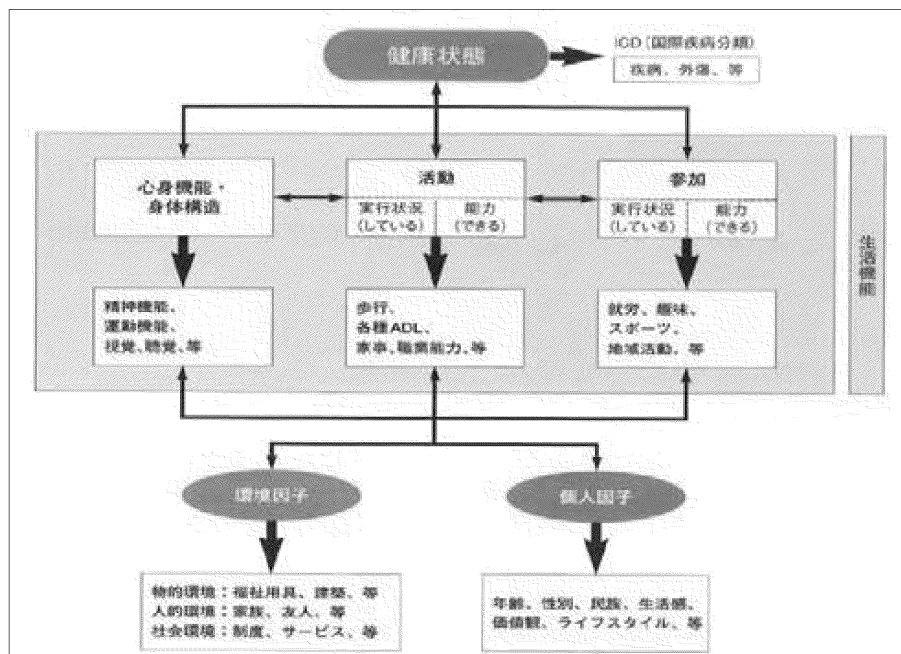
また、特別支援教育は、発達障がいのある幼児児童生徒も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

### 2 障がいの捉え方

2001年、WHO（世界保健機関）は採択したICF（「国際生活機能分類」ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）により、生活機能と障がいの分類を新しくした。それまでの「障がいの結果として社会的不利が生じるから、障がいのマイナス部分を補っていく」という考え方から、「心身機能・身体構造」（body functions & structures）、「活動」（activities）、「参加」（participation）で示される「障がいの有無にかかわらず種々の活動参加が可能になるような環境的条件整備が必要である」という考え方に転換した。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

\*「障がい」の表記・・・原則として、文章の前後の文脈から人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記するが、引用部分（法令等）については、「障害」と漢字表記している。

ICF（国際生活機能分類）は、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみならず、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さという点に焦点を置くという視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものと捉えることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった要素から障がいのある人の生活全体を捉えていくという視点を持つことが重要である。

このようなICFの考え方を踏まえて障がいを捉え、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在できていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

### 3 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

#### (1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、障がいの状態等に応じて十分な教育を受けられるよう、小中学校等の通常の学級での指導方法等の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識や経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備などを活用した指導や支援を行うことが必要である。

#### (2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

学校場面では、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

そして「合理的配慮」は、その障がいのある子どもが十分な教育が受けられるため

に提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCA サイクルを確立させていくことが重要である。

「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎となる教育環境の整備であり、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

### (3) 多様な学びの場の整備

島根県では、学校教育法施行令第22条の3に示される障がいの程度の幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う12校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。



特別支援学校  
配置状況

小・中・義務教育学校には、特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に基づいた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい（現在、島根県では設置していない）、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状態等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別の教育課程による教育が実施されている。

なお、平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では自校通級を4校において実施しており、令和2年度から難聴の生徒に対する通級による指導も開始している。さらに、令和3年度から、自校通級に加え、圏域別5校に巡回指導ができる拠点校方式を順次導入し、通級による指導を全ての県立高等学校で受けることができる体制を整備している。

## 4 特別支援教育における教育課程と留意点

### (1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「小・中学校等」という。）に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。このため、特別支援学校においては、小・中学校等と同様の各教科等に加えて、特に自立活動の領域を設定し、それらを指導することによって、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指している。

(2) 自立活動について

「自立活動」とは、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものであり、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と、「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されている。それらの代表的な 27 項目を 6 つの区分に分類・整理して示している。(表 1 参照)

(3) 特別支援学級と通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している(学校教育法施行規則第 138 条、同第 140 条)。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」と示されている。

表 1 自立活動の内容の 6 区分 27 項目

<p><b>1 健康の保持</b></p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。</p> <p>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。</p> <p>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。</p> <p>(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事。</p> <p>(5) 健康状態の維持・改善に関する事。</p>	<p><b>2 心理的な安定</b></p> <p>(1) 情緒の安定に関する事。</p> <p>(2) 状況の理解と変化への対応に関する事。</p> <p>(3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。</p>	<p><b>3 人間関係の形成</b></p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。</p> <p>(2) 他者の意図や感情の理解に関する事。</p> <p>(3) 自己の理解と行動の調整に関する事。</p> <p>(4) 集団への参加の基礎に関する事。</p>
<p><b>4 環境の把握</b></p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関する事。</p> <p>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。</p> <p>(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。</p> <p>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。</p> <p>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。</p>	<p><b>5 身体の動き</b></p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。</p> <p>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。</p> <p>(3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。</p> <p>(4) 身体の移動能力に関する事。</p> <p>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。</p>	<p><b>6 コミュニケーション</b></p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。</p> <p>(2) 言語の受容と表出に関する事。</p> <p>(3) 言語の形成と活用に関する事。</p> <p>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。</p> <p>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。</p>

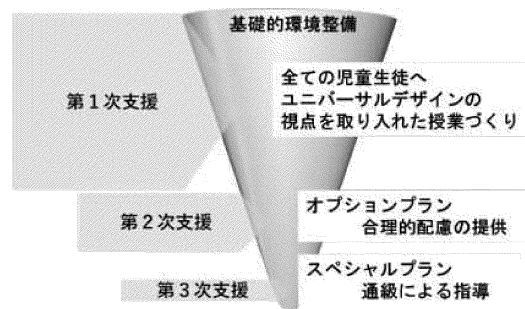
(4) ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりの推進

小・中・義務教育学校の通常の学級、高等学校においては、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごせるようにするために、全ての児童生徒にとって分かりやすく学びやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づ

くりを行うことが重要である。

また、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

さらに、各教科等の解説においても、「一人一人の教育的ニーズに応じた、よりきめ細やかな指導や支援ができるよう、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である」と示されており、具体的な指導の工夫の例も示されている。



#### (5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」（平成23年8月一部改正）では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」（第16条第3項）と規定されている。

「交流及び共同学習」は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。また、障がいのない幼児児童生徒にとっては、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもある。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、交流及び共同学習を一層推進していく必要がある。

#### (6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身につけていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状態と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが重要である。

## 5 特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組

### (1) 校内体制の整備

校長（園長を含む。以下同じ。）のリーダーシップの下、校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、支援の必要性が高い幼児児童生徒に対して、学校全体で支援をすることが重要である。平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、各学校において特別支援教育体制を構築する際の学校における各役職の具体的な役割が示されているので、参考にされたい。

## (2) 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

## (3) 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の適切な指導及び必要な支援にあたっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容を踏まえ、当該幼児児童生徒に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画（個別の指導計画）を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

## (4) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しと活用や管理

学習指導要領において、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする」とされている。

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ情報共有の範囲を明確にした上で、本人や保護者の同意を得ておくことが重要である。

# 6 特別支援教育に係る支援体制

## (1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対する支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、盲学校、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、島根県教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等をできるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが重要である。

## (2) 特別支援学校、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の保育所等や小・中・高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行って

る。

また、島根県教育センターや島根県教育センター浜田教育センターにおいては、幼児児童生徒と保護者、学校関係者等を対象に来所教育相談を実施している。

(3) 特別支援教育支援専任教員

小・中・義務教育学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関する教員からの相談に迅速に対応するため、平成 29 年度より各教育事務所に特別支援教育支援専任教員を配置している。

(4) 合理的配慮アドバイザー

県立高等学校における合理的配慮の提供に関する相談に迅速に対応するため、令和 3 年度より合理的配慮アドバイザーを県教育委員会に配置している。

(5) 特別支援連携協議会

本県においては、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の整備の充実に取り組んでいる。

(6) 特別支援教育支援員・にこにこサポート事業（会計年度任用職員）

障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒へ直接的に支援（介助、学習支援、学校生活支援）を行い、学校全体として特別支援教育の体制の推進・学習環境の向上を図るため小・中・高等学校に配置している。

## 7 「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」の推進

本県の特別支援教育の現状と課題を整理し、特別支援教育を更に充実させるための「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を令和 3 年 2 月に策定した。本県が目指す特別支援教育を、①多様な学びの場における教育環境の充実、②就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築、③特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保の 3 本柱で推進していくことを示している。

このビジョンに基づき、学校・家庭・地域が連携、協働して「地域の中で障がいのある子どもが持てる力を十分に発揮し、力強く、自分らしく生きる」ことを目指して、特別支援教育をよりよいものに高めていくことが必要である。

### しまね特別支援教育魅力化ビジョン 3 本の柱

3 本の柱で本県が目指す特別支援教育を推進していきます。

多様な学びの場における教育環境の充実  
～一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援～

就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築  
～早期からの一貫した支援と特別支援教育の理解・啓発～

特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上と人材育成・確保  
～教職員の専門性の向上と特別支援教育を担う人材の育成と確保～

## 3 生徒指導

### 1 生徒指導の意義（定義と目的及び実践上の視点）

#### (1) 定義

- ・ 生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ。

#### (2) 目的

- ・ 生徒指導は、児童一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。生徒指導においては、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）を含む包括的な発達を支える必要がある。
- ・ 生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力（深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが重要である。

#### (3) 実践上の4つの視点

- ・ 生徒指導を実践していく上では、児童生徒の①自己存在感の感受、②共感的な人間関係の育成、③自己決定の場の提供、④安全・安心な風土の醸成、の4つの視点に留意する。

### 2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができる（生徒指導概要を参照のこと）。次ページの図は、4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものである。

①発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（②課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、③課題早期発見対応や④困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言える。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的な生徒指導の創意工夫が一層必要になると考えられる。

生徒指導概要（改訂版）  
（文部科学省HP）



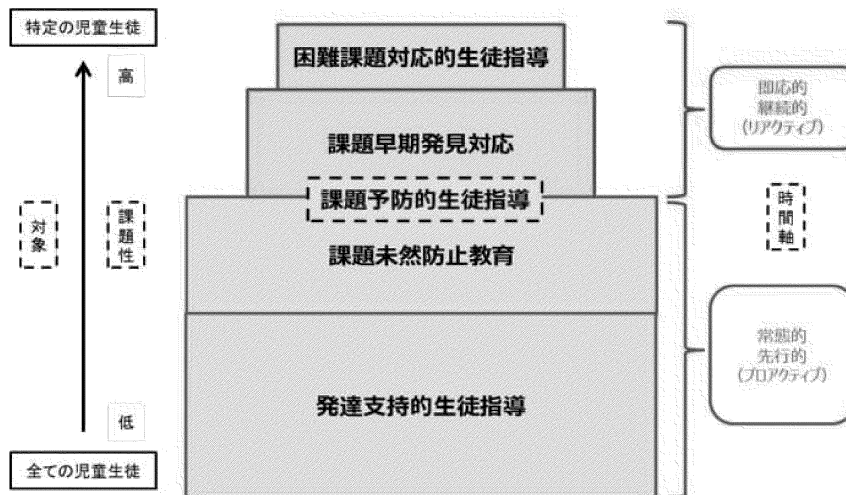


図 生徒指導の重層的支援構造（生徒指導提要改訂版より作成）

### 3 生徒指導の方法と基盤及び取組上の留意点

#### (1) 生徒指導の基本としての児童生徒理解

- ・ 心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に児童生徒を理解する。
- ・ 学級担任、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切である。また、児童生徒や保護者との生徒指導の方針に関する相互理解を図る必要がある。

#### (2) 集団指導と個別指導

- ・ 集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度を育成する。役割分担の過程で各役割の重要性を学び、協調性を身に付ける。
- ・ 個別指導では、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することの二つの概念がある。個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切である。

#### (3) ガイダンスとカウンセリング

- ・ ガイダンスの観点から、学校生活への適応やよりよい人間関係の形成等に関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を実施する。カウンセリングの観点から、児童生徒から悩みを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報の提供等を通して、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定できるよう相談・助言等を個別に行う。

#### (4) チーム支援による組織的対応

- ・ 対応が難しい場合は、担任が一人で抱え込まず、学校内の生徒指導主事やSC、SSW等と連携・協働し校内連携型支援チームで組織的に対応する。深刻な課題では、校外の関係機関等とのネットワーク型支援チームによる組織的対応が必要である。
- ・ チーム支援では、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、保護者、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成する。組織的・計画的に実践し、個人情報扱うにあたり、守秘義務や説明責任等に注意する。

(5) 生徒指導の基盤（教職員集団の同僚性）

- ・ 組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となる。
- ・ 困ったときに、相談にのってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる等、職場における受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成されており、組織として一体的な動きがとれるかどうかは鍵であるとともに、教職員のメンタルヘルスを良好に保つことも重要となる。

(6) 生徒指導の取組上の留意点（児童生徒の権利の理解）

- ・ 児童の権利に関する条約（1994年批准）：児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが必要である。①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見表明権の4つの原則が規定されている。同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須となる。
- ・ こども基本法（2022年公布）：日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長でき、こどもの心身の状況や環境等にかかわらず権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。全てのこどもが差別的取扱いを受けないようにすることや、年齢及び発達の段階に応じて自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保等が規定されている。

## 4 生徒指導と教育課程

(1) 児童生徒の発達を支える教育課程

- ・ 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけは不可欠である。
- ・ 学習指導要領では、学習指導と生徒指導は相互に深く関わるものであり、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ることを重視している。特に、学習指導要領の趣旨の実現に向けては、発達支持的生徒指導の考え方が役立つ。
- ・ 学級・ホームルーム経営においても、児童生徒の発達を支えるという視点が重要であり、自発的自治的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団になることで、個々児童生徒の自己有用感や自己肯定感が育成される。

(2) 教科の指導と生徒指導

- ・ 教科指導を進めるに当たっては、教科の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要である。
- ・ 個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切である。
- ・ 児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めたうえで、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実は、生徒指導の面からも不可欠である。
- ・ 授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報、当該児童生徒に対する配慮事項、指導や支援目標の設定、具体的な指導や支援方法を明確にし、関連する教職員で共有したうえで、チームで実践する。

- ・ 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場である。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした、授業づくりが児童生徒の発達を支える。

## 5 チーム学校における生徒指導体制

### (1) チーム学校における学校組織体制

- ・ チーム学校の定義は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」である。
- ・ 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教育の専門性を有する教員とSCやSSW等の多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが重要である。

### (2) 生徒指導体制

#### ①生徒指導の中核となる生徒指導部

- ・ 生徒指導主事と各学年の生徒指導担当、教育相談コーディネーターや養護教諭、SCやSSW等で構成する。定例会等は管理職も参加し、学校全体の生徒指導を推進する。生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、校内研修を通じて教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導を行うことができる校内体制である。

#### ②生徒指導体制の構築に必要な学年や校務分掌を横断した体制

- ・ 管理職のリーダーシップの下、ミドルリーダーによる横のつながりが不可欠である。
- ・ 生徒指導の方針・基準の明確化、具体化により、教職員によってバラバラに実践されることを防止する。
- ・ 全ての教職員による共通理解・共通実践の下、粘り強く組織的に指導・援助することが重要である。
- ・ 児童生徒や保護者、教職員の声を聴き、不断の見直しと適切な評価、改善を図る。

#### ③教職員の研修

- ・ 校内外の研修を通じて方針や基準を共有し、学校組織として、組織改善を継続し、組織力の向上を図る。

#### ④生徒指導の年間計画

- ・ 事後対応だけでなく、発達支持や未然防止に関する目標や基本方針を計画に位置づける。

### (3) 教育相談体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただし、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、次の3つの姿勢が求められる。

- ① 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ② 児童生徒の状態が変われば指導方法も変わり、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ③ どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

また、教育相談研修の目的は、学校の教育相談体制を十分に機能させることである。したがって、研修を計画する段階で、誰が、何をできるようになるための研修なのかを明確にすることが重要である。

#### (4) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム学校

- ・ 教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけである。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるといふ生徒指導の考え方と重なり合うものである。したがって、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。
- ・ 生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われるように、生徒指導におけるアセスメント（見立て）の重要性は言うまでもない。児童生徒理解とは、一人一人の児童生徒に対して適切な指導・援助を計画し実践することを目指して、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセスを意味する。その点において、教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

#### (5) 危機管理体制 →「第3章 8 危機管理」を参照

#### (6) 法制度等の運用体制

##### ①校則の運用・見直し

- ・ 校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。
- ・ 校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされている。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。
- ・ 校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

- ・ 校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながる。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

## ②懲戒と体罰、不適切な指導

- ・ 学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることである。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければならない。その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経るよう必要がある。指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要である。
- ・ 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されている。懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、〔1 体罰等の禁止及び懲戒について〕、〔2 懲戒と体罰の区別について〕、〔3 正当防衛及び正当行為について〕、〔4 体罰の防止と組織的な指導体制について〕、〔5 部活動における不適切な指導について〕、それぞれ示されている。

## (7) 学校・家庭・関係機関との連携・協働

- ・ 学校は、公立・私立を問わず、家庭や地域の人々、公立学校であれば学校の設置管理者である教育委員会、さらには、警察や司法、福祉、医療・保健等の様々な関係機関と連携している。児童生徒に関わる関係機関は多岐にわたり、その目的や専門性などに応じて児童生徒を支援している。
- ・ 「社会に開かれた教育課程」を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有した上で、それぞれの学校において必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図っていくことや、複雑化・重層化した児童生徒のニーズに応えること、学校の働き方改革を実現し教員の専門性を十全に生かすことが、学校には求められている。
- ・ 学校を多職種・多機関との連携・協働の場とすること、さらには、多職種・多機関という専門職による支援の枠組みにとらわれず、地域にある社会資源を学校に迎え入れ、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えることを目指す学校改革が求められており、学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場としていくことを意味している。
- ・ 学校種や地域によっても多様な連携の形が考えられるとともに、地域にどのような社会資源が存在するかにも左右される。そのため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑な連携・協働を図るために、生徒指導基本方針や生徒指導マニュアル等において、地域に存在する関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で共通理解しておくことが大切である。

## 6 個別の課題に対する生徒指導

### (1) いじめ

- ・いじめの定義（いじめ防止対策推進法）（以下、この項目では「法」という）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

①いじめ防止等に関する基本的な考え方：「島根県いじめ防止基本方針」

→「第1章 3」を参照

②勤務校の「いじめ防止基本方針」や、学校設置者（市町村）の「いじめ防止基本方針」の確認

③法の基本的な方向性は、次の2つである。

- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処（重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

各学校には、次の3つが義務付けられた。

- ア いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- イ いじめ防止のための実効性のある組織と構築
- ウ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

④法第2条において、いじめられている児童生徒の主観を重視し、いじめを定義している。教職員に限らず、児童生徒、保護者にも共通理解を促すことが必要である。

⑤平成29年に国の基本方針を改定し、学校におけるいじめ対応の基本的な在り方が示された。重点事項は下記のとおりである。

- ・「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

島根県いじめ防止基本方針  
（島根県HP）



- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、本人や保護者への面談等を通じて、**次の2つの条件が満たされている**ことを示す。
  - ア 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
  - イ 被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容をHP等で公開、児童生徒、保護者には入学時等に説明する。

## (2) 自死予防

- ・ 未然防止の観点からは、安全・安心な学校環境を整え、未来を生き抜く力を身につけるよう働きかけたり（発達支持）、SOSの出し方に関する教育を含む自死予防教育を行う（未然防止教育）ことが重要である。
- ・ 自死予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気づく力」と「相談する力」を身につけることの二点である。
- ・ 自死の危機が高まった児童生徒に対して、早期に気づき対応したり（課題早期発見対応）、専門家と連携して水際で自死を防いだり、自死発生（未遂・既遂）後の心のケアを行う（困難課題対応）といった対応が求められる。

## (3) 不登校

・ 不登校の定義  
 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの

### ①教育機会確保法の視点

- ・ 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- ・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

文科省HP（教育機会確保法パンフレット）




### ②不登校児童生徒への支援の方向性

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。


③不登校支援の目標





- ・ 支援の第一歩は、自己肯定感の回復、コミュニケーション力やソーシャルスキルを身につける、人に上手にSOSを出せること。

④不登校に関する生徒指導の重層的支援構造（次の図）

 **生徒指導の重層的支援構造という概念を参考に、不登校の支援について整理しています。**

生徒指導提要では、生徒指導における児童生徒への対応等に関し、対象範囲と課題性等の観点から、2軸3類4層の「重層的支援構造」という概念を用いています。  
次の表は、不登校に関する生徒指導の重層的支援構造を理解するために整理したものです。



2軸	3類4層	対象範囲	課題性等	必要な対応等	チーム等
常態的 先行的 (プロアクティブ)	① 発達支持的 生徒指導 【4ページ】	 全ての児童生徒	特定の課題を 意識しない	児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「わかりやすい授業」の工夫	全教職員
	課題予防的 生徒指導	② 課題未然 防止教育 【5ページ】	 全ての児童生徒	特定の課題を 意識する	児童生徒のSOSを出す力の獲得と教職員の児童生徒の変化に気づきSOSを受け止める力の向上、及び教育相談体制の充実
③ 課題早期 発見対応 【6ページ】		 気になる 一部の児童生徒	休み始めの段階でのアセスメント（スクリーニング会議）と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援の開始		全教職員 A 機動的連携型 支援チーム（※） B 校内連携型 支援チーム（※）
即応的 継続的 (リアクティブ)	④ 困難課題対応的 生徒指導 【7ページ】	 特別な指導・援助を必要とする 特定の児童生徒	深刻 長期	ケース会議に基づく、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC・SSWなどによるカウンセリング及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援	全教職員 C ネットワーク型 支援チーム（※）

※チーム： A 機動的連携型のメンバー例  
→ 担任、生徒指導主事等  
B 校内連携型のメンバー例  
→ Aに加え、教育相談コーディネーター・学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・SC・SSW等校内の教職員  
C ネットワーク型のメンバー例  
→ Bに加え、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関等のメンバー  
※上の表内の【〇ページ】は、このリーフレットの該当ページです。

（島根の不登校支援リーフレット（教職員向け）より）

⑤関係機関等との連携体制の構築

- ・ 魅力ある学校づくりと同時に、不登校の多様な要因や背景を適切にアセスメントして対応方針を定め、多職種の専門家や関係機関と連携してチーム学校としての体制を整備することが重要である。

⑥教育機会の提供

- ・ 学びへアクセスできない不登校児童生徒に対して様々な教育機会を提供する。

島根の不登校支援リーフレット（教職員向け）



#### (4) インターネット・携帯電話に関わる問題

- ・ インターネットには、匿名性、拡散性などの特徴があり、こうした特質を踏まえて児童生徒へ指導や啓発を行うことが重要である。
- ・ インターネットの問題はトラブルが発生してしまうと完全に解決することが困難となるため、未然防止を含め、対策を講じるための体制を事前に整えておくことが必要である。
- ・ 学校だけで取り組むことは難しく、関係機関と連携しながら対策を進めることが必要である。

#### (5) 性に関する課題

- ・ 児童生徒を取り巻く性に関する状況においては、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られる。
- ・ 学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるよう、保健体育の授業や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて指導する。
- ・ 指導に当たっては、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況に応じて個別に指導する内容を区別すること等に留意し、計画性をもって実施すること。
- ・ 性的マイノリティの当該児童生徒への支援は、最初の相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」を作り、連携して対応する。一方、教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が秘匿しておきたい場合があることに留意が必要である。本人や保護者に情報を共有する位置を十分に説明・相談し、理解を得る働きかけが求められる。
- ・ 性に関する課題への対応に当たっては、関連法規の理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が安心できる環境や相談体制の整備、チーム学校としての組織づくりが求められる。

#### (6) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

- ・ 発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒上の課題となる場合もあり、加えて、いじめや自死、不登校等の生徒指導上の課題の背景になる場合も少なくない。
- ・ 近年、これらの課題に関連する法律や通知等の整備も進んでおり、そのことを理解した上で、生徒指導を行うことが強く求められている。
- ・ 学校が家庭を支援するに当たっては、家庭の在り方を批判したり、指導したりするのではなく、家庭と協働して児童生徒の教育にあたる姿勢が重要である。
- ・ 学校が家庭に対して行う支援等は、原則的に保護者の了解や同意を前提とするため、保護者の援助要請を的確に引き出す力も必要となる。
- ・ 児童福祉法上の要保護児童、要支援児童、特定妊婦は、法令に則り、適切に福祉機関への通告や要対協を通じた関係機関との連携が必要である。

## 4 幼小の連携・接続

### 1 幼児教育の充実

急激な社会的変化に伴い、予測困難な時代にあつて、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現することが求められている。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることに鑑み、子ども一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできるようにするための基礎を培うことが重要である。

幼稚園、保育所、認定こども園等では、3要領指針等の理念を実現するための幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の研修を深め、資質向上を図るとともに、小学校との連携・接続への取組や子育て支援活動の充実等を通して、幼児教育の振興・充実に努める必要がある。

### 2 幼小の連携

幼小の連携を進める上で、子どもや教職員の交流が主たる手段となる。それぞれの交流には、例えば次のような意義が考えられる。

#### (1) 子どもの交流

- ・幼児が小学校生活に親しみ期待を寄せたり、自分の近い将来を見通したりすることができる。
- ・児童が幼児に対して言葉遣いや関わり方を工夫する中で、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりすることができる。

#### (2) 教職員の交流

- ・子どもの発達や成長、教育のスタイルや指導方法等についての相互理解を図ることにより、円滑な接続に向けた教育課程や指導方法等の改善ができる。
- ・義務教育修了までに子どもに身に付けさせたい力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれが果たすべき役割について再認識できる。

以下、交流上のポイントを示す。

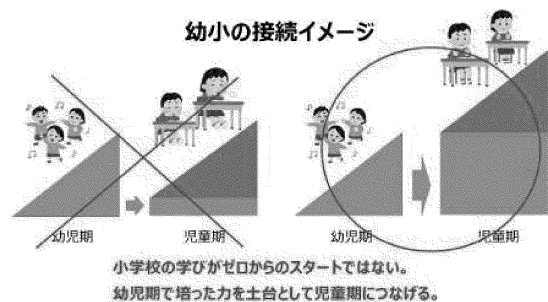
子どもの交流	教職員の交流
<ul style="list-style-type: none"> <li>●双方の交流の「ねらい」を明確にする</li> <li>●子どもの興味や関心、主体性を尊重する</li> <li>●幼児教育施設と小学校に互恵性のある活動を企画・実施する</li> <li>●単発の交流で終わるのでなく、日常的・継続的な活動を企画・実施する</li> <li>●よりよい交流のための評価・改善を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続的・発展的に実施する組織体制を構築する</li> <li>●合同研修会を実施する</li> </ul> <p>例) 保育参観や授業参観等をとおして、子どもの姿から共通の視点で子どもの学びを見取る (共通の視点の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿</li> <li>・育みたい資質・能力(三つの柱)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●協働して接続期のカリキュラムを作成する</li> <li>●よりよい交流のための評価・改善を行う</li> </ul>

### 3 幼小の接続

幼児期と児童期の子どもの育ちや学びを理解し、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラム(以下、「接続期のカリキュラム」という)を円滑につなげていくことを、幼小の「接続」という。

小学校の学びがゼロからのスタートではなく、幼児期に培った力を土台として児童期につなげ、さらに力を伸ばしていくといった意識が大切である。なお、幼小の「連携」と「接続」は、車の両輪のようなものであることに留意する必要がある。

以下、接続期のカリキュラム作成、実施のポイントを示す。



- 幼児教育を担う保育者と小学校教諭の対話を大切に、協働して取り組むこと
- 作成にあたっては、共通の視点で協議を重ね、子どもの発達や成長、教育のスタイルや指導方法等についての相互理解に努めること
- 全教職員が関わる組織的な体制づくりを大切にすること
- 幼児期の遊びと児童期の学習がつながるように、生活科を中心とした合科的・関連的な指導及び授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること
- 保護者との連携を図り、理解を求めること
- 接続期のカリキュラムの評価・改善を行い、持続的・発展的な取組とすること

## 5 健康教育（学校保健）

### 1 学校における健康教育の位置づけ

健康教育を進めるに当たって、その重要性が具体的にどこに示されているかといえば、教育基本法第1条において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記されている。

また、学校教育法第21条第8項においても「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記されている。

さらに、学校の教育課程を規定している学習指導要領には、健康教育の目標について、次のように示されている。

例：小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章 総則第1の2（3）

#### 第1章総則第1の2（3）

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

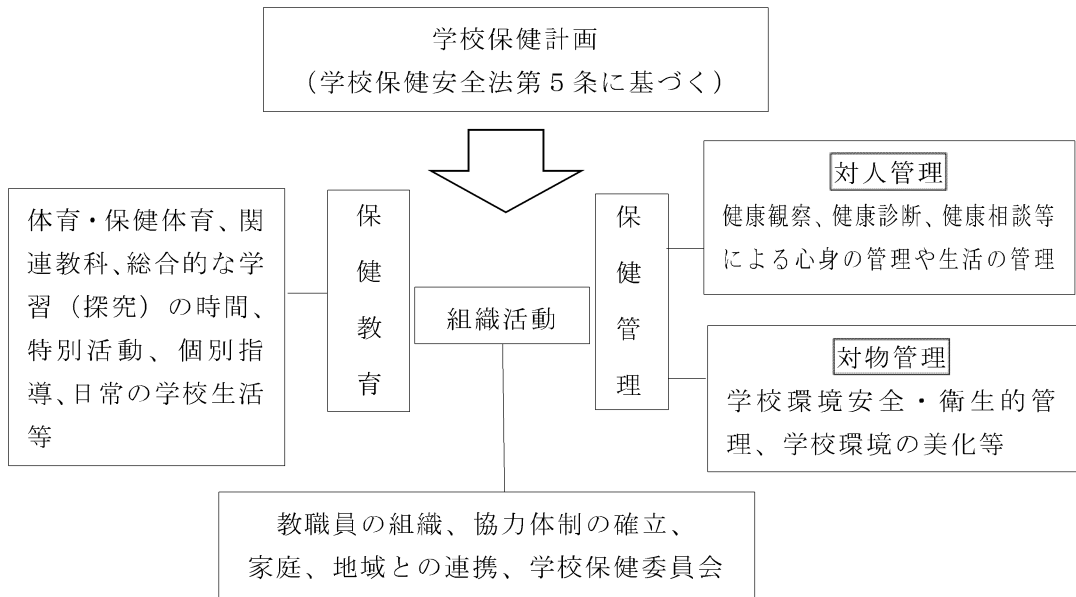
なお、同様な記述は、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領にも記載されている。

このように、健康教育の目標は、子どもたちが生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことにある。現在だけでなく、「生涯を通じて」という視点をもつことで、「将来に役立つ資質や能力を身に付けること」がポイントになる。

健康教育の内容については、学習指導要領総則から、食育、体力の向上、安全、心身の健康の保持増進（保健）の4つの内容でとらえることができる。

### 2 学校保健の構造

児童生徒の心身の健康を保持増進するために学校教育の中で行われる活動を総称して学校保健という。学校保健は、保健教育、保健管理（対人管理・対物管理）及び学校保健に関する組織活動で構成されている。



○保健教育

児童生徒に対し、心身の健康の保持増進に必要な知識や技能を身につけさせる活動であり、学校の教育活動全体を通じて教科等横断的に行う必要がある。

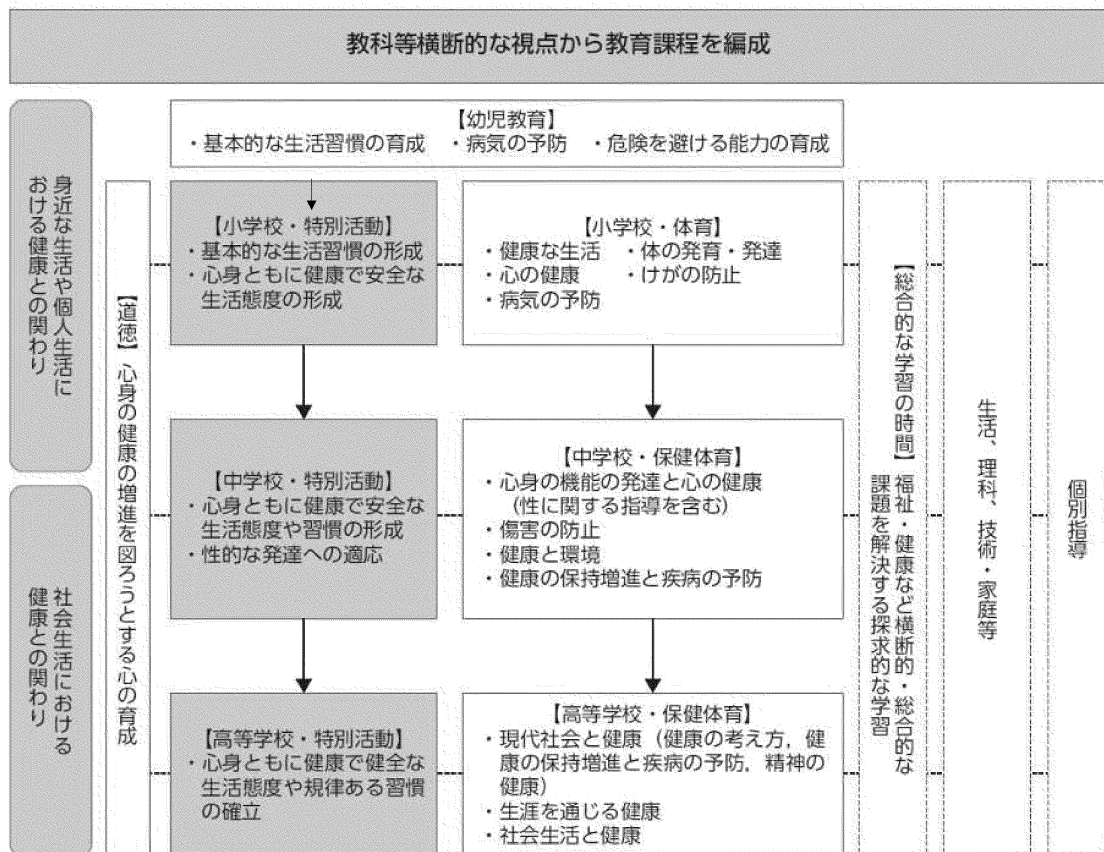


図1 心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ (中教審答申より)

○保健管理

児童生徒及び教職員の心身の健康に関して、直接本人になされる援助活動及び環境を衛生的に整え安全を確保する等、間接的に健康を守る活動である。

#### ○学校保健に関する組織活動

学校保健委員会をはじめ、校内組織体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を通して学校保健を円滑かつ効果的に推進するための活動である。

### 3 学校保健の推進にあたって

#### ○学校保健計画の策定及び改善

複雑化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、各校において学校保健安全法第5条に基づく学校保健計画を策定し、計画的・組織的な学校保健に関する活動がなされなければならない。

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画（児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関する事項等）であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、改善されるべきものである。

#### ○学校保健委員会の設置・開催

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を協議し、健康づくりを推進するための組織であり、保健主事が中心となり、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられており、昭和47年の保健体育審議会答申においても「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言された。

また、平成20年1月の中央審議会答申では、「学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。（一部抜粋）」等が示された。

運営にあたっては、保健主事が「計画（P）実施（D）評価（C）改善（A）」のマネジメントサイクルを機能させ、関係者との連絡・調整を図りながら効果的に進めていくことが大切となる。

### 4 「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について

県では、各学校における学校保健に関する組織活動を支援するとともに、学校保健計画を策定する際の手引となる「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」を令和2年3月に改訂した。（以下「手引」という）「手引」では、「しまね教育魅力化ビジョン」において「学びを支える基礎体力や基本的な生活習慣」が、島根の子どもたちに育成したい力の一つに位置づけられたことを踏まえ、「チーム学校」としての健康づくりを進めるための教職員の役割や県内の子どもの健康課題のさらなる解決に向けた取組の方向性、そして、学校の実態に応じて健康課題に優先順位をつけて取組を進める必要性を示している。健康課題と主な取組については、次頁にも記載してあるが、詳細は、各学校に配布されている「手引」を参照してほしい。

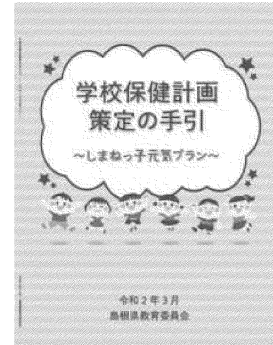
## 健康課題

### 全体【学校保健推進体制の確立】

- 学校保健委員会の活性化
- 研修の充実

### 課題1【心の健康問題への対応】

- 教職員全体で取り組む健康観察・相談体制の充実
- 校内外の連携による支援体制の充実



### 課題2【望ましい生活習慣の確立・①睡眠とメディア、②体力の向上】

#### ①睡眠とメディア

- 望ましい生活習慣の定着
- 専門家との連携の推進
- 学習教材の充実

#### ②体力の向上

- 運動することの楽しさやスポーツのよさを感じ、運動意欲と体力の向上を図る取組の継続・充実
- 地域や学校、幼稚園・認定こども園・保育所等と連携した体力向上の取組の継続・充実

### 課題3【食に関する指導の推進】

- 食育の取組の充実(発達の段階に応じた給食指導や各教科、特別活動等での食育の実施)
- 健康を保持するための食生活や個別的な相談指導の工夫
- 校内外の連携のもとで取り組む食育の推進

### 課題4【歯と口の健康づくりの推進】

- 歯・口腔の健康診断の意義の共有と支援体制づくりの推進
- 保健教育の工夫と実施
- 学校・家庭・地域の連携

### 課題5【性に関する指導の推進】

- 各教科や他の教育活動と関連させた計画的・組織的な指導の継続
- 集団指導とあわせ、専門家との連携等を含めた個別指導の充実
- 家庭・地域等との連携および情報共有の推進
- 性同一性障がい等に対する正しい理解

### 課題6【喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進】

- 家庭、地域、関係機関と連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
- 研修による啓発

## 6 食 育

### 1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成17年7月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本的方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成18年3月に策定され、現在は、令和3年度から令和7年度までの5年間の期間とする「第4次食育推進基本計画」により各種の施策が推進されている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成19年3月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、令和5年3月に、「島根県食育推進計画第四次計画」が策定され、「心身の健康を支える食育と若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の推進」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成29年3月告示学習指導要領において、第1章総則第1の3に「学校における体育・健康に関する指導は、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とあり、食育がどの教科においても行うことが明記されている。

学校における食に関する指導は、「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の六つの視点を目標の中に位置付け、食に関わる資質・能力を育成することを目指して行われるものである。

「食の学習ノート」については、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、高校生用を作成し、食育の核とした活用を進めている。各学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

### 2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の時間などの中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、献立作成・衛生管理等に十分配慮した給食を提供することで、児童生徒の安全・安心な学校生活を支えている。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。教職員と児童生徒相互がくつろいだ雰囲気の中で、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場になっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間に行われる指導は、下記の2つに分けられる。

○給食指導

- ・給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどの習得を図る。

「給食指導」は毎日の給食の時間に、学級担任等が主に担うが、栄養教諭等と連携して学校全体で統一した取組を行うことが必要である。

○給食の時間における食に関する指導

- ・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等の学習につなげる。
- ・教科等で取り上げられた食品や学習したことについて、学校給食を通して定着を図る。

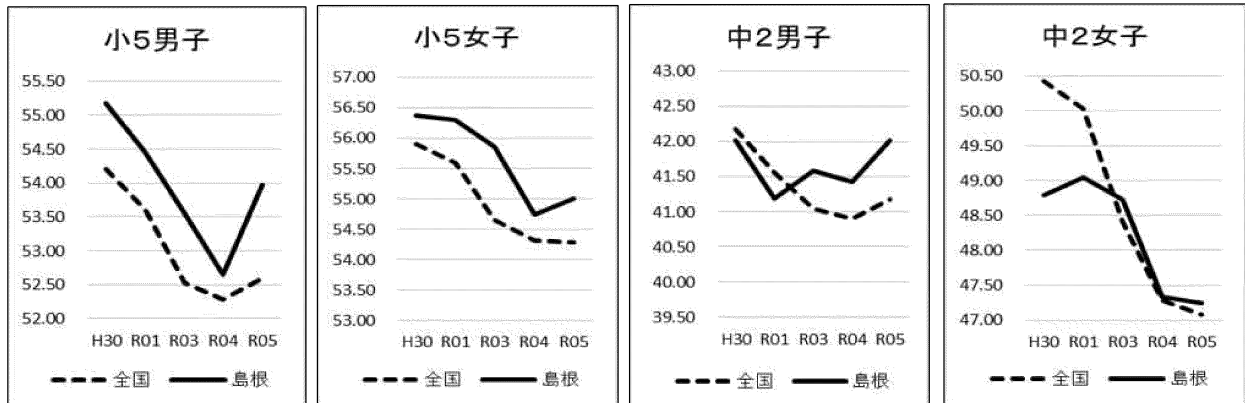
望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りながら行うことも重要である。

平成19年度からは栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

## 7 体力づくり

### 1 島根県の児童生徒の体力の現状

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査 過去5年の体力合計点の推移】



(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国体力・運動能力、運動習慣等調査は中止。

【令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技種目別数値】(小数第2位を四捨五入)

		全国以上									下線	昨年度以上
		握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (点)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ボール投げ (m)	体力合計点 (点)	
小5男子	全国	16.1	19.0	34.0	40.6		46.9	9.5	151.2	20.5	52.6	
	島根	<b>16.1</b>	<b>18.9</b>	<b>33.4</b>	<b>41.5</b>		<b>51.2</b>	<b>9.3</b>	<b>154.4</b>	<b>22.5</b>	<b>54.0</b>	
小5女子	全国	16.0	18.1	38.5	38.7		36.8	9.7	144.3	13.2	54.3	
	島根	<b>15.9</b>	<b>17.8</b>	<b>37.5</b>	<b>39.3</b>		<b>39.6</b>	<b>9.6</b>	<b>145.6</b>	<b>14.1</b>	<b>55.0</b>	
中2男子	全国	29.0	25.7	44.0	51.2	409.9	77.8	8.0	197.0	20.3	41.2	
	島根	<b>29.0</b>	<b>25.6</b>	<b>43.4</b>	<b>51.7</b>	<b>399.3</b>	<b>81.6</b>	<b>7.9</b>	<b>200.0</b>	<b>20.8</b>	<b>42.0</b>	
中2女子	全国	23.1	21.5	46.3	45.7	307.0	50.5	9.0	166.2	12.4	47.1	
	島根	<b>22.8</b>	<b>20.9</b>	<b>45.3</b>	<b>45.9</b>	<b>312.6</b>	<b>52.4</b>	<b>8.8</b>	<b>168.9</b>	<b>12.6</b>	<b>47.3</b>	

(注1) 「ボール投げ」について、小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げを実施している。

- 体力合計点の過去5年の経年変化で見ると、平成30年度以降、全国平均は下降が認められていたが、令和5年度は、小中男子で回復の傾向が見られた。また、女子については、小学校で横ばい、中学校ではわずかに下降したが、全体としては横ばいであったと言える。島根県においては、小中男女ともに3年連続で全国平均を上回った。小学生男女はここ数年の下降から回復に転じ、中学生男子についてはコロナ禍以前の水準に戻りつつある。一方で、中学生女子については、全国平均と同様、わずかに数値の下降が見られた。
- 種目別で島根県の実技数値を全国平均と比較すると(小数第2位を四捨五入)、小・中学校それぞれで男女ともに多くの種目で全国平均を上回った。しかし、小・中学校ともに「握力」「上体起こし」「長座体前屈」の3種目に弱みが見られる傾向は依然として残っている。そんな中、上記3種目をはじめとした多くの種目で、昨年度と比較すると数値が伸びており、特に中学生男子は、全ての種目で昨年度の数値を上回った。引き続き、遊具の積極的な活用や自重トレーニング、ストレッチなどをはじめとした、筋力、柔軟性を高める運動を授業で取り入れるなど、運動習慣の形成につながる継続的な取組を呼びかけ、児童生徒はもちろん、教職員の体力向上に対する意識を高めていく必要がある。

## 2 体力向上に向けて

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であり、「生きる力」の極めて重要な要素である。また、より豊かで充実した人生を送るためにも必要な要素である。児童生徒の発達の段階に応じて高める体力を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、授業で学習したことを休み時間や休日などの日常生活で生かすなど、体力の向上を図るための実践力を身につけることができるようにすることが必要である。

### ○体力向上推進計画の策定

各小中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定し、保健体育課へ提出することになっている。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり、策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 体力・運動能力調査等をふまえた児童生徒の体力や運動習慣の現状
- ② 体力向上に向けての具体目標・数値等
- ③ 体育科・保健体育科授業の工夫・改善、重点領域等（授業の充実に向けて）
- ④ 教科体育以外の活動（学校ぐるみでの取組、環境の工夫、家庭・地域との連携等）
- ⑤ 評価方法と改善のための方策

体力向上推進計画の策定・実施に当たっては全職員で共通理解して進めていくことが大切である。コロナ禍の影響によるここ数年の体力低下を取り戻すために、各校独自の取組の工夫も必要となってくる。そうした状況下で、各学校において、体育主任や体育科の教員だけが取り組むのではなく、他教科の教員との連携を密にして全校体制で進めていくことで成果があがると考えられる。

### ○教科体育の充実

体育科・保健体育科は、「知・徳・体」全てを網羅する教科であり、単元構成や学習過程を工夫しつつ、「楽しい」授業を展開していくことが基本である。学習指導要領の趣旨を踏まえた教科体育の充実こそが大きく体力の向上につながると考えられる。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の学力を育て、運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 運動に意欲的でない子供や運動が苦手な子供たちに目を向け、学習の場を工夫すること
- ④ 授業で行った運動が休み時間や休日等、日常的に行われるような手立てを充実させること

### ○教科外体育の充実

特別活動や体育的行事、部活動などの体育的な活動は、学校生活の中で大きな割合を占めている。PDCAサイクルに基づき継続的に修正・改善しながら教科外体育を充実させ、「豊かなスポーツライフ」の実現を目指すことが児童生徒の体力向上にもつながる。

- ① 運動する時間の確保、空間の整備、仲間づくり等、人的・物的環境を整えること
- ② 体力向上についての取組と体育の学習とのつながり及び教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること

### ○家庭、地域、保育園・幼稚園等との連携

児童生徒の体力低下の問題が社会生活（生活様式など）の変化に大きく起因することを考えると、学校だけの取組では十分な成果は期待できない。家庭や地域に運動の楽しさや健康・体力問題等を発信し、さまざまな機会を捉えて、児童生徒の体力向上を幼児期から地域の共通課題として取り上げるとともに、子どもたちが身体活動を伴う遊びや運動習慣を通して健康な心身を保持増進できるようにすることが大切である。

## 1 キャリア教育の必要性

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されている。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は、大きくまた急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

このような時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、児童生徒の生きる力を育むことが目指されている。

こうしたことから、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の推進が求められている。平成29年3月告示の小学校及び中学校学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領の総則でも、改めて「キャリア教育」という言葉を用いて教育課程全体でその充実を図ることが明示された。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では次のように「キャリア教育」を定義するとともに、その意義を3点に整理している。

### ■「キャリア教育」の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### ○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだし、ていく連なりや積み重ね。

#### ○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

### ■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒がキャリアを形成していくために必要な資質・能力の育成を目的とする教育的働きかけである。自分が自分らしく生きるために、「学び続けたい」「よりよい社会を創りたい」と願い、それを実現しようとする姿がキャリア教育の目指す児童生徒の姿である。このような児童生徒の資質・能力を育成するため、就学前から高等学校に至る系統的・組織的なキャリア教育の充実が必要である。

## 2 キャリア教育と職業教育

従来から取り組まれてきた「職業教育」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。一方で、キャリア教育としての取組が、職業に関する理解を目的とした活動だけにとどまり、児童生徒一人一人が自らの在り方生き方を考える内容になっていなかったり、本来のキャリア教育（本質的な系統的な進路指導）と狭義の意味での「進路指導」とが混同されたりする例も見受けられることから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。

[キャリア教育と職業教育]

	キャリア教育	職業教育
育成する力	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度
教育活動	普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。	具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。

## 3 キャリア教育の推進

キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、特別活動を要としつつ教育活動全体を通じて取り組むよう、教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な資質・能力を身に付けたり、社会での課題を解決するために必要な資質・能力を身に付けたりする学習の場や機会を積極的に設けることが必要であるため、キャリア教育の中核となる特別活動について、その役割を一層明確にする観点から小・中・高等学校を通じて、学級活動・ホームルーム活動に（3）「一人一人のキャリア形成と自己実現」を位置づける。あわせて「キャリア・パスポート」について、特別活動を中心としつつ各教科・科目等と往還しながら活用をすすめる。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

### (1) 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

### (2) 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。
- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動や学校

生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、資質・能力の効果的な育成を図ることが必要である。

- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえると、活動の効果をより引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

### (3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な資質・能力の育成と、生徒一人一人が自分なりの勤労観・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。

- ② 総合的な探究の時間（その代替としての課題研究等を含む）においては「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決するための資質・能力を育成すること」が目指されており、課題の設定についても、「自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を発見すること」が重要であるため、この時間での学習を充実させることが、キャリア教育にもつながることを意識することが大切である。

### (4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人一人のキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

【参考資料】 「キャリア教育の手引き」等、キャリア教育に係る国や県の通知・資料などをまとめている。校内のキャリア教育推進の参考資料として活用されたい。



(EIOS の該当ページにリンク)

# 第6章



## 社会教育

# 社会教育

## 1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。（教育基本法第12条、社会教育法第2条）

さらに社会教育は、「学び」「交流」を組織的・計画的に行うことにより住民の実践活動を促進し、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティを構築し、地域力を高めることも目指している。

## 2 社会教育を進める社会教育主事・社会教育士

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体<sup>1</sup>、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。（社会教育法第9条の2及び3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条）とは役割が異なる。

島根県においては、資格を取得した教員を社会教育主事として、教育庁社会教育課他2課、各教育事務所や社会教育研修センター、青少年の家、少年自然の家に配置している。

市町村にも社会教育主事を派遣しており（令和5年度：18市町村に23名を派遣）、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務として、「家庭・学校・地域が連携協力した社会教育事業」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育」「地域社会における人づくり・地域づくり」の推進をはじめ、「学校と地域の連携・協働体制の整備」「開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進」「地域の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」等の助言、支援を行っている。

また、令和2年度から社会教育主事講習・養成課程で学ぶ内容の一部が変わり、修了すると「社会教育士」の称号を得ることができるようになった。社会教育士には、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、様々な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりを推進していくことが期待されている。

## 3 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館<sup>2</sup>、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。島根県では、地域づくりに主体的に参画しようとする人づくりを進めるため、公民館の機能強化、活動の充実を図る取組を支援している。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。これらの施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動・自然体験活動などの支援等を行い、青少年の多様な体験活動の推進を図っている。

<sup>1</sup> 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。学校に関係する主なものにPTA、子ども会、婦人会、高齢者クラブなどがある。

<sup>2</sup> 市町村によっては、その名称を交流センター、コミュニティセンターなどとしている。

# 第7章



## 教職員の服務

# 1 教職員の服務と勤務等

## 1 教職員の身分

### (1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱いは、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

### (2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

### (3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件付採用期間は、地方公務員が6月であるのに対し、1年（養護教諭・栄養教諭は6月）である。この条件付採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件付採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

## 2 教職員の服務

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

## (2) 職務上の義務

### ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第 32 条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

### ② 職務に専念する義務（地公法第 35 条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

## (3) 身分上の義務や制限

### ① 信用失墜行為の禁止（地公法第 33 条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ② 秘密を守る義務（地公法第 34 条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

### ③ 政治的行為の制限（地公法第 36 条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

### ④ 争議行為等の禁止（地公法第 37 条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行つたりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

### ⑤ 営利企業への従事等制限（地公法第 38 条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

### 3 勤務

#### (1) 勤務時間

##### ① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することで拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

##### ② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第35条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条）ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

##### ③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条（義務教育学校にあつては、市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則）に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が終了した場合は、同規程第30条（同規則）に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における15日以上研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

#### (2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超えるときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができ、たとえば20分と25分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。

### (3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするになっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額が支給される。

#### 4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

##### (1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

##### (2) 休暇の種類

休暇の種類	休暇を与える場合	日数・期間																																
年次有給休暇		1年につき20日 年途中で採用された職員の日数は ( $20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$ ) による (端数切り上げ)																																
公務傷病等休暇	公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合	療養に要する期間																																
私傷病休暇	私傷病のため療養を要する場合	※																																
夏季休暇		6月から10月までの間に4日以内																																
生理休暇 (健康管理休暇)	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間につき2日以内																																
産前産後休暇	本人の妊娠・出産の場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内 産後8週間以内																																
慶弔休暇	本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	<table border="0"> <tr> <td>本人の結婚</td> <td>7日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>妻の出産</td> <td>3日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>忌引</td> <td>(血族)</td> <td>(姻族)</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日以内</td> <td>3日以内</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日以内</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td rowspan="2">&gt; 3日以内</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ・おば</td> <td rowspan="2">&gt; 1日</td> <td rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td>おい・めい</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>父母・配偶者・子の祭日 年各1日</td> </tr> </table>	本人の結婚	7日以内		妻の出産	3日以内		忌引	(血族)	(姻族)	配偶者	10日以内		父母	7日以内	3日以内	子	5日以内	1日	祖父母	> 3日以内	1日	兄弟姉妹	孫	1日		おじ・おば	> 1日	1日	おい・めい			父母・配偶者・子の祭日 年各1日
本人の結婚	7日以内																																	
妻の出産	3日以内																																	
忌引	(血族)	(姻族)																																
配偶者	10日以内																																	
父母	7日以内	3日以内																																
子	5日以内	1日																																
祖父母	> 3日以内	1日																																
兄弟姉妹																																		
孫	1日																																	
おじ・おば	> 1日	1日																																
おい・めい																																		
		父母・配偶者・子の祭日 年各1日																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※結核性疾患 1年以内            その他の負傷又は疾病 90日以内            (ただし①精神疾患、②悪性新生物、③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内)         </div>																																		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割取得可																																
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合（性別が同一である二者間の場合を含む）	1日2時間以内（30分単位）、連続する3年以内 ※介護休暇の指定期間との重複不可 ※部分休業又は育児時間を取得する場合は2時間から当該時間を減ずる。																																

<p>特 別 休 暇  （「配偶者」「妻」  には性別が同一である  二者間の場合を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防等に関する法律による交通の制限又はしや断</li> <li>・非常災害による交通しや断</li> <li>・風水震火災等による現住居の滅失、破壊</li> <li>・交通機関の事故等の不可抗力の原因</li> <li>・裁判員・証人等として官公署への出頭</li> <li>・選挙権等公民権の行使</li> <li>・学校運営上の必要による校務の全部又は一部の停止</li> <li>・不妊治療のための休暇（出生サポート休暇）</li> <li>・妊娠障害の場合（つわり休暇）</li> <li>・妊娠中における通勤時の母体健康維持</li> <li>・妊娠中又は出産後1年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合</li> <li>・生後満3年に達しない子を育てる場合（育児時間）</li> <li>・妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（男性の育児参加）</li> <li>・乳幼児の予防接種等において介助を要する場合</li> <li>・中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合（感染症予防のための学校等の臨時休業により自宅待機する子の世話を含む）（子の看護休暇）</li> <li>・要介護者の介護その他の世話をする場合（短期の介護休暇）</li> <li>・骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合</li> <li>・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（ボランティア休暇）</li> <li>・人事委員会が特に必要と認める場合</li> </ul>	<p>そのつど必要と認める期間</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>1週間以内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p style="text-align: center;">”</p> <p>1年につき5日（体外受精及び顕微授精の場合は10日）の範囲内で必要と認める期間</p> <p>10日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>勤務時間の始め又は終わりに1日を通じ1時間を超えない範囲内で必要と認める時間</p> <p>妊娠6月末まで4週に1回  妊娠7月から9月末まで2週に1回  妊娠10月から分娩まで1週に1回  産後1年までの間1回</p> <p style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">} そのつど必要と認める時間</p> <p>満1才未満は1日120分、満1才以上満3才未満は1日60分。30分を単位として2回に分割可。</p> <p>当該期間につき5日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める時間</p> <p>1年につき5日（中学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p>
---	---	---

## 5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

### 教育活動に係る事務の種類

#### (1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

#### (2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、特別の教科道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

### 公文書、表簿、提出文書処理

#### (1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第 28 条、島根県立高等学校規程第 44 条、島根県立高等学校通信教育規程第 39 条、島根県立特別支援学校規程第 40 条及び市（町村）立小・中学校等管理規則の例第 38 条を参照する。

#### (2) 文書の特性

- ① 伝達性
- ② 普遍性
- ③ 保存性
- ④ 確実性

#### (3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

#### (4) 文書の収受と回答・発送文書処理（例）

##### ① 収受

事務担当者（収受日付印と閲覧印押印、文書収受簿登載）→校長（処理方針期限等の案件処理を担当者に指示）→教頭（指導指示）→担当者（事務処理）

##### ② 回答・発送処理

担当者（起案用紙に立案、添付書類の準備）→教頭（指導指示）→校長（決裁）→担当者（浄書、文書発送簿記入）→校長（公印押印）→事務担当者（文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控えの保存、発送）

(5) 起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

(6) 文書の管理及び保存

① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第 2 条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

【参考】教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法（P13）
- ・ 学校教育法（P304）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（P17）
- ・ 教育公務員特例法（P127）
- ・ 地方公務員法（P65）
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（P1651）
- ・ 職員の勤務時間に関する条例（P2653）及び規則（P2660）
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（P2710）
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例（P3112）
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（P2744）及び規則（P2753）
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程（P3125）
- ・ 市（町村）立小・中学校等の教職員の服務規則（例）（P3201）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（P1204）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（P1435）
- ・ 職員の旅費に関する条例（P2502）
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例（P2538）

（令和 5 年版島根県教職員人事関係法令要覧）

注（ ）内のページ数は上記要覧のもの

## 2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

### 1 評価制度の基本的な考え方

#### (1) 資質能力の向上をめざす

- ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
- ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
- ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
- ④ 評価と研修の連動を図る。

#### (2) 職務に対する意欲の向上をめざす

- ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
- ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
- ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。

#### (3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす

- ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
- ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。

#### (4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす

- ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準による評価を行う。

### 2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

#### (1) 資質能力向上支援システム

「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。

#### (2) 勤務評価

「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務に取り組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果等を評価基準に則って評価するものである。「勤務評価」では、職務内容を分類した評価項目による「項目評価」と、すべての項目評価を通じた上で学校の活性化及び地域の教育の充実に対する貢献について評価する「総合評価」を行う。

【参考資料】 ※学校企画課ホームページ「教職員評価システム」に掲載

- ・ 島根県立学校教育職員の評価実施要領
- ・ 島根県立学校管理職の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校教職員の評価実施要領
- ・ 島根県市町村立学校管理職の評価実施要領
- ・ 評価システム実施の手引き（教職員評価）
- ・ 評価システム実施の手引き（管理職評価）
- ・ 教職員の評価システム等 Q & A



(学校企画課の該当ページにリンク)

## 3 教職員の働き方改革

### 1 教職員の働き方改革を進める目的

- (1) 教育の質の向上…子どもたちと向き合う時間の確保と効果的な教育活動の実践
- (2) 教職員の心身の健康保持…勤務時間・健康管理を意識した働き方を促進することが大切
- (3) 仕事と生活の充実…好循環で生まれた時間を自己研鑽や余暇に充て、豊かな教職生活を
- (4) 教職を目指す人材の確保…今後も優秀な人材が教職を志すためにも、働き方改革は急務

### 2 「教職員の働き方改革プラン」の基本方針

- 長時間勤務の是正
- ワーク・ライフ・バランスの適正化
- プラン達成に向けた職場環境の確保

### 3 プラン達成に向けた数値目標

- (1) 本プランにおいて対象となる「勤務時間」の考え方  
本プランにおける「勤務時間」とは、教職員が校内に在籍する在籍時間を対象とすることを基本とする。
- (2) 具体的な数値目標
  - ① 月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安は原則月45時間（原則年360時間以内）
  - ② 年次有給休暇取得日数を全ての教職員 年5日以上取得、全校種の平均13日以上取得
  - ③ ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合90%以上

### 4 プランを達成するための主な手立て

- (1) 県教育委員会の取組
  - ・教職員定数改善への取組
  - ・人的措置への取組
  - ・学校閉庁日の設定
  - ・教職員研修
  - ・調査照会の精選削減
  - ・部活動の負担軽減に向けた取組の推進
  - ・勤務時間の客観的把握
  - ・保護者や地域への周知と広報
  - ・職場環境の改善への取組
- (2) 市町村教育委員会の取組
  - ・市町村版「教職員の働き方改革プラン」策定
- (3) 管理職の取組
  - ・勤務実態の把握
  - ・業務負担の平準化
  - ・行事や会議の精選、見直し
  - ・定時退勤日等の設定
  - ・部活動指導の在り方見直し
  - ・職場環境の改善
  - ・ヘルスケア対策
  - ・教職員同士のサポート体制整備
- (4) 教職員一人一人の取組
  - ・働き方改革の意義への理解と実践
  - ・見通しを持った業務の遂行
  - ・職場の環境整備
  - ・教職員同士のサポート体制の実践
- (5) 保護者・地域等の理解・協力のもとでの推進

1～4詳細…「教職員の働き方改革プラン」

(H31. 3月県教育委員会)

→ 島根県教育委員会学校企画課HPから



## 5 プランにおける数値目標の達成状況

### (1) 時間外勤務

- ・ 全校種平均について、プラン策定前の平成 30 年度には月 65.1 時間だったのが、令和 3 年度には、月 36.6 時間まで減少（約 44%減）
- ・ 令和 3 年度には、全ての学校種で、月 45 時間以内の目標を達成。年 360 時間以内の目標は、特別支援学校を除き未達成。特に、部活動のある中学校及び高校の時間外勤務が多い状況。令和 4 年度もほぼ横ばいの状況。

[時間外勤務の状況（月平均）]

【 】内は対前年比の増減

校種	平成 30 年度 (プラン策定前)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	64.6 時間	60.1 時間 【▲4.5 時間】	42.2 時間 【▲17.9 時間】	35.5 時間 【▲6.7 時間】 (年 426 時間)	34.6 時間 【▲0.9 時間】 (年 415 時間)
中学校	75.1 時間	68.0 時間 【▲7.1 時間】	48.2 時間 【▲19.8 時間】	40.7 時間 【▲7.5 時間】 (年 488 時間)	38.8 時間 【▲1.9 時間】 (年 466 時間)
高等学校	75.8 時間	66.4 時間 【▲9.4 時間】	49.6 時間 【▲16.8 時間】	44.1 時間 【▲5.5 時間】 (年 529 時間)	46.2 時間 【+2.1 時間】 (年 554 時間)
特別支援 学校	43.5 時間	34.5 時間 【▲9.0 時間】	21.5 時間 【▲13.0 時間】	20.0 時間 【▲1.5 時間】 (年 240 時間)	21.4 時間 【+1.4 時間】 (年 257 時間)
全校種 平均	65.1 時間	58.0 時間 【▲7.1 時間】	40.5 時間 【▲17.5 時間】	36.6 時間 【▲3.9 時間】 (年 439 時間)	36.4 時間 【▲0.2 時間】 (年 437 時間)
目標値	65 時間	55 時間	45 時間	45 時間以内 (年 360 時間以内)	45 時間以内 (年 360 時間以内)

### (2) 年次有給休暇の取得日数

- ・ 平均取得日数（全校種平均）について、令和 4 年度は 12.4 日となっており、増加傾向にあるが、13 日以上の目標は未達成
- ・ 年 5 日以上取得を行っている教職員は、全体の 92.4%に留まっており、全員取得の目標は未達成

【平成30年度～令和4年度の推移（全校種平均）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得日数	10.1日	10.2日	9.7日	11.6日	12.4日

【令和4年度 5日以上取得割合（全校種）】・・・92.4%（R3：89.0%）

(3) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合

- ・ 令和2年度までは増加傾向にあったが、令和3年度は42.6%に減少した。令和4年度、5年度はやや改善したが、90%以上の目標は未達成
- ・ 令和3年度は多くの学校でコロナ感染が発生し、精神面を含めた教職員の負担が増大したことや、新学習指導要領への対応（※）など、新たな業務が重なったことも影響していると考えられる。

（※）小学校は令和2年度～全面実施、中学校は令和3年度～全面実施、高等学校は令和4年度～年次進行で実施（特別支援学校は、各学校種と同様）

【平成30年度～令和5年度の推移（全校種）】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
割合	45%	57%	64%	42.6%	53.7%	58.8%

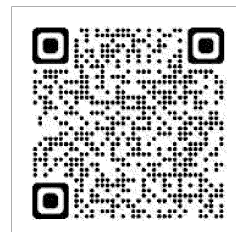
## 6 今後の対応の方向性

- (1) よりきめ細かな実態把握・分析
- (2) 学校が担う業務等の削減・効率化
- (3) 業務量に見合った適切な教員配置
- (4) 教員が担わなくてよい業務・教員以外が担うべき業務のアウトソーシング
- (5) 業務の平準化及び多様な働き方の推進

### 5及び6に関する詳細

- ・・・「教職員の働き方改革プラン」の取組検証のまとめ
- ・・・島根県版「学校業務改善事例集」について

→ 島根県教育委員会学校企画課HPから



## 4 教員免許更新制の発展的解消と 「新たな教師の学びの姿」

### 1 ねらい

- ・「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、これまでの教員免許更新制の成果を継承しつつ、「新たな教師の学びの姿」をより高度な形で実現する。
- ・必要な教員数の確保とその資質能力の確保を将来にわたって実現するとともに、教師一人一人が、持続可能な学校教育の中で、自らの人間性や創造性を高め、教師自身のウェルビーイング (Well-being) を実現し、子供たちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようにするためにも、教員免許更新制を発展的に解消していく。

【教職員の姿】(中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」

- 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

### <背景>

#### ■教員免許更新制 (H21.4.1 から導入)

※進展する社会的変化の中にあって、その実効性を確保するために、制度の在り方、運用等について見直しが行われてきた。

#### ■中央教育審議会

教員免許更新制の導入の経緯等を踏まえつつ、教員免許更新制導入後の社会的変化や、社会的変化に対応した教師の学びの姿を明らかにし、その姿に照らして教員免許更新制の在り方を検討

- ・『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』(R3.1.26)
- ・『『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議のまとめ』(R3.11.15)

#### ■教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)

※教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが令和5年4月1日から施行

### 2 要点

「令和の日本型学校教育」を担う**新たな教師の学びの姿**(令和3年11月)が示された。

#### (1) 学び続ける教師

教師は学び続ける存在。時代の変化が大きくなる中で、常に主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデルとなる。

- ・学びに専念する時間を確保した一人一人の教師が、研修を自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りを持って主体的に打ち込む。

## (2) 教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢

社会の変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢が重要である。

- ・教師は、任命権者（島根県教育委員会）・服務監督者（島根県教育委員会・市町村教育委員会）・学校管理職等との積極的な対話を踏まえながら、任命権者等が提供する学びの機会と、教師自らが主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ。

## (3) 個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び

教師として共通に求められる内容を一律に修得するのではなく、より高度な水準のものを含め、一人一人の教師がそれぞれの個性に即した、個別最適な学びでそれらを修得する。また、個別最適な学びとの往還も意識しながら、他者との対話や振り返りなど、協働的な学びで修得する。

- ・教師は、個別最適な学びの実現のみならず、協働的な学びを実現していく。
- ・教師は、知識伝達型の学習コンテンツの充実はもとより、校内研修や授業研究といった日々の営みを磨き上げていく。
- ・教師は、教職大学院における学びなど、職務から離れて、大学教員や同級生とディスカッションしながら、課題を探求していく機会を確保する。

## (4) 適切な目標設定・現状把握・積極的な対話

教師が自らの学びを適切に振り返りつつ、適切な目標設定と現状を適切に把握することで、どのような知識技能を身に付けたいのか、「将来の姿」を目標として機能するように具体的に目標を設定する。また、これまでの学習履歴や、自らに対する評価等を踏まえて、「現在の姿」をできるだけ客観的に自覚する。教師の学びは、具体的な目標に向かって、体系的・計画的に行われる

- ※教師と任命権者（島根県教育委員会）や服務監督者（島根県教育委員会・市町村教育委員会）・学校管理職等が、**島根県公立学校教育職員人材育成基本方針等の育成指標**や、これまでの**研修受講履歴等**を手がかりとして、**積極的な対話**を行う。

### 【参照】

- ・「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する運用の手引き（令和5年4月 島根県教育庁学校企画課）」
- ・「研修履歴の記録を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月 文部科学省）」

## 3 留意点

- ・教師自身が、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすことが必要であり、教師一人一人の個別最適な学びが求められているということ。
- ・高度な専門職である教師にふさわしい主体的な姿勢の尊重、教師の学びが画一的・規格的なものに陥らないような学びの内容の多様性を重視すること。
- ・自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を含む学びのスタイルの多様性を重視すること。
- ・学校管理職等が、教師に学びの資源（時間・意欲等）の確保を促進すること、学びを深める事ができる環境づくりを図ることが不可欠であること。

【研修参考資料】 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資料名	発行
第1章 島根がめざす教育		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね 高校魅力化 参考書 2017</li> <li>・新学習指導要領の実施に向けて（リーフレット） 「明日を担う島根の子どもたちのために」</li> <li>・しまね教育魅力化ビジョン（令和2年度～令和6年度）</li> <li>・しまねの学力育成推進プラン（令和3年度～令和6年度）</li> </ul>	<p>平成29年 3月 平成30年 4月</p> <p>令和 2年 3月 令和 3年 3月</p>
第3章 学校の教育活動の計画と組織経営		
1 教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・高等学校教育課程編成の手引</li> <li>・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）【高等学校版】 共通教科 【高等学校版】 専門教科</li> <li>・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&amp;A－</li> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）【小学校】各教科等 【中学校】各教科等 【高等学校】各教科等</li> <li>・教育課程編成の手引き（特別支援教育課）</li> </ul>	<p>平成22年 6月</p> <p>平成22年 6月</p> <p>令和 元年 7月</p> <p>平成24年 7月 平成25年 3月 平成30年 2月</p> <p>令和 2年 3月 令和 2年 3月 令和 3年 8月 令和 2年 3月</p>
4 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック</li> <li>・信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり ～学校評価を子どもたちのために～（リーフレット）</li> <li>・学校評価ガイドライン（平成28年改訂）（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成20年 3月 平成21年 3月</p> <p>平成28年 3月</p>
6 カリキュラム・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著「カリキュラムマネジメント・ハンドブック」（ぎょうせい）</li> </ul>	平成28年 6月
7 教職員のメンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のための心の健康づくりのための指針（総務省）</li> <li>・労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）</li> <li>・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省）</li> <li>・公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）</li> <li>・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ（教職員のメンタルヘルス対策検討会議）</li> <li>・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（島根県教育委員会教職員健康管理センター）</li> <li>・島根県教職員健康管理事業概要（島根県教育庁福利課）</li> <li>・職場復帰支援プログラム実施要綱（島根県教育委員会）</li> <li>・職場復帰支援プログラムの概要一部改正（島根県教育委員会）</li> <li>・パンフレット 「教職員のためのメンタルヘルス・ハンドブック 元気な明日をつくる！」（社会保険出版社） 「教職員のための最新メンタルヘルス・アドバイス」（社会保険出版社） 「教職員のための心の健康管理 BOOK」（社会保険出版社） 「部下の職場復帰を円滑に」（中央労働災害防止協会）</li> <li>・ウェブサイト 「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」（厚生労働省） 「みんなのメンタルヘルス」（厚生労働省）</li> </ul>	<p>平成16年 4月 平成27年 11月 平成21年 3月</p> <p>毎年度 平成25年 3月</p> <p>平成17年 3月</p> <p>毎年度 平成17年 4月 平成21年 11月</p>
8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアル</li> <li>・学校プール管理マニュアル</li> <li>・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）</li> <li>・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入者への対応</li> <li>・子どもの心のケアのために －災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）</li> </ul>	<p>平成11年 3月 平成13年 3月 平成19年 3月 平成13年 9月</p> <p>平成22年 7月</p>

8 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー(文部科学省)</li> <li>・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)</li> <li>・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について(文部科学省)</li> <li>・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開(文部科学省)</li> <li>・学校危機管理の手引～危機管理マニュアル作成のために～(改訂版)(第5章3「生徒指導」に再掲)</li> <li>・「学校危機管理の手引き(原子力災害発生時の対応編)」</li> <li>・「学校危機管理の手引き(熱中症)」</li> <li>・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」</li> <li>・教師が知っておきたい子どもの自殺予防(文部科学省)</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック-第2版-</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>平成 24 年 3 月</p> <p>平成 25 年 3 月</p> <p>令和 5 年 10 月</p> <p>令和 2 年 9 月</p> <p>平成 26 年 5 月</p> <p>平成 31 年 4 月</p> <p>令和 3 年 6 月</p> <p>平成 21 年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 28 年 2 月</p> <p>平成 30 年 2 月</p>
第4章 各教育活動		
1 学力を育む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しまね教育魅力化ビジョン</li> <li>・しまねの学力育成推進プラン(令和3年度～令和6年度)</li> <li>・島根県学力調査報告書結果概要</li> </ul>	<p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 3 年 3 月</p> <p>令和 6 年 2 月</p>
2 授業づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びのすすめ(リーフレット)</li> <li>・家で勉強する!主体的な学びをしまねに(リーフレット)</li> <li>・明日を担う島根の子どもたちのために(リーフレット)</li> <li>・複式学級指導の手引[R元年度改訂版]</li> <li>・学習評価ガイド(小学校・中学校)</li> <li>・学習評価ガイド(高等学校)</li> <li>・令和6年度授業チェックリスト</li> <li>・令和6年度各教科等の指導の重点</li> <li>・令和5年度全国学力・学習状況調査島根県(公立)の結果概要ウェブサイト</li> <li>「高等学校情報化に関する特設ページ」(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成 25 年 7 月</p> <p>平成 27 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>令和 6 年 3 月</p> <p>令和 6 年 3 月</p> <p>令和 5 年 8 月</p>
3 言語活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】(文部科学省)</li> </ul>	<p>平成 22 年 12 月、 23 年 5 月、24 年 6 月</p>
4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(文部科学省)</li> <li>・主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について(国立教育政策研究所)</li> </ul>	<p>令和 2 年 1 月</p> <p>令和 2 年 6 月</p>
5 道徳教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」</li> <li>・私たちの道徳(文部科学省ホームページ)</li> <li>・道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページ)</li> </ul>	<p>平成 26 年 3 月</p>
6 特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別活動資料 みんなで、よりよい学級・学校生活を創る特別活動 小学校編(国立教育政策研究所)</li> <li>・小学校特別活動映像資料(国立教育政策研究所)</li> <li>・特別活動資料 学校文化を創る特別活動 中学校・高等学校編(国立教育政策研究所)</li> </ul>	<p>平成 30 年 12 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 5 年 3 月</p>
7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(国立教育政策研究所)【小学校】総合的な学習の時間【中学校】総合的な学習の時間【高等学校】総合的な探究の時間</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【小学校編】(文部科学省)</li> <li>・「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【中学校編】(文部科学省)</li> <li>・「総合的な学習(探究)の時間ガイドブック(小・中学校編)(高等学校編)」</li> </ul>	<p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 7 月</p> <p>令和 3 年 8 月</p> <p>令和 3 年 4 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>令和 4 年 9 月</p>

8 学校図書館活用教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用教育研修用DVD</li> <li>・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」</li> <li>・学校図書館活用教育実践事例集</li> <li>・子ども読書県しまねWeb <a href="http://www.library.pref.shimane.lg.jp">http://www.library.pref.shimane.lg.jp</a></li> <li>・学校図書館ガイドライン（文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm</a></li> </ul>	<p>平成 22 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月</p> <p>平成 28 年 11 月</p>
9 主権者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について <a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm</a></li> <li>・「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」</li> <li>・「同上 活用のための指導資料」（総務省・文部科学省） <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm</a></li> </ul>	<p>平成 27 年 10 月</p> <p>平成 27 年</p>
10 ICTの活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引—追補版—（文部科学省）</li> <li>・小学校プログラミング教育の手引（第三版）（文部科学省）</li> <li>・情報活用能力の体系表例（次世代の教育情報化推進事業「情報教育の推進等に関する調査研究」成果報告書）（文部科学省）</li> <li>・学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力育の育成（文部科学省）</li> <li>・教員のICT活用指導力チェックリスト（文部科学省）</li> <li>・各教科等の指導におけるICTの効果的な活用について（文部科学省）</li> <li>・改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム）</li> <li>・著作権テキスト（文化庁）</li> <li>・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）</li> <li>・島根県情報セキュリティポリシー（島根県）</li> <li>・発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック[特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編]（文部科学省）</li> <li>・ウェブサイト「StuDX Style」（文部科学省）</li> <li>・「特別支援教育教材ポータルサイト」（国立特別支援教育総合研究所）</li> <li>・「情報モラル教育ポータルサイト」（文部科学省）</li> </ul>	<p>令和 2 年 6 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 3 月</p> <p>平成 30 年 3 月</p> <p>令和 2 年 9 月</p> <p>令和 2 年 12 月</p> <p>令和 5 年</p> <p>令和 3 年 5 月</p> <p>令和 4 年 4 月</p> <p>平成 26 年 4 月</p>
13 国際理解教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「初等中等教育における国際教育推進検討会報告（文部科学省）」</li> <li>・「教育振興基本計画～高等学校段階における留学促進等に関する政府方針～」（令和5年6月16日閣議決定）</li> <li>・Broaden Your Horizons with English! —英語を使って羽ばたく日本人（文部科学省）</li> <li>・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き（文部科学省）</li> <li>・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料（小学校版1～3・中学校版1～2・高等学校版1～3）（文部科学省）</li> <li>・中学校外国語科「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標作成ガイド</li> <li>・しまねの英語教育～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～</li> <li>・えいごネット（一般財団法人英語教育協議会） <a href="http://www.eigo-net.jp/">http://www.eigo-net.jp/</a></li> <li>・平成26年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・平成27年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材</li> <li>・小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック</li> </ul>	<p>平成 17 年 8 月</p> <p>令和 5 年 6 月</p> <p>平成 24 年 8 月</p> <p>平成 25 年 3 月</p> <p>平成 26 年 2 月</p> <p>平成 27 年 3 月</p> <p>平成 29 年 6 月</p>
14 竹島に関する学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島学習副教材DVD</li> <li>・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」</li> <li>・竹島学習リーフレット活用のためのてびき</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」</li> </ul>	<p>平成 21 年 5 月</p> <p>平成 24 年 2 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 24 年 11 月</p>



2 特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告（文部科学省）</li> <li>・就学支援 Q&amp;A（特別支援教育課）</li> <li>・リーフレット「しまねの特別支援教育『多様な学びの場』」（特別支援教育課）</li> <li>・ウェブサイト 「特別支援教育」（島根県教育センター：トップページ＞学校・教職員支援＞特別支援教育） 「インクル DB（インクルーシブ教育システム構築支援データベース）」（国立特別支援教育総合研究所） 「発達障害ナビポータル」（文部科学省・厚生労働省等） 「障害を理由とする差別の解消の推進」（内閣府） 「合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ」（内閣府） 「NISE『特別支援教育リーフ』」（国立特別支援教育総合研究所）</li> </ul>	<p>令和 5年 3月</p> <p>令和 5年 4月 令和 5年 4月</p>
3 生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）（中学校編）（高等学校編）（国立教育政策研究所）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（小学生用）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用）</li> <li>・学級集団づくり 魅力ガイドブック</li> <li>・「学校危機管理の手引（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～」（第3章8「危機管理」に再掲）</li> <li>・いじめ問題対応の手引〔改訂版〕 ～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～</li> <li>・保護者と学校のよりよい関係づくり</li> <li>・教室に入りにくい子どもを校内で支える</li> <li>・“生徒指導・教育相談・学級集団づくり・・・etc” 校内研修ベストセレクション</li> <li>・スクールカウンセラー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・スクールソーシャルワーカー活用事業に係るガイドライン</li> <li>・いじめ対策に係る事例集（文部科学省）</li> <li>・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～</li> <li>・生徒指導支援資料（国立教育政策研究所）</li> <li>・生徒指導提要（改訂版）（文部科学省）</li> <li>・島根の不登校支援リーフレット</li> </ul>	<p>平成 21年 3月 平成 22年 3月 平成 23年 3月</p> <p>平成 25年 1月 平成 25年 7月 平成 26年 3月 令和 5年 10月</p> <p>平成 27年 9月</p> <p>令和 3年 3月 平成 30年 3月 平成 28年 3月</p> <p>平成 29年 6月 平成 29年 6月 平成 30年 9月</p> <p>平成 22年 3月</p> <p>平成 21年 4月 令和 4年 12月 令和 5年 8月</p>
4 幼小の連携・接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター）</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）</li> <li>・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての参考資料（初版）（文部科学省）</li> <li>・島根県幼児教育振興プログラム</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続（リーフレット）</li> <li>・子どもを中心につなげるしまねの幼小連携・接続（動画）</li> <li>・幼小連携・接続オンデマンド研修動画</li> </ul>	<p>平成 30年 4月</p> <p>令和 4年 3月 令和 4年 3月</p> <p>令和 2年 7月 令和 5年 3月 令和 5年 11月 令和 5年 4月</p>
5 健康教育 （学校保健）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における感染症対策実践事例集（公財 日本学校保健会）</li> <li>・学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～</li> <li>・リーフレット 学校におけるがん教育を推進します</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育の手引</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引</li> <li>・性に関する指導 Q&amp;A</li> <li>・島根県 学校におけるがん教育 Q&amp;A 集</li> <li>・連携を生かし、性に関する指導の充実を！（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 概要版（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 実践事例集</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック（第2版）</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省）</li> </ul>	<p>令和 4年 3月 令和 2年 3月 令和 2年 12月 令和 4年 2月 平成 24年 2月 平成 25年 2月 令和 5年 2月 平成 27年 2月 平成 28年 2月 平成 29年 2月 平成 28年 2月 平成 30年 2月 平成 21年 3月</p>

5 健康教育 (学校保健)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き (文部科学省)</li> <li>・教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引&lt;令和3年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・養護教諭のための児童虐待対応の手引き (文部科学省)</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン&lt;令和元年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり&lt;令和元年度改訂&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル (公財 日本学校保健会)</li> <li>・現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～ (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む小学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む中学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引 (文部科学省)</li> <li>・保健教育の指導と評価&lt;令和4年度版&gt; (公財 日本学校保健会)</li> <li>・学校における薬品管理マニュアル (公財 日本学校保健会)</li> </ul>	<p>平成 23 年 8 月</p> <p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 19 年 10 月 令和 2 年 3 月</p> <p>令和 2 年 2 月</p> <p>平成 27 年 8 月 平成 29 年 3 月</p> <p>平成 31 年 3 月 令和 2 年 3 月</p> <p>令和 3 年 3 月 令和 5 年 3 月 令和 5 年 3 月</p>
6 食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の学習ノート (小学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート (中学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート (高校生用)</li> <li>・リーフレット「すこやかしまねっこ」</li> <li>・「すこやかしまねっこ」実践事例集 (小学校編)</li> <li>・食に関する指導の手引き (第二次改定版) (文部科学省)</li> <li>・食育推進のための授業実践集</li> <li>・食育推進のための授業実践集 (第2集)</li> <li>・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のP D C A～ (文部科学省)</li> </ul>	<p>令和 2 年 5 月 令和 2 年 5 月</p> <p>平成 30 年 3 月 平成 23 年 2 月 平成 25 年 2 月</p> <p>平成 31 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月 平成 29 年 3 月</p>
7 体力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育 楽しく たくましく「しまねっ子！元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～」</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・ソング, ダンスCD</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・トレーニングDVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD</li> <li>・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動DVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動DVD</li> <li>・安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集</li> </ul>	<p>毎年 3 月</p> <p>平成 22 年 3 月 平成 23 年 3 月 平成 25 年 4 月 平成 25 年 4 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 27 年 3 月</p>
8 キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校キャリア教育の手引き -小学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 準拠- (文部科学省)</li> <li>・中学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・高等学校キャリア教育の手引き (文部科学省)</li> <li>・キャリア教育が促す「学習意欲」 (文部科学省)</li> <li>・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」 (文部科学省)</li> <li>・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育 (文部科学省)</li> <li>・キャリア教育リーフレットシリーズ (文部科学省)</li> <li>・R P D C Aですすめる！キャリア教育 ～自校の実態に応じた推進のために～</li> <li>・改定版 学びを将来や社会につなぐ キャリア教育ハンドブック</li> </ul>	<p>令和 4 年 3 月</p> <p>平成 23 年 3 月 平成 23 年 11 月 平成 26 年 3 月 平成 27 年 3 月 平成 28 年 3 月</p> <p>平成 29 年 3 月～ 平成 27 年 3 月</p> <p>令和 3 年 8 月</p>
第 7 章 教職員の服務		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人事管理の在り方について報告書</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権</li> <li>・ハラスメントの防止等に関する要綱</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集 (増補版)</li> <li>・教職員の働き方改革プラン</li> <li>・学校業務改善事例集【改訂版】</li> </ul>	<p>平成 14 年 12 月 平成 12 年 4 月</p> <p>令和 2 年 11 月 平成 16 年 8 月 平成 23 年 3 月 平成 31 年 3 月 令和 3 年 3 月</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県教育センター 研究紀要・研修報告</li> </ul>	<p>毎年 3 ～ 4 月</p>

国立教育政策研究所	<a href="https://www.nier.go.jp/">https://www.nier.go.jp/</a>
国立特別支援教育総合研究所	<a href="https://www.nise.go.jp/nc/">https://www.nise.go.jp/nc/</a>
島根県	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/">https://www.pref.shimane.lg.jp/</a>
島根県教育委員会	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/">https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/</a>
しまねの教育情報 WebE I O S (エイオス)	<a href="http://eio-shimane.jp">http://eio-shimane.jp</a>
しまねっこ CH	<a href="https://www.youtube.com/channel/UCuOwBPxpAkXETxVz_rrhGeQ">https://www.youtube.com/channel/UCuOwBPxpAkXETxVz_rrhGeQ</a>
島根県教育センター	<a href="https://www.shimane-ec.pref.shimane.lg.jp/index.html">https://www.shimane-ec.pref.shimane.lg.jp/index.html</a>

[各項における表記について]

小学校…義務教育学校（前期課程）を含む。  
中学校…義務教育学校（後期課程）を含む。